

# 野村インデックスファンド・ 海外5資産バランス

## 愛称:Funds-i 海外5資産バランス

追加型投信 海外 資産複合 インデックス型

### 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年5月30日)

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・海外5資産バランスの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月28日に関東財務局長に提出しており、2024年11月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次 .....	2
第一部 【証券情報】 .....	3
(1) 【ファンドの名称】 .....	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	3
(4) 【発行（売出）価格】 .....	3
(5) 【申込手数料】 .....	3
(6) 【申込単位】 .....	4
(7) 【申込期間】 .....	4
(8) 【申込取扱場所】 .....	4
(9) 【払込期日】 .....	4
(10) 【払込取扱場所】 .....	4
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	4
(12) 【その他】 .....	5
第二部 【ファンド情報】 .....	6
第1 【ファンドの状況】 .....	6
1 【ファンドの性格】 .....	6
2 【投資方針】 .....	11
3 【投資リスク】 .....	29
4 【手数料等及び税金】 .....	33
5 【運用状況】 .....	36
第2 【管理及び運営】 .....	57
1 【申込（販売）手続等】 .....	57
2 【換金（解約）手続等】 .....	58
3 【資産管理等の概要】 .....	59
4 【受益者の権利等】 .....	62
第3 【ファンドの経理状況】 .....	64
1 【財務諸表】 .....	67
【中間財務諸表】 .....	200
2 【ファンドの現況】 .....	220
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	222
第三部 【委託会社等の情報】 .....	223
第1 【委託会社等の概況】 .....	223
1 【委託会社等の概況】 .....	223
2 【事業の内容及び営業の概況】 .....	225
3 【委託会社等の経理状況】 .....	226
4 【利害関係人との取引制限】 .....	276
5 【その他】 .....	276
約款 .....	277

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス

(ファンドの愛称を「Funds-i 海外 5 資産バランス」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i 海外 5 資産バランス」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

2 兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.00%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

#### (6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

※分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (7) 【申込期間】

2024年11月29日から2025年11月27日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
	海 外	債 券	インデックス型
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 ( )	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ( )	日経 225 T O P I X その他 (合成指数)
不動産投信	その他 ( )			なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))					
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

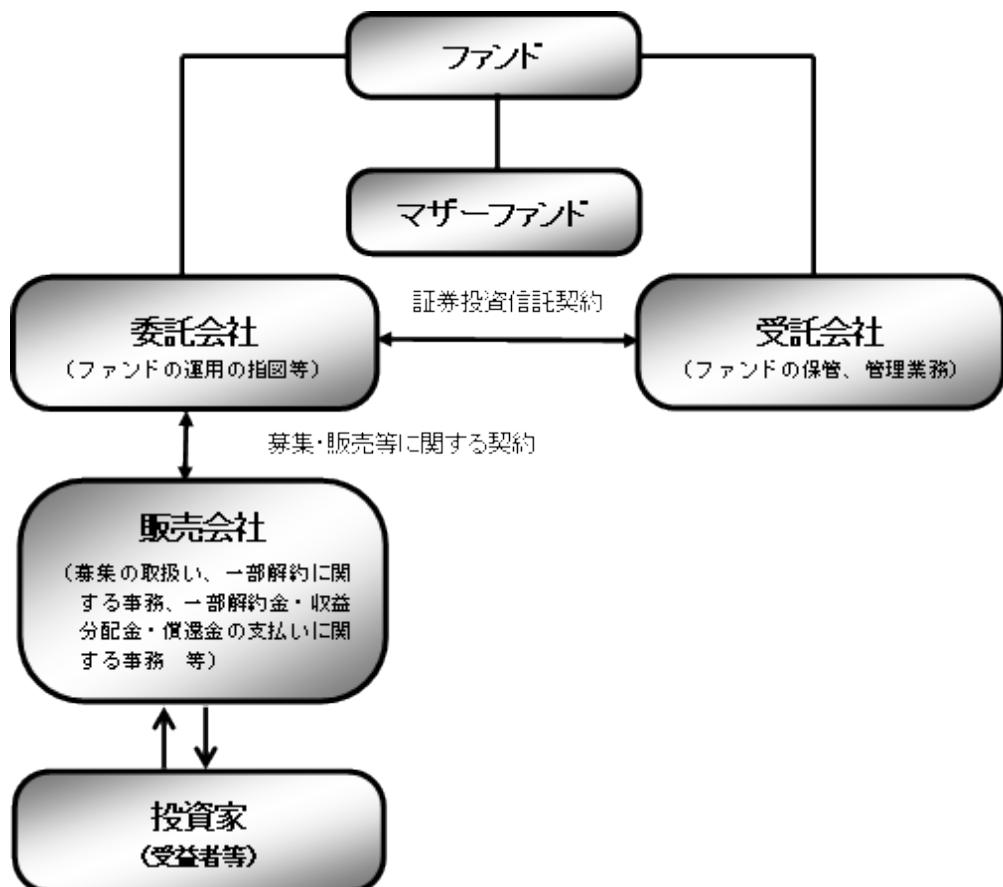
をいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

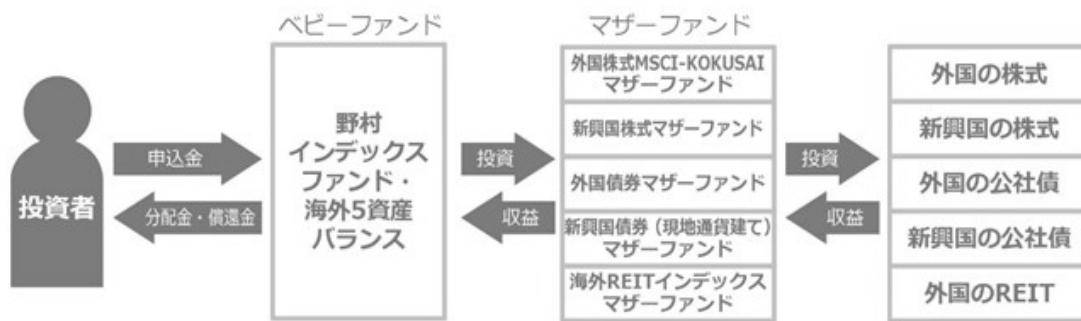
2013年9月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村インデックスファンド・海外5資産バランス
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド 海外REITインデックスマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



### ■委託会社の概況(2025年4月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693 株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

[1] ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円換算ベース・為替ヘッジなし)*1
②新興国株式マザーファンド	1/6	新興国の株式(DR(預託証書)*1を含みます。)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)*2
③外国債券マザーファンド	1/6	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
④新興国債券(現地通貨建て)	1/6	現地通貨建ての新	JP モルガン・ガバメント

マザーファンド		興國の公社債	ト・ボンド・インデックス －エマージング・マー ケッツ・グローバル・デ ィバーシファイド(円換 算ベース)*3
⑤海外 REIT インデックス マザーファンド	1/3	日本を除く世界各国 の REIT*2	S&P 先進国 REIT 指 数(除く日本、配当込 み、円換算ベース)*4

\*1 Depository Receipt (預託証書) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

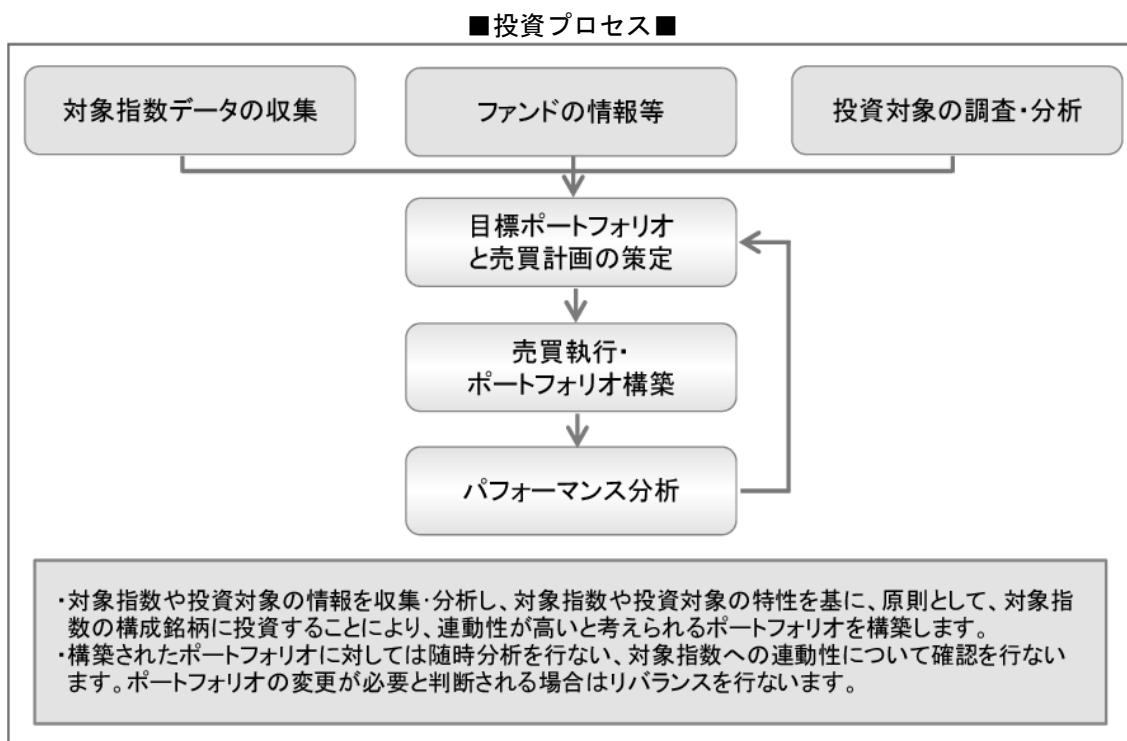
\*2 海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

\*1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）は、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの運用の基本方針における「MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）」と同一の指数です。

\*2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*3 JP Morgan Government Bond Index—Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*4 S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。



\*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

[3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

○MSCI-KOKUSAI 指数(円換算ベース・為替ヘッジなし)

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.(MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると默示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも默示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、默示的な保証を行うものではなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかな

る場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

#### OFTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

#### OJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるのですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。

ジー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参考する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、贊助し、支持し、又はその他の方法で勧説するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたのですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英國金

融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員) 及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、[index.research@jpmorgan.com](mailto:index.research@jpmorgan.com) 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

#### ○S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしております。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的の保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

#### (2) 【投資対象】

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファ

ンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。

### ■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式
新興国株式マザーファンド	新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)
外国債券マザーファンド	外国の公社債
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT

#### ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利  
ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）  
ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

ロ 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### ② 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、および海外 REIT インデックス マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権

利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 金利先渡取引<sup>\*1</sup>
- 4 為替先渡取引<sup>\*2</sup>
- 5 直物為替先渡取引<sup>\*3</sup>

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (参考)各マザーファンドの概要

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
  - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
  - ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ### (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
  - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
  - ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
  - ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
  - ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
  - ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
  - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
  - ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

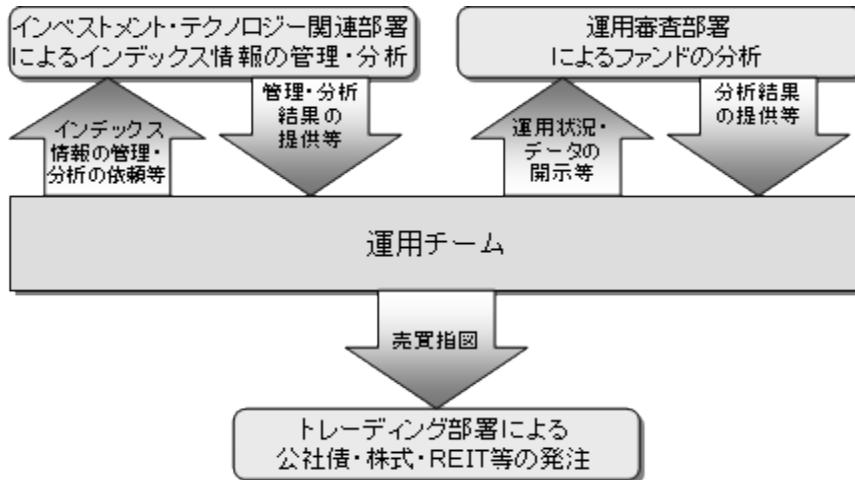
⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30% を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

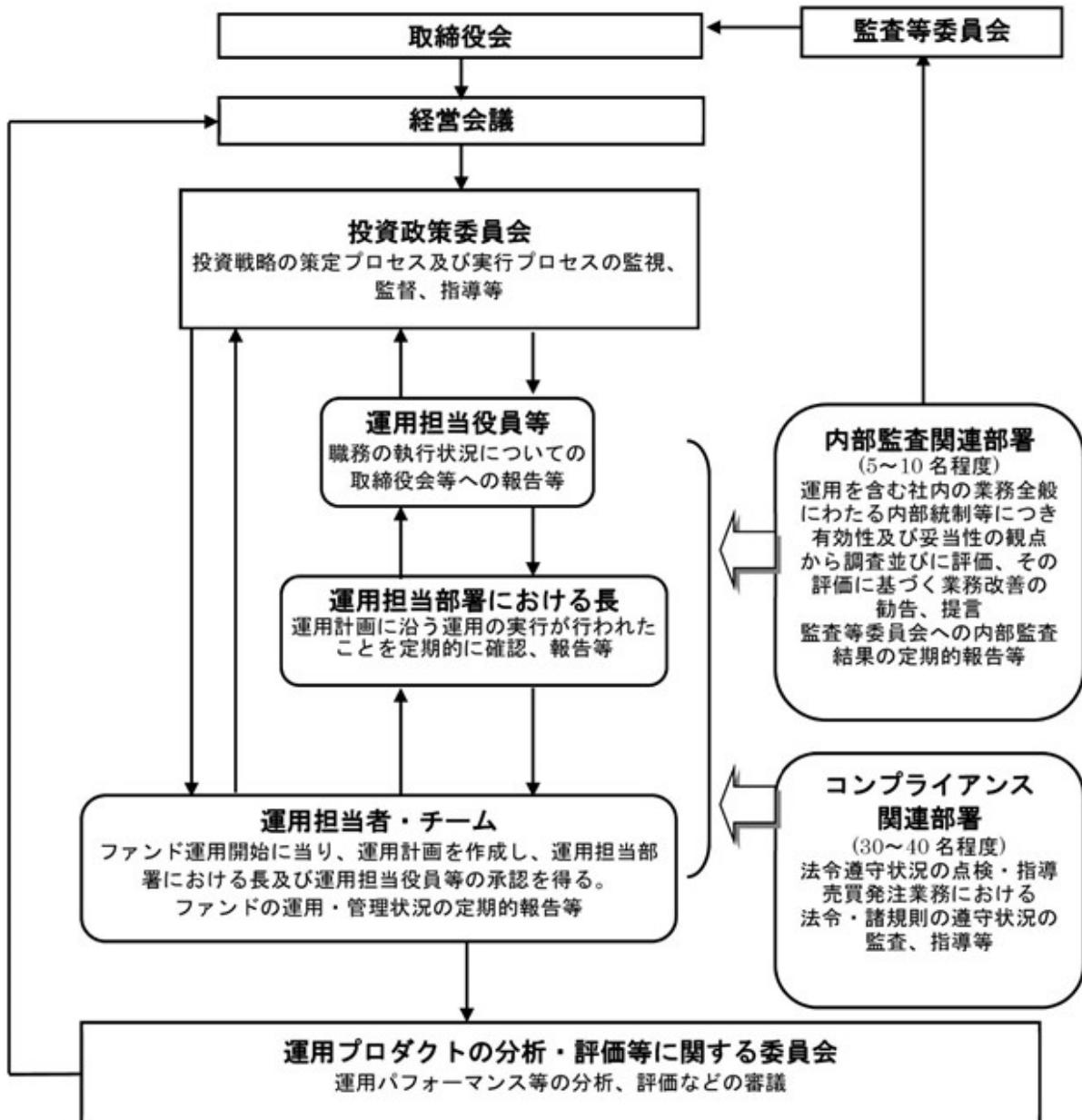
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年9月6日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### (5) 【投資制限】

##### ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### ⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑪資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数  
(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

## 3 【投資リスク】

### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

### [REIT の価格変動リスク]

REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受け

ます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市场に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市场が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 『委託会社におけるリスクマネジメント体制』

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

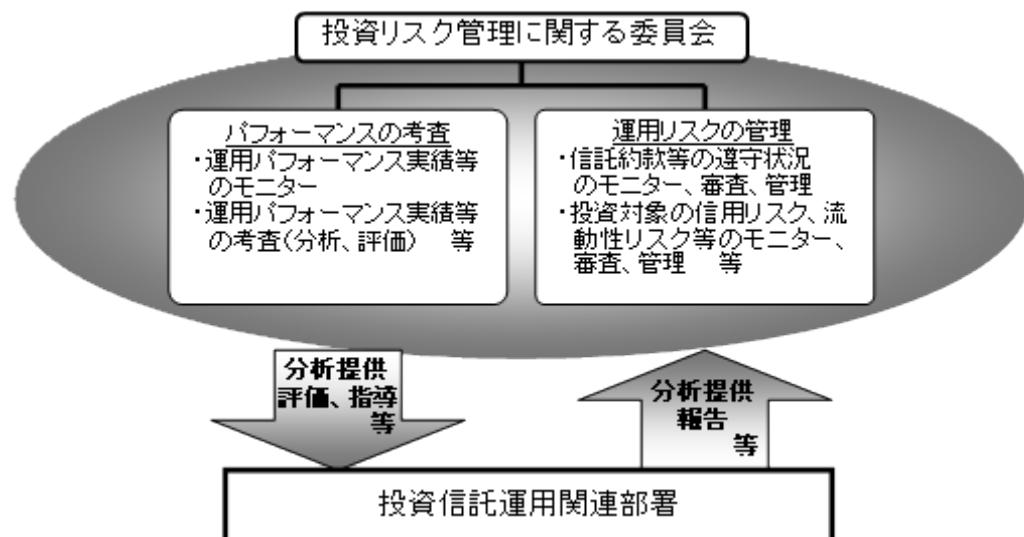
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

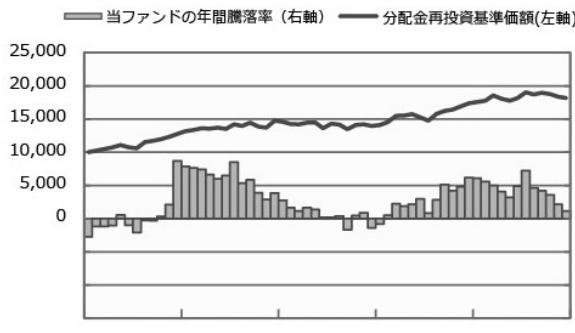
### リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

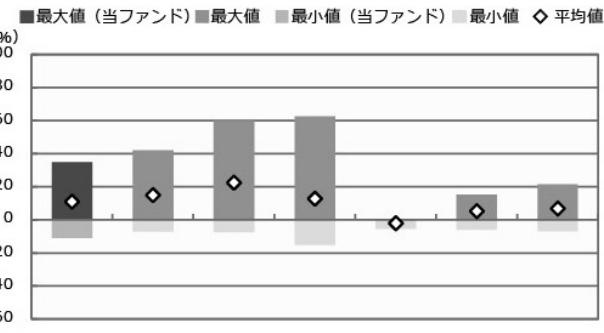
# ■ リスクの定量的比較 (2020年4月末～2025年3月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年4月 2021年3月 2022年3月 2023年3月 2024年3月 2025年3月

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	<b>34.8</b>	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 10.9	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	<b>11.1</b>	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数值及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数值の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.00%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%（税抜年0.60%）以内（2025年5月29日現在 年0.66%（税抜年0.60%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.28%	年0.28%	年0.04%

\*上記配分は、2025年5月29日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### 《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

### (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相

当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準額に0.2%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### <換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

##### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

ください。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。  
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*上記は 2025 年 3 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.70	0.66	0.04

(2023年9月7日～2024年9月6日)

\*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\*各比率は、年率換算した値です。

\*マザーファンドが支払った費用を含みます。

\*その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要する他の諸費用等が含まれます。

\*その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。

\*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

以下は 2025 年 3 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

#### 野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,853,641,786	99.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,964,649	0.10
合計（純資産総額）		6,860,606,435	100.00

#### （参考）外国株式M S C I – K O K U S A I マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,005,019,386,117	73.32
	カナダ	88,110,750,779	3.22
	ドイツ	72,060,916,951	2.63
	イタリア	22,171,863,103	0.81
	フランス	81,180,289,153	2.96
	オランダ	33,383,744,103	1.22
	スペイン	21,682,362,312	0.79
	ベルギー	5,527,893,348	0.20
	オーストリア	1,420,705,757	0.05
	ルクセンブルグ	410,252,034	0.01
	フィンランド	7,444,025,314	0.27
	アイルランド	2,243,342,797	0.08
	ポルトガル	1,104,622,213	0.04
	スイス	784,102,520	0.02
	ジャージー	176,595,074	0.00
	イギリス	108,155,750,589	3.95
	スイス	72,514,058,767	2.65
	スウェーデン	23,294,121,793	0.85
	ノルウェー	4,669,733,351	0.17
	デンマーク	17,247,327,488	0.63
	オーストラリア	45,260,166,586	1.65
	ニュージーランド	1,369,812,738	0.05
	香港	12,699,667,498	0.46
	シンガポール	9,275,231,872	0.33
	イスラエル	3,608,669,141	0.13
小計		2,640,815,391,398	96.57
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	45,026,094,550	1.64
	フランス	1,048,802,661	0.03

	イギリス	666,869,496	0.02
	オーストラリア	2,772,162,924	0.10
	香港	533,893,160	0.01
	シンガポール	677,425,276	0.02
	小計	50,725,248,067	1.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	42,824,474,523	1.56
合計（純資産総額）		2,734,365,113,988	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	32,242,799,316	1.17
	買建	カナダ	1,397,380,140	0.05
	買建	ドイツ	3,945,477,780	0.14
	買建	イギリス	1,713,236,997	0.06
	買建	スイス	1,145,620,690	0.04
	買建	オーストラリア	753,639,400	0.02

#### (参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	5,008,429,022	3.20
	メキシコ	2,627,712,138	1.67
	ブラジル	5,747,795,842	3.67
	チリ	353,809,843	0.22
	コロンビア	89,128,954	0.05
	ギリシャ	842,647,760	0.53
	トルコ	830,609,817	0.53
	チェコ	264,828,463	0.16
	ハンガリー	444,251,054	0.28
	ポーランド	1,513,074,837	0.96
	香港	37,299,618,504	23.84
	マレーシア	1,943,112,735	1.24
	タイ	1,726,935,762	1.10
	フィリピン	710,881,852	0.45
	インドネシア	1,827,917,356	1.16
	韓国	13,579,375,024	8.68
	台湾	25,690,940,904	16.42
	インド	26,839,634,792	17.15
	カタール	1,149,141,142	0.73
	エジプト	22,657,750	0.01
	南アフリカ	4,668,795,771	2.98

	アラブ首長国連邦	2, 066, 689, 121	1.32
	クウェート	1, 176, 145, 134	0.75
	サウジアラビア	5, 925, 176, 011	3.78
	小計	142, 349, 309, 588	91.00
投資信託受益証券	アメリカ	5, 541, 974, 948	3.54
投資証券	メキシコ	120, 113, 874	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8, 412, 682, 476	5.37
合計（純資産総額）		156, 424, 080, 886	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	アメリカ	7, 861, 175, 453	5.02
	賃建	香港	365, 251, 941	0.23

#### （参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	466, 988, 206, 882	46.90
	カナダ	19, 467, 136, 960	1.95
	メキシコ	7, 879, 115, 859	0.79
	ドイツ	44, 156, 569, 363	4.43
	イタリア	87, 453, 584, 214	8.78
	フランス	61, 815, 805, 634	6.20
	オランダ	11, 322, 701, 667	1.13
	スペイン	46, 523, 993, 153	4.67
	ベルギー	15, 086, 641, 087	1.51
	オーストリア	9, 369, 359, 600	0.94
	フィンランド	4, 616, 461, 928	0.46
	アイルランド	3, 967, 874, 964	0.39
	ポルトガル	3, 968, 805, 997	0.39
	イギリス	52, 060, 788, 570	5.22
	スウェーデン	1, 772, 704, 693	0.17
	ノルウェー	1, 468, 458, 096	0.14
	デンマーク	2, 131, 303, 010	0.21
	ポーランド	5, 847, 850, 986	0.58
	オーストラリア	12, 109, 919, 622	1.21
	ニュージーランド	2, 769, 224, 009	0.27
	シンガポール	3, 834, 294, 177	0.38
	マレーシア	4, 974, 711, 306	0.49
	中国	110, 380, 435, 281	11.08
	イスラエル	3, 132, 569, 720	0.31

	小計	983, 098, 516, 778	98. 73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12, 597, 785, 510	1. 26
合計（純資産総額）		995, 696, 302, 288	100. 00

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	メキシコ	1, 553, 354, 158	9. 73
	ブラジル	1, 038, 378, 417	6. 50
	チリ	283, 871, 190	1. 77
	コロンビア	565, 429, 361	3. 54
	ペルー	294, 133, 363	1. 84
	ウルグアイ	28, 200, 357	0. 17
	ドミニカ共和国	39, 410, 977	0. 24
	セルビア	43, 678, 027	0. 27
	トルコ	196, 828, 965	1. 23
	チェコ	769, 740, 271	4. 82
	ハンガリー	353, 498, 852	2. 21
	ポーランド	1, 110, 115, 555	6. 95
	ロシア	0	0. 00
	ルーマニア	511, 412, 229	3. 20
	マレーシア	1, 556, 700, 743	9. 75
	タイ	1, 381, 099, 390	8. 65
	インドネシア	1, 538, 880, 093	9. 64
	中国	1, 548, 269, 824	9. 70
	インド	1, 459, 286, 262	9. 14
	南アフリカ	1, 140, 013, 743	7. 14
	小計	15, 412, 301, 777	96. 61
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	540, 067, 458	3. 38
合計（純資産総額）		15, 952, 369, 235	100. 00

(参考) 海外R E I T インデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	68, 494, 969, 639	78. 77
	カナダ	1, 068, 566, 240	1. 22
	ドイツ	25, 844, 629	0. 02
	イタリア	8, 314, 704	0. 00
	フランス	1, 639, 766, 926	1. 88
	オランダ	134, 695, 935	0. 15
	スペイン	373, 365, 219	0. 42
	ベルギー	832, 851, 321	0. 95
	アイルランド	31, 926, 518	0. 03

	シンガポール	32,578,080	0.03
	ガーンジー	69,491,800	0.07
	イギリス	3,703,910,666	4.25
	オーストラリア	5,905,436,866	6.79
	ニュージーランド	65,455,380	0.07
	香港	828,999,577	0.95
	シンガポール	2,557,573,648	2.94
	韓国	141,850,260	0.16
	イスラエル	108,789,340	0.12
	小計	86,024,386,748	98.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	923,125,028	1.06
合計（純資産総額）		86,947,511,776	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	アメリカ	1,295,321,664	1.48

#### (2) 【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	572,256,949	3.9696	2,271,631,185	3.9241	2,245,593,493	32.73
2	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	638,843,237	1.7670	1,128,836,000	1.8302	1,169,210,892	17.04
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	390,289,999	2.9222	1,140,505,436	2.9933	1,168,255,054	17.02
4	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	553,312,839	1.9240	1,064,580,363	2.0888	1,155,759,858	16.84
5	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIIマザーファンド	154,939,750	6.7705	1,049,019,578	7.1952	1,114,822,489	16.24

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合 計	99.89

#### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,203,300	26,756.64	112,466,212,420	32,580.40	136,945,228,946	5.00
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・	6,845,400	14,047.73	96,162,358,925	16,397.85	112,249,899,891	4.10

				半導体製造装置						
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,974,300	62,883.87	124,151,640,718	56,638.17	111,820,750,877	4.08
4	アメリカ	株式	AMAZON. COM INC	大規模小売り	2,645,200	27,243.23	72,063,813,835	28,815.49	76,222,745,787	2.78
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	609,400	73,954.87	45,068,098,287	86,234.16	52,551,100,029	1.92
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,633,200	22,971.62	37,517,256,999	23,075.42	37,686,778,557	1.37
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,392,200	23,150.76	32,230,490,540	23,334.09	32,485,721,769	1.18
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	807,500	27,857.46	22,494,906,333	39,405.99	31,820,341,770	1.16
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,244,700	20,738.96	25,813,784,583	25,286.82	31,474,507,841	1.15
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	372,000	63,668.43	23,684,656,599	78,693.87	29,274,120,086	1.07
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	786,900	30,301.43	23,844,199,849	36,310.93	28,573,072,391	1.04
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	225,500	117,798.72	26,563,611,890	122,981.69	27,732,372,268	1.01
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	483,400	42,701.90	20,642,100,751	51,262.93	24,780,501,329	0.90
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,228,500	17,296.35	21,248,575,759	17,602.98	21,625,272,724	0.79
15	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	257,200	74,758.07	19,227,777,887	77,158.30	19,845,114,966	0.72
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	229,100	72,182.37	16,536,981,922	80,832.00	18,518,612,850	0.67
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	124,080	112,717.12	13,985,940,690	139,002.76	17,247,462,858	0.63
18	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	119,480	93,505.75	11,172,068,100	139,629.25	16,682,903,029	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	658,300	24,384.79	16,052,507,879	25,123.84	16,539,027,558	0.60
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	673,000	23,619.33	15,895,814,823	24,477.91	16,473,639,622	0.60
21	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,235,500	9,357.70	11,561,442,158	12,731.62	15,729,926,394	0.57
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	493,900	27,299.05	13,483,001,046	30,694.96	15,160,241,139	0.55
23	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	277,700	57,110.20	15,859,502,889	53,550.58	14,870,998,288	0.54
24	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,144,000	9,264.56	10,598,664,557	10,521.72	12,036,850,426	0.44
25	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	477,200	23,502.77	11,215,522,803	24,833.77	11,850,678,289	0.43
26	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,915,000	5,723.35	10,960,219,333	6,167.70	11,811,145,500	0.43

27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウエア	291,900	29,938.27	8,738,982,797	39,993.24	11,674,026,756	0.42
28	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	732,300	16,122.30	11,806,361,154	15,344.40	11,236,711,150	0.41
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	110,100	142,709.12	15,712,275,105	101,397.24	11,163,837,005	0.40
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウエア	267,500	44,544.27	11,915,592,992	40,365.91	10,797,882,102	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターネット・メディアおよびサービス	4.59

	飲料	1.28
	食品	1.11
	タバコ	0.68
	家庭用品	0.98
	パーソナルケア用品	0.47
	ヘルスケア機器・用品	2.16
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.76
	バイオテクノロジー	1.74
	医薬品	4.50
	銀行	6.12
	金融サービス	3.52
	保険	3.41
	情報技術サービス	1.29
	ソフトウェア	8.21
	通信機器	0.72
	コンピュータ・周辺機器	5.27
	電子装置・機器・部品	0.49
	半導体・半導体製造装置	7.82
	各種電気通信サービス	1.08
	無線通信サービス	0.26
	電力	1.66
	ガス	0.08
	総合公益事業	0.76
	水道	0.08
	消費者金融	0.43
	資本市場	3.52
	各種消費者サービス	0.01
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
	ヘルスケア・テクノロジー	0.06
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.88
	専門サービス	0.96
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	1.85
合 計		98.43

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,058,000	3,728.14	11,400,659,165	4,295.04	13,134,242,106	8.39
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット	801,400	7,268.51	5,824,985,872	9,792.59	7,847,781,626	5.01

				ブ・メデ イアおよびサービス						
3	アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,066,400	652.99	5,267,326,510	687.04	5,541,974,948	3.54
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小 売り	2,007,480	1,541.24	3,094,009,548	2,517.82	5,054,473,294	3.23
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュ ータ・周 辺機器	592,720	7,857.73	4,657,438,072	6,122.34	3,628,833,365	2.31
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	702,400	2,790.00	1,959,700,382	3,217.63	2,260,064,717	1.44
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュ ータ・周 辺機器	2,044,000	446.54	912,747,998	981.18	2,005,533,964	1.28
8	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・ レストラ ン・レジ ヤー	610,640	2,349.94	1,434,973,403	3,077.12	1,879,013,778	1.20
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガ ス・消耗 燃料	755,800	2,444.86	1,847,829,697	2,244.17	1,696,148,221	1.08
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小 売り	86,180	19,532.16	1,683,282,235	18,009.68	1,552,074,567	0.99
11	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	648,500	1,997.82	1,295,587,324	2,373.09	1,538,952,756	0.98
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,935,000	103.84	1,239,392,581	128.77	1,536,917,690	0.98
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・ 半導体製 造装置	67,760	18,123.43	1,228,043,722	20,268.81	1,373,414,566	0.87
14	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	188,538	5,108.30	963,108,886	6,609.49	1,246,140,780	0.79
15	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	152,500	4,944.78	754,080,363	7,818.69	1,192,351,140	0.76
16	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術 サービス	412,300	2,620.61	1,080,477,643	2,764.34	1,139,739,031	0.72
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子裝 置・機 器・部品	1,551,649	776.56	1,204,959,732	694.78	1,078,064,623	0.68
18	サウジア ラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	240,500	3,231.37	777,146,586	4,061.64	976,824,420	0.62
19	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信 サービス	314,500	2,359.70	742,126,909	3,050.78	959,471,568	0.61
20	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小 売り	301,367	2,425.29	730,902,496	3,159.76	952,249,803	0.60
21	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,520,000	85.50	728,525,796	105.51	899,011,656	0.57
22	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小 売り	21,160	31,479.99	666,116,654	37,316.78	789,623,198	0.50
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,720,000	70.47	614,508,221	88.21	769,276,656	0.49
24	サウジア ラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガ ス・消耗 燃料	714,940	1,145.22	818,764,087	1,065.18	761,543,364	0.48
25	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・ レストラ ン・レジ ヤー	76,800	8,172.78	627,669,804	9,744.54	748,380,672	0.47
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	822,500	763.56	628,034,244	902.37	742,206,728	0.47
27	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	241,750	2,955.56	714,508,325	3,029.07	732,278,156	0.46
28	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術 サービス	111,500	6,987.32	779,086,883	6,346.82	707,670,876	0.45
29	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱	450,652	1,642.09	740,011,739	1,493.04	672,845,446	0.43

				業						
30	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	2,107.93	850,971,661	1,547.53	624,738,668	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターラクティブ・メディアおよびサービス	6.12
		メディア	0.03
		娯楽	0.94
		不動産管理・開発	1.46
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.98
		化学	1.24
		建設資材	0.68
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.17
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	0.67
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.51
		電気設備	0.93
		コングロマリット	0.92
		機械	0.63
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.22
		旅客航空輸送	0.33
		海上運輸	0.31
		陸上運輸	0.12
		運送インフラ	0.56
		自動車用部品	0.52
		自動車	3.01
		家庭用耐久財	0.35
		繊維・アパレル・贅沢品	0.70
		ホテル・レストラン・レジャー	2.57
		大規模小売り	5.60
		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.07
		飲料	0.87
		食品	1.17
		タバコ	0.30
		家庭用品	0.02
		パーソナルケア用品	0.52

	ヘルスケア機器・用品	0.07
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.58
	バイオテクノロジー	0.77
	医薬品	1.05
	銀行	16.72
	金融サービス	0.99
	保険	2.75
	情報技術サービス	1.91
	ソフトウェア	0.14
	通信機器	0.20
	コンピュータ・周辺機器	5.18
	電子装置・機器・部品	1.90
	半導体・半導体製造装置	11.05
	各種電気通信サービス	1.07
	無線通信サービス	1.51
	電力	1.08
	ガス	0.29
	総合公益事業	0.06
	水道	0.14
	消費者金融	0.75
	資本市場	0.71
	各種消費者サービス	0.14
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.72
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
	その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	3.54
投資証券	—	0.07
合 計		94.62

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,192.14	9,828,151,452	13,639.61	10,161,509,918	2.75	2032/8/15	1.02
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,083.31	10,105,819,063	15,091.88	10,111,560,900	4.875	2026/5/31	1.01
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,356.62	9,389,707,496	13,772.19	9,681,851,681	1.25	2028/5/31	0.97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,550,000	14,109.05	9,530,664,214	14,275.94	9,643,402,073	1.25	2026/12/31	0.96
5	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	465,800,000	2,066.86	9,627,466,701	2,068.50	9,635,085,242	1.85	2027/5/15	0.96
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,200,000	14,299.47	9,466,250,078	14,483.58	9,588,130,459	2.375	2027/5/15	0.96
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,322.98	8,913,075,794	13,597.84	9,096,961,444	1	2028/7/31	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,362.47	8,582,716,930	13,801.68	8,864,824,724	2.875	2032/5/15	0.89
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,011.54	8,505,010,096	14,495.55	8,798,801,469	2	2026/11/15	0.88

10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,322.52	8,392,997,189	14,420.79	8,450,585,469	1.625	2026/10/31	0.84
11	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	52,050,000	16,303.53	8,485,990,063	16,227.89	8,446,616,983	2.75	2030/2/25	0.84
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	49,950,000	16,370.08	8,176,854,960	16,398.44	8,191,022,778	3.1	2026/8/28	0.82
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,658.94	8,084,405,851	14,701.72	8,108,003,509	4	2034/2/15	0.81
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,317.49	7,850,665,167	13,743.86	8,102,009,265	1.25	2028/6/30	0.81
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000	18,783.05	8,067,324,132	18,744.55	8,050,785,084	5.75	2033/2/1	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,256.28	7,897,984,133	14,494.09	8,029,728,630	2.875	2028/5/15	0.80
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,550,000	18,250.76	8,130,717,267	17,927.66	7,986,776,450	5.5	2029/4/25	0.80
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,071.21	7,753,238,489	14,469.80	7,972,865,289	0.5	2026/2/28	0.80
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	43,250,000	18,704.49	8,089,692,388	18,041.98	7,803,158,004	4.75	2035/4/25	0.78
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,950,000	13,382.55	7,487,537,015	13,899.51	7,776,780,462	0.5	2027/5/31	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	14,590.75	7,295,378,345	14,968.35	7,484,176,501	4	2030/2/28	0.75
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	14,703.29	7,491,327,201	14,610.61	7,444,108,057	3.875	2033/8/15	0.74
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,250,000	12,709.29	7,276,070,421	12,952.75	7,415,451,166	1.875	2032/2/15	0.74
24	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,200,000	19,141.61	7,503,514,509	18,891.72	7,405,554,491	5.5	2031/1/4	0.74
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,950,000	16,422.23	7,381,795,588	16,473.08	7,404,651,744	3.8	2026/4/15	0.74
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	13,946.22	7,224,146,404	14,280.91	7,397,511,836	3.5	2033/2/15	0.74
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	13,751.66	7,061,481,532	14,087.00	7,233,675,976	2.375	2029/3/31	0.72
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	37,350,000	19,575.45	7,311,433,662	19,084.71	7,128,140,133	5.75	2032/10/25	0.71
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,300.77	6,778,565,040	14,704.06	6,969,726,545	3.625	2030/3/31	0.69
30	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,400,000	16,607.50	6,875,506,212	16,810.69	6,959,627,515	3.5	2029/5/31	0.69

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.73
合 計	98.73

#### (参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (%)	投資 比率 (%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	9,400,000	2,149.37	202,041,161	2,147.12	201,830,212	—	2026/7/1	1.26
2	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,150,000	708.60	199,473,461	716.31	201,641,733	7.5	2027/6/3	1.26
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	8,600,000	2,301.02	197,888,558	2,303.13	198,069,263	—	2026/1/1	1.24
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,900,000	2,094.78	165,487,895	2,081.75	164,458,924	1.91	2029/7/15	1.03
5	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	87,000,000	168.71	146,786,112	171.73	149,406,840	6.67	2050/12/17	0.93

6	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	600,000	2,454.71	147,290,557	2,471.94	148,316,681	10	2027/1/1	0.92
7	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,300,000	3,389.85	145,763,627	3,393.05	145,901,396	3.733	2028/6/15	0.91
8	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,000,000	643.32	141,531,486	662.00	145,641,852	7.75	2034/11/23	0.91
9	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	709.30	141,861,097	723.63	144,727,914	8.5	2029/5/31	0.90
10	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	178.99	143,193,548	179.89	143,919,847	7.1	2029/4/18	0.90
11	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,000,000	728.70	138,454,692	721.72	137,127,388	8.875	2035/2/28	0.85
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	671.52	132,962,626	688.30	136,284,533	7.75	2031/5/29	0.85
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	775.54	135,720,280	774.93	135,613,950	8	2030/1/31	0.85
14	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000	840.31	134,449,656	840.01	134,402,527	10.5	2026/12/21	0.84
15	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,100,000,000	0.90	136,090,864	0.88	133,287,700	6.625	2034/2/15	0.83
16	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000	3,453.59	127,783,050	3,481.59	128,818,940	2.75	2029/10/25	0.80
17	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000	645.78	131,093,471	632.15	128,326,896	8.75	2044/1/31	0.80
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,800,000	638.56	126,436,154	624.15	123,582,082	8.75	2048/2/28	0.77
19	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	17,200,000	711.78	122,427,084	718.21	123,532,223	7	2026/9/3	0.77
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,000,000	3,003.13	120,125,313	3,022.29	120,891,683	1.75	2032/4/25	0.75
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000	680.51	123,172,328	667.11	120,746,974	9	2040/1/31	0.75
22	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,500,000	3,402.03	119,071,345	3,401.20	119,042,116	3.9	2026/11/30	0.74
23	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	3,767.49	116,792,417	3,789.80	117,484,087	4.75	2029/7/25	0.73
24	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000	430.54	116,248,458	433.86	117,142,519	1	2027/6/17	0.73
25	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000	2,121.00	114,534,013	2,101.75	113,494,999	2.12	2031/6/25	0.71
26	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	64,000,000	174.48	111,670,240	176.30	112,837,120	6.54	2032/1/17	0.70
27	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,600,000	587.38	109,254,490	601.79	111,933,171	7.75	2042/11/13	0.70
28	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	11,900,000,000	0.95	113,208,996	0.93	110,773,090	7.5	2035/6/15	0.69
29	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000	181.97	109,183,536	183.61	110,167,200	7.26	2033/2/6	0.69
30	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000	181.91	109,151,919	183.46	110,076,933	7.32	2030/11/13	0.69

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	96.61
合 計	96.61

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	370,040	16,567.38	6,130,596,253	16,514.48	6,111,019,659	7.02
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	243,250	16,164.52	3,932,020,013	22,939.35	5,579,998,931	6.41
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	38,860	115,756.51	4,498,298,248	120,064.56	4,665,708,802	5.36
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	122,500	23,030.71	2,821,262,602	24,563.14	3,008,985,336	3.46
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	349,600	8,022.17	2,804,553,219	8,464.32	2,959,128,789	3.40
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	62,950	41,648.61	2,621,780,120	44,014.20	2,770,694,041	3.18
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	126,400	22,359.91	2,826,293,711	21,246.79	2,685,594,509	3.08
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	811,400	3,325.32	2,698,167,526	2,752.38	2,233,282,187	2.56
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	421,200	4,281.50	1,803,370,289	4,786.13	2,015,920,146	2.31
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	84,720	22,332.14	1,891,978,952	21,749.17	1,842,590,462	2.11
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	56,780	29,883.76	1,696,800,088	31,934.48	1,813,239,865	2.08
12	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	174,710	7,762.41	1,356,171,860	10,280.99	1,796,192,671	2.06
13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	117,420	13,175.46	1,547,063,315	12,724.15	1,494,069,928	1.71
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	136,620	9,843.98	1,344,884,913	10,672.73	1,458,109,411	1.67
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,700	40,453.68	1,039,659,584	45,753.12	1,175,855,184	1.35
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	227,900	5,193.85	1,183,679,865	5,153.95	1,174,586,208	1.35
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	46,760	20,750.64	970,300,202	24,805.36	1,159,899,008	1.33
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	47,920	17,511.84	839,167,603	19,474.98	933,241,042	1.07
19	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	61,660	16,966.43	1,046,150,322	14,294.11	881,374,946	1.01
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	272,000	2,881.44	783,752,077	3,129.45	851,211,379	0.97
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	280,000	2,910.63	814,977,301	3,018.80	845,266,464	0.97
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	109,800	6,633.17	728,322,386	7,535.80	827,431,718	0.95
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	87,620	8,418.14	737,597,440	9,374.90	821,429,088	0.94
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	119,700	5,982.29	716,080,736	6,659.62	797,156,610	0.91
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	42,540	16,103.30	685,034,552	18,286.29	777,899,032	0.89
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,500	9,416.38	720,353,493	9,932.61	759,844,940	0.87
27	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	541,800	1,715.97	929,715,311	1,349.76	731,301,312	0.84
28	香港	投資証券	LINK REIT	1,034,000	652.69	674,884,452	702.49	726,375,694	0.83
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	65,380	9,342.74	610,828,733	10,895.52	712,349,254	0.81
30	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	126,500	5,348.33	676,563,795	5,618.96	710,798,642	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.93
合 計	98.93

②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – KOKUSAI マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外R E I T インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – KOKUSAI マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)	
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンダイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025年06月限)	買建	767	米ドル	220,198,697.5	32,924,109,251	215,642,050	32,242,799,316	1.17
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025年06月限)	買建	45	カナダドル	13,460,752	1,406,917,803	13,369,500	1,397,380,140	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2025年06月限)	買建	462	ユーロ	24,871,405	4,031,157,324	24,342,780	3,945,477,780	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025年06月限)	買建	40	豪ドル	7,942,675	746,373,171	8,020,000	753,639,400	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025年06月限)	買建	102	英ポンド	8,879,440	1,721,013,061	8,839,320	1,713,236,997	0.06
	イスラエル	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025年06月限)	買建	53	イスラエル	6,807,840	1,157,605,112	6,737,360	1,145,620,690	0.04

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
----	------	-----	----	-------	----	----	---------	-----	--------	---------

株価指 数先物 取引	アメリ カ	インター ンチネンタ ル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025年06 月限)	賃建	944	米ドル	53,749,870	8,036,680,557	52,576,080	7,861,175,453	5.02
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2025年04月限)	賃建	46	米ドル	2,501,250	373,986,900	2,442,830	365,251,941	0.23

#### (参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### (参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

#### (参考) 海外R E I T インデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	賃建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2025年06月 限)	賃建	238	米ドル	8,709,830	1,302,293,805	8,663,200	1,295,321,664	1.48

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2015年9月7日)	955	955	1.1844	1.1844
第3計算期間	(2016年9月6日)	1,148	1,148	1.1966	1.1966
第4計算期間	(2017年9月6日)	1,268	1,268	1.3396	1.3396
第5計算期間	(2018年9月6日)	1,571	1,571	1.3748	1.3748
第6計算期間	(2019年9月6日)	1,920	1,920	1.4229	1.4229
第7計算期間	(2020年9月7日)	2,407	2,407	1.4222	1.4222
第8計算期間	(2021年9月6日)	3,390	3,390	1.7870	1.7870
第9計算期間	(2022年9月6日)	4,914	4,914	1.8576	1.8576
第10計算期間	(2023年9月6日)	5,868	5,868	2.0174	2.0174
第11計算期間	(2024年9月6日)	6,623	6,623	2.2598	2.2598
	2024年3月末日	6,352	—	2.2342	—
	4月末日	6,448	—	2.2575	—
	5月末日	6,511	—	2.2870	—

6月末日	6,846	—	2.3844	—
7月末日	6,746	—	2.3222	—
8月末日	6,687	—	2.2842	—
9月末日	6,887	—	2.3379	—
10月末日	7,178	—	2.4473	—
11月末日	7,040	—	2.4022	—
12月末日	7,107	—	2.4374	—
2025年1月末日	7,057	—	2.4146	—
2月末日	6,922	—	2.3630	—
3月末日	6,860	—	2.3334	—

## ②【分配の推移】

### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	0.0000円
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	0.0000円
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	0.0000円
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	0.0000円
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	0.0000円
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	0.0000円
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0.0000円
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.0000円
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	0.0000円
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	0.0000円

## ③【収益率の推移】

### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	収益率
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	△1.2%
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	1.0%
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	12.0%
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	2.6%
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	3.5%
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	△0.0%
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	25.7%
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	4.0%
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	8.6%
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	12.0%

第12期（中間期）	2024年9月7日～2025年3月6日	5.0%
-----------	---------------------	------

※各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （4）【設定及び解約の実績】

##### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	906,155,539	408,381,112	807,138,718
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	292,583,145	139,766,859	959,955,004
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	302,213,416	314,884,385	947,284,035
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	493,990,022	297,907,683	1,143,366,374
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	451,040,057	244,895,168	1,349,511,263
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	682,842,826	339,267,398	1,693,086,691
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	638,979,217	434,718,250	1,897,347,658
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	1,130,649,254	382,358,166	2,645,638,746
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	701,565,390	438,334,113	2,908,870,023
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	730,495,494	708,635,535	2,930,729,982
第12期（中間期）	2024年9月7日～2025年3月6日	284,872,183	278,664,103	2,936,938,062

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2025年3月31日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド	16.2
新興国株式マザーファンド	16.8
外国債券マザーファンド	17.0
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	17.0
海外R E I T インデックス マザーファンド	32.7

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インターネット・メディアおよびサービス	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1.4
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	0.8
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.6
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.5
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.4

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
5	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2

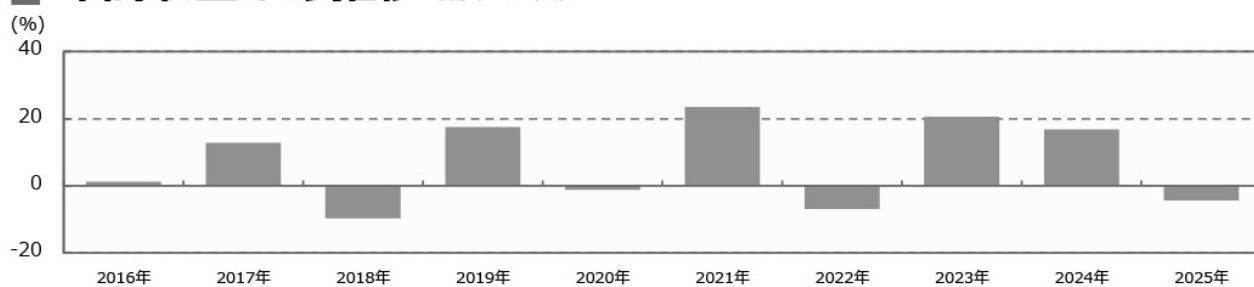
・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
2	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.2
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2
5	INDIA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	2.3
2	WELLTOWER INC	投資証券	2.1
3	EQUINIX INC	投資証券	1.8
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	1.1
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	1.1

## ■ 年間收益率の推移 (曆年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

#### (4) 販売単位

1万口以上1万口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定期定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端

な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

#### (9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

#### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

#### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込み分とします。  
(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

#### (4) 換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

#### (5) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

#### (6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

#### (7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、

一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>※2</sup> ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

- ※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- ※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行ないます。

- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

## ② 償還金に対する請求権

### ■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

### ■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

## ③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2023年9月7日から2024年9月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2023年9月7日から2024年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2024年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【野村インデックスファンド・海外5資産バランス】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2023年9月6日現在)	第11期 (2024年9月6日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	39,385,959	51,170,928
親投資信託受益証券	5,862,604,050	6,616,281,133
未収利息	-	333
流動資産合計	5,901,990,009	6,667,452,394
資産合計	<b>5,901,990,009</b>	<b>6,667,452,394</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	15,354,496	22,556,152
未払受託者報酬	1,220,551	1,451,852
未払委託者報酬	17,087,619	20,325,900
未払利息	73	-
その他未払費用	91,479	108,824
流動負債合計	33,754,218	44,442,728
負債合計	<b>33,754,218</b>	<b>44,442,728</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,908,870,023	2,930,729,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,959,365,768	3,692,279,684
（分配準備積立金）	1,069,706,143	1,442,893,517
元本等合計	5,868,235,791	6,623,009,666
純資産合計	5,868,235,791	6,623,009,666
負債純資産合計	<b>5,901,990,009</b>	<b>6,667,452,394</b>

#### (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	18,922
有価証券売買等損益	512,897,343	731,156,362
営業収益合計	<b>512,897,343</b>	<b>731,175,284</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	10,442	3,558
受託者報酬	2,323,220	2,749,525

委託者報酬	32,524,969	38,493,288
その他費用	174,113	206,091
営業費用合計	35,032,744	41,452,462
営業利益又は営業損失 (△)	477,864,599	689,722,822
経常利益又は経常損失 (△)	477,864,599	689,722,822
当期純利益又は当期純損失 (△)	477,864,599	689,722,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	9,984,509	85,208,696
期首剰余金又は期首次損金 (△)	2,268,859,668	2,959,365,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	594,579,229	851,815,392
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	594,579,229	851,815,392
剰余金減少額又は欠損金増加額	371,953,219	723,415,602
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	371,953,219	723,415,602
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,959,365,768	3,692,279,684

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年9月7日から2024年9月6日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2023年9月6日現在	第11期 2024年9月6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,908,870,023口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,930,729,982口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,0174円 (10,000口当たり純資産額) (20,174円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,2598円 (10,000口当たり純資産額) (22,598円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>175,149,395円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>292,730,695円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,889,659,625円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>601,826,053円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D</td> <td></td> <td>2,959,365,768円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数 F</td> <td></td> <td>2,908,870,023口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000</td> <td></td> <td>10,173円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	175,149,395円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,730,695円	収益調整金額	C	1,889,659,625円	分配準備積立金額	D	601,826,053円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		2,959,365,768円	当ファンドの期末残存口数 F		2,908,870,023口	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000		10,173円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>207,329,595円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>397,184,531円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,249,386,167円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>838,379,391円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D</td> <td></td> <td>3,692,279,684円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数 F</td> <td></td> <td>2,930,729,982口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000</td> <td></td> <td>12,598円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	207,329,595円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	397,184,531円	収益調整金額	C	2,249,386,167円	分配準備積立金額	D	838,379,391円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		3,692,279,684円	当ファンドの期末残存口数 F		2,930,729,982口	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000		12,598円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	175,149,395円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,730,695円																																															
収益調整金額	C	1,889,659,625円																																															
分配準備積立金額	D	601,826,053円																																															
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		2,959,365,768円																																															
当ファンドの期末残存口数 F		2,908,870,023口																																															
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000		10,173円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	207,329,595円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	397,184,531円																																															
収益調整金額	C	2,249,386,167円																																															
分配準備積立金額	D	838,379,391円																																															
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		3,692,279,684円																																															
当ファンドの期末残存口数 F		2,930,729,982口																																															
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000		12,598円																																															

10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円

10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク  当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。  当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。  これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制  委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 10 期 2023 年 9 月 6 日現在	第 11 期 2024 年 9 月 6 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法  親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日		第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	
期首元本額	2,645,638,746 円	期首元本額	2,908,870,023 円
期中追加設定元本額	701,565,390 円	期中追加設定元本額	730,495,494 円
期中一部解約元本額	438,334,113 円	期中一部解約元本額	708,635,535 円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	503,881,432	645,554,941
合計	503,881,432	645,554,941

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

### 第 1 有価証券明細表

#### (1) 株式(2024 年 9 月 6 日現在)

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券(2024 年 9 月 6 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	外国債券マザーファンド	381,086,902	1,111,897,253	
		外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド	161,471,927	1,084,106,370	
		海外R E I T インデックス マザーファンド	562,503,828	2,227,065,155	
		新興国株式マザーファンド	568,525,147	1,085,826,178	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	628,268,568	1,107,386,177	
		銘柄数：5 組入時価比率：99.9%	2,301,856,372	6,616,281,133 100.0%	
合計				6,616,281,133	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」および「海外R E I T インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国株式M S C I – KOKUSA I マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	6,891,206,177
コール・ローン	4,736,670,854
株式	2,325,096,714,427
投資証券	48,449,468,497
派生商品評価勘定	78,478,939
未収入金	32,642,805
未収配当金	3,010,851,766
未収利息	30,898
差入委託証拠金	22,491,739,745
流動資産合計	2,410,787,804,108
資産合計	2,410,787,804,108
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	501,323,616
未払金	52,408,913
未払解約金	1,368,028,130
その他未払費用	8,319,400
流動負債合計	1,930,080,059
負債合計	1,930,080,059
純資産の部	
元本等	
元本	358,788,995,487
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,050,068,728,562
元本等合計	2,408,857,724,049
純資産合計	2,408,857,724,049
負債純資産合計	2,410,787,804,108

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
--------------------	---

	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6,7139 円
(10,000口当たり純資産額)	(67,139円)

(金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在

期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	318,243,240,085円
同期中における追加設定元本額	66,794,095,913円
同期中における一部解約元本額	26,248,340,511円
期末元本額	358,788,995,487円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	19,786,081円
バランスセレクト50	61,110,529円
バランスセレクト70	87,327,957円
野村外国株式インデックスファンド	448,552,087円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,014,510,989円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,921,522,997円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,267,270,275円
野村資産設計ファンド2015	5,822,722円
野村資産設計ファンド2020	6,531,013円
野村資産設計ファンド2025	9,405,975円
野村資産設計ファンド2030	16,869,510円
野村資産設計ファンド2035	17,695,146円
野村資産設計ファンド2040	31,866,462円
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	36,423,956,948円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,245,385,898円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,080,755,055円
のむラップ・ファンド(積極型)	22,954,413,133円
野村資産設計ファンド2045	7,774,053円
野村インデックスファンド・外国株式	9,804,557,522円
マイ・ロード	1,453,490,130円
ネクストコア	11,217,471円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	161,471,927円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,218,718,593円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	285,818,528円
野村資産設計ファンド2050	8,432,244円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,577,416円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,217,554円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,076,694円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,032,173円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	420,598,762円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,787,092,710円

インデックス・ブレンド（タイプI）	1,654,924 円
インデックス・ブレンド（タイプII）	2,462,022 円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	27,596,323 円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	12,636,808 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	47,920,055 円
野村6資産均等バランス	2,193,767,984 円
野村つみたて外国株投信	19,402,952,181 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,380,495,657 円
世界6資産分散ファンド	42,665,119 円
野村資産設計ファンド2060	8,847,737 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,653,834,672 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	3,354,970,148 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAⅠ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,335,560,591 円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）外国株式	6,629,533,513 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	66,789,302 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	41,128,243 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	257,875,734 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	206,064,207 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	594,471 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,396,178 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	418,233 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,858,221 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	261,859,093 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,360,640 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	18,195,929 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	49,613,654 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,599,139,015 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	9,400,155 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,190,071,617 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAⅠインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,221,411,743 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	582,343 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,054,197 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,215,601 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,285,121 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ（確定拠出年金向け）	113,315,176,186 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,517,811,692 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,444,905,007 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,416,816,949 円
マイバランスDC30	680,270,536 円
マイバランスDC50	1,753,158,714 円
マイバランスDC70	1,825,617,915 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ	51,241,051,276 円
野村DC運用戦略ファンド	635,164,891 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	37,646,079 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	580,797,203 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	437,121,248 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	540,196,289 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	22,119,372 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,208,761 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	73,380,071 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	13,766,019 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	15,357,528 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	11,791,629 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	317,069,033 円

マイターゲット 2045 (確定拠出年金向け)	264,350,800 円
マイターゲット 2055 (確定拠出年金向け)	189,808,898 円
マイターゲット 2060 (確定拠出年金向け)	269,706,614 円
野村資産設計ファンド (D C・つみたてN I S A) 2060	10,962,328 円
マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け)	114,072,079 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	90,387,741 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金D C向け)	63,244,912 円
野村D Cバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	70,663,526 円
マイターゲット 2070 (確定拠出年金向け)	898,716 円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	6,403,490 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	263,000	34.11	8,970,930.00	
		HALLIBURTON CO	226,000	29.07	6,569,820.00	
		SCHLUMBERGER LTD	372,000	41.22	15,333,840.00	
		APA CORPORATION	92,000	25.97	2,389,240.00	
		CHENIERE ENERGY INC	59,300	181.28	10,749,904.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	29,400	72.00	2,116,800.00	
		CHEVRON CORP	459,000	140.93	64,686,870.00	
		CHORD ENERGY CORP	15,500	137.39	2,129,545.00	
		CONOCOPHILLIPS	304,900	107.45	32,761,505.00	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	23.49	4,698,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	42.08	7,027,360.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	47,400	184.01	8,722,074.00	
		EOG RESOURCES INC	151,300	121.55	18,390,515.00	
		EQT CORP	146,000	32.82	4,791,720.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,176,089	113.17	133,097,992.13	
		HESS CORP	73,700	129.02	9,508,774.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	45.58	1,823,200.00	
		KINDER MORGAN INC	530,000	21.48	11,384,400.00	
		MARATHON OIL CORP	147,000	27.07	3,979,290.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	94,100	168.46	15,852,086.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	171,000	53.74	9,189,540.00	
		ONEOK INC	154,500	91.81	14,184,645.00	
		OVINTIV INC	67,000	40.82	2,734,940.00	

PHILLIPS 66	112, 100	128. 89	14, 448, 569. 00	
TARGA RESOURCES CORP	55, 700	149. 78	8, 342, 746. 00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5, 230	792. 73	4, 145, 977. 90	
VALERO ENERGY CORP	84, 400	135. 52	11, 437, 888. 00	
WILLIAMS COS	322, 000	44. 83	14, 435, 260. 00	
AIR PRODUCTS	58, 100	273. 55	15, 893, 255. 00	
ALBEMARLE CORP	29, 900	82. 60	2, 469, 740. 00	
CELANESE CORP-SERIES A	27, 800	121. 44	3, 376, 032. 00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50, 000	78. 54	3, 927, 000. 00	
CORTEVA INC	181, 000	55. 11	9, 974, 910. 00	
DOW INC	185, 000	51. 31	9, 492, 350. 00	
DUPONT DE NEMOURS INC	109, 000	81. 38	8, 870, 420. 00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30, 200	98. 01	2, 959, 902. 00	
ECOLAB INC	67, 200	246. 70	16, 578, 240. 00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68, 300	102. 67	7, 012, 361. 00	
LINDE PLC	126, 000	465. 52	58, 655, 520. 00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	67, 300	94. 23	6, 341, 679. 00	
MOSAIC CO/THE	85, 000	26. 55	2, 256, 750. 00	
PPG INDUSTRIES	62, 100	125. 28	7, 779, 888. 00	
RPM INTERNATIONAL INC	32, 900	114. 05	3, 752, 245. 00	
SHERWIN-WILLIAMS	63, 500	360. 08	22, 865, 080. 00	
WESTLAKE CORPORATION	9, 400	136. 44	1, 282, 536. 00	
CRH PLC	179, 600	84. 47	15, 170, 812. 00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	15, 900	506. 07	8, 046, 513. 00	
VULCAN MATERIALS CO	35, 200	232. 16	8, 172, 032. 00	
AMCOR PLC	369, 000	11. 22	4, 140, 180. 00	
AVERY DENNISON CORP	20, 600	218. 73	4, 505, 838. 00	
BALL CORP	84, 000	64. 55	5, 422, 200. 00	
CROWN HOLDINGS INC	30, 100	90. 38	2, 720, 438. 00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	86, 000	47. 52	4, 086, 720. 00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	23, 600	203. 98	4, 813, 928. 00	
SMURFIT WESTROCK PLC	135, 000	45. 34	6, 120, 900. 00	
FREEPORT-MCMORAN INC	380, 000	41. 40	15, 732, 000. 00	
NEWMONT CORP	305, 000	51. 93	15, 838, 650. 00	
NUCOR CORP	63, 300	139. 60	8, 836, 680. 00	
RELIANCE INC	14, 500	271. 96	3, 943, 420. 00	

STEEL DYNAMICS	38,500	111.32	4,285,820.00	
AXON ENTERPRISE INC	18,500	354.86	6,564,910.00	
BOEING CO	154,100	162.15	24,987,315.00	
GENERAL DYNAMICS	61,600	297.29	18,313,064.00	
GENERAL ELECTRIC CO	287,000	163.85	47,024,950.00	
HEICO CORP	12,000	251.88	3,022,560.00	
HEICO CORP-CLASS A	18,900	195.76	3,699,864.00	
HOWMET AEROSPACE INC	101,900	94.21	9,599,999.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	270.93	2,871,858.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	50,300	232.52	11,695,756.00	
LOCKHEED MARTIN	56,300	568.59	32,011,617.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	36,700	519.39	19,061,613.00	
RTX CORP	348,600	119.64	41,706,504.00	
TEXTRON INC	49,600	87.23	4,326,608.00	
TRANSDIGM GROUP INC	14,770	1,329.28	19,633,465.60	
ALLEGION PLC	21,900	135.69	2,971,611.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	167.55	5,177,295.00	
CARLISLE COS INC	12,300	402.28	4,948,044.00	
CARRIER GLOBAL CORP	215,000	69.04	14,843,600.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	76.43	2,369,330.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	176,000	69.38	12,210,880.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,300	556.21	4,616,543.00	
MASCO CORP	58,000	77.24	4,479,920.00	
OWENS CORNING INC	22,800	158.94	3,623,832.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	77.86	2,429,232.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	59,700	342.91	20,471,727.00	
AECOM	34,500	95.60	3,298,200.00	
EMCOR GROUP INC	12,600	353.47	4,453,722.00	
QUANTA SERVICES INC	38,400	251.39	9,653,376.00	
AMETEK INC	61,500	165.15	10,156,725.00	
EATON CORP PLC	105,300	285.72	30,086,316.00	
EMERSON ELEC	149,400	99.97	14,935,518.00	
GE VERNONA INC	72,600	198.44	14,406,744.00	
HUBBELL INC	13,800	370.42	5,111,796.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	29,500	256.92	7,579,140.00	

VERTIV HOLDINGS CO	96,000	75.15	7,214,400.00	
3M CORP	144,300	131.40	18,961,020.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	170,700	202.98	34,648,686.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	35.75	1,644,500.00	
CATERPILLAR INC DEL	129,400	333.56	43,162,664.00	
CNH INDUSTRIAL NV	217,000	10.13	2,198,210.00	
CUMMINS INC	36,300	296.65	10,768,395.00	
DEERE & COMPANY	68,900	383.69	26,436,241.00	
DOVER CORP	36,800	175.05	6,441,840.00	
FORTIVE CORP	91,000	72.80	6,624,800.00	
GRACO INC	42,900	80.11	3,436,719.00	
IDEX CORP	20,000	196.77	3,935,400.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	78,000	243.06	18,958,680.00	
INGERSOLL-RAND INC	103,700	87.61	9,085,157.00	
NORDSON CORP	13,600	246.60	3,353,760.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	105,100	92.43	9,714,393.00	
PACCAR	135,400	92.57	12,533,978.00	
PARKER HANNIFIN CORP	33,900	575.20	19,499,280.00	
PENTAIR PLC	45,100	85.16	3,840,716.00	
SNAP-ON INC	13,400	272.09	3,646,006.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	38,800	98.36	3,816,368.00	
TORO CO	25,400	81.82	2,078,228.00	
WABTEC CORP	45,700	163.55	7,474,235.00	
XYLEM INC	64,600	128.03	8,270,738.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	91.98	4,819,752.00	
FASTENAL CO	152,000	65.18	9,907,360.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	53,100	193.13	10,255,203.00	
GRAINGER(W. W. ) INC	11,720	938.48	10,998,985.60	
UNITED RENTALS INC	17,400	697.52	12,136,848.00	
WATSCO INC	9,400	449.55	4,225,770.00	
CINTAS CORP	23,800	798.92	19,014,296.00	
COPART INC	230,000	49.51	11,387,300.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	58,500	205.43	12,017,655.00	
ROLLINS INC	74,000	50.31	3,722,940.00	
VERALTO CORP	65,100	109.85	7,151,235.00	
WASTE CONNECTIONS INC	66,700	184.89	12,332,163.00	

WASTE MANAGEMENT INC	104,700	208.40	21,819,480.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	102.18	2,973,438.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	122.53	4,558,116.00	
FEDEX CORPORATION	60,300	285.31	17,204,193.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	192,300	127.40	24,499,020.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	42.17	1,771,140.00	
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	29.81	1,013,540.00	
CSX CORP	512,000	34.02	17,418,240.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	3.34	1,837,000.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	169.30	3,792,320.00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	50.82	2,236,080.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	59,800	252.76	15,115,048.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	50,800	186.06	9,451,848.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	67.41	1,617,840.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	493,000	71.25	35,126,250.00	
UNION PAC CORP	160,000	251.53	40,244,800.00	
APTIV PLC	72,000	70.97	5,109,840.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,024,000	10.77	11,028,480.00	
GENERAL MOTORS CO	302,000	48.15	14,541,300.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	181,000	13.74	2,486,940.00	
TESLA INC	752,500	230.17	173,202,925.00	
DR HORTON INC	77,200	183.72	14,183,184.00	
GARMIN LTD	39,400	180.78	7,122,732.00	
LENNAR CORP-A	63,000	177.83	11,203,290.00	
NVR INC	830	9,044.72	7,507,117.60	
PULTEGROUP INC	56,000	128.27	7,183,120.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	6,570	879.38	5,777,526.60	
LULULEMON ATHLETICA INC	29,900	253.70	7,585,630.00	
NIKE INC-B	316,000	80.83	25,542,280.00	
AIRBNB INC-CLASS A	116,900	116.16	13,579,104.00	
BOOKING HOLDINGS INC	8,890	3,781.88	33,620,913.20	
CARNIVAL CORP	261,000	16.15	4,215,150.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	362,000	53.03	19,196,860.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	157.94	5,022,492.00	
DOMINOS PIZZA INC	9,300	410.26	3,815,418.00	

DOORDASH INC-A	81, 100	126. 35	10, 246, 985. 00	
DRAFTKINGS INC	111, 000	35. 73	3, 966, 030. 00	
EXPEDIA GROUP INC	33, 800	135. 19	4, 569, 422. 00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	46, 600	214. 82	10, 010, 612. 00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	66, 200	216. 00	14, 299, 200. 00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	10, 600	147. 28	1, 561, 168. 00	
LAS VEGAS SANDS CORP	99, 000	39. 98	3, 958, 020. 00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	63, 500	229. 06	14, 545, 310. 00	
MCDONALD'S CORP	188, 900	287. 97	54, 397, 533. 00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65, 000	35. 81	2, 327, 650. 00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	64, 900	158. 02	10, 255, 498. 00	
STARBUCKS CORP	298, 400	91. 56	27, 321, 504. 00	
WYNN RESORTS LTD	24, 500	77. 12	1, 889, 440. 00	
YUM BRANDS INC	74, 800	134. 50	10, 060, 600. 00	
GENUINE PARTS CO	35, 700	137. 34	4, 903, 038. 00	
LKQ CORP	68, 000	40. 73	2, 769, 640. 00	
POOL CORP	9, 500	341. 97	3, 248, 715. 00	
AMAZON. COM INC	2, 455, 500	177. 89	436, 808, 895. 00	
EBAY INC	132, 000	59. 12	7, 803, 840. 00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28, 000	33. 07	925, 960. 00	
MERCADOLIBRE INC	11, 890	2, 038. 18	24, 233, 960. 20	
AUTOZONE	4, 530	3, 141. 17	14, 229, 500. 10	
BATH & BODY WORKS INC	59, 000	29. 41	1, 735, 190. 00	
BEST BUY COMPANY INC	55, 100	99. 41	5, 477, 491. 00	
BURLINGTON STORES INC	17, 200	267. 32	4, 597, 904. 00	
CARMAX INC	40, 000	80. 91	3, 236, 400. 00	
DICK S SPORTING GOODS INC	15, 400	214. 83	3, 308, 382. 00	
HOME DEPOT	260, 000	361. 85	94, 081, 000. 00	
LOWES COS INC	149, 400	244. 11	36, 470, 034. 00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15, 420	1, 137. 59	17, 541, 637. 80	
ROSS STORES INC	88, 300	153. 14	13, 522, 262. 00	
TJX COS INC	296, 300	118. 01	34, 966, 363. 00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	28, 100	270. 81	7, 609, 761. 00	
ULTA BEAUTY INC	12, 100	363. 78	4, 401, 738. 00	
WILLIAMS SONOMA INC	34, 700	128. 47	4, 457, 909. 00	

ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.01	1,996,050.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	116,230	885.98	102,977,455.40	
DOLLAR GENERAL CORP	57,300	80.41	4,607,493.00	
DOLLAR TREE INC	55,100	68.47	3,772,697.00	
KROGER CO	182,000	53.37	9,713,340.00	
SYSSCO CORP	132,000	78.98	10,425,360.00	
TARGET CORP	120,600	151.90	18,319,140.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	8.74	1,756,740.00	
WALMART INC	1,159,800	76.96	89,258,208.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	45.22	2,034,900.00	
CELSIUS HOLDINGS INC	40,000	32.03	1,281,200.00	
COCA COLA CO	1,073,200	71.17	76,379,644.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	81.43	4,397,220.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,200	248.29	10,726,128.00	
KEURIG DR PEPPER INC	281,000	36.97	10,388,570.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	55.81	2,567,260.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	48.22	9,499,340.00	
PEPSICO INC	360,100	179.30	64,565,930.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	60.07	7,809,100.00	
BUNGE GLOBAL SA	36,200	98.74	3,574,388.00	
CAMPBELL SOUP CO	52,000	51.34	2,669,680.00	
CONAGRA BRANDS INC	122,000	32.53	3,968,660.00	
GENERAL MILLS	148,000	74.51	11,027,480.00	
HERSHEY CO/THE	39,400	198.10	7,805,140.00	
HORMEL FOODS CORP	75,000	32.11	2,408,250.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	121.19	3,175,178.00	
KELLANOVA	73,000	80.19	5,853,870.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	237,000	36.13	8,562,810.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	62.09	2,185,568.00	
MCCORMICK & CO INC.	66,000	83.04	5,480,640.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	351,000	75.07	26,349,570.00	
TYSON FOODS INC-CL A	72,000	65.13	4,689,360.00	
ALTRIA GROUP INC	448,000	54.27	24,312,960.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	407,600	125.18	51,023,368.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	63,000	105.49	6,645,870.00	
CLOROX CO	32,700	164.82	5,389,614.00	

COLGATE PALMOLIVE CO.	204,000	108.53	22,140,120.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	87,200	148.05	12,909,960.00	
PROCTER & GAMBLE CO	618,800	175.47	108,580,836.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	90.07	5,638,382.00	
KENVUE INC	497,000	22.51	11,187,470.00	
ABBOTT LABORATORIES	456,100	113.10	51,584,910.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	226.52	4,326,532.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	38.82	5,124,240.00	
BECKTON, DICKINSON	76,300	233.25	17,796,975.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	387,000	81.37	31,490,190.00	
COOPER COS INC/THE	53,500	106.50	5,697,750.00	
DEXCOM INC	106,000	69.05	7,319,300.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	160,000	66.02	10,563,200.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	112,000	87.29	9,776,480.00	
HOLOGIC INC	62,400	80.99	5,053,776.00	
IDEXX LABORATORIES INC	21,300	469.18	9,993,534.00	
INSULET CORP	18,600	216.11	4,019,646.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	93,000	476.69	44,332,170.00	
MEDTRONIC PLC	337,700	89.39	30,187,003.00	
RESMED INC	39,100	244.78	9,570,898.00	
SOLVENTUM CORP	39,000	65.60	2,558,400.00	
STERIS PLC	26,200	239.05	6,263,110.00	
STRYKER CORP	90,300	358.00	32,327,400.00	
TELEFLEX INC	12,800	243.15	3,112,320.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	104.47	5,610,039.00	
CARDINAL HEALTH INC	64,300	111.77	7,186,811.00	
CENCORA INC	47,600	236.24	11,245,024.00	
CENTENE CORP	140,000	72.66	10,172,400.00	
CVS HEALTH CORP	328,000	58.07	19,046,960.00	
DAVITA INC	14,500	148.74	2,156,730.00	
ELEVANCE HEALTH INC	60,900	544.40	33,153,960.00	
HCA HEALTHCARE INC	51,800	397.75	20,603,450.00	
HENRY SCHEIN INC	34,000	69.86	2,375,240.00	
HUMANA INC	32,000	365.14	11,684,480.00	
LABCORP HOLDINGS INC	22,700	227.34	5,160,618.00	
MCKESSON CORP	34,300	514.75	17,655,925.00	

MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	331.12	5,165,472.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	154.23	4,503,516.00	
THE CIGNA GROUP	74,800	355.12	26,562,976.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	241,270	595.49	143,673,872.30	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	239.31	3,805,029.00	
ABBVIE INC	463,000	192.86	89,294,180.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	32,600	251.48	8,198,248.00	
AMGEN INC	140,600	324.36	45,605,016.00	
BIOGEN INC	38,800	201.80	7,829,840.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	85.12	4,221,952.00	
EXACT SCIENCES CORP	49,000	60.91	2,984,590.00	
GILEAD SCIENCES INC	325,000	78.77	25,600,250.00	
INCYTE CORP	42,000	62.96	2,644,320.00	
MODERNA INC	83,400	73.44	6,124,896.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,900	121.21	3,018,129.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	28,410	1,150.56	32,687,409.60	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	350.01	3,920,112.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	67,900	468.57	31,815,903.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	528,000	49.80	26,294,400.00	
CATALENT INC	48,000	60.40	2,899,200.00	
ELI LILLY & CO.	211,800	912.75	193,320,450.00	
JOHNSON & JOHNSON	630,946	164.99	104,099,780.54	
MERCK & CO INC	664,000	118.59	78,743,760.00	
PFIZER INC	1,485,500	28.51	42,351,605.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	29.07	2,790,720.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	295,000	18.43	5,436,850.00	
VIATRIS INC	324,000	11.67	3,781,080.00	
ZOETIS INC	120,400	186.59	22,465,436.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,845,000	40.14	74,058,300.00	
CITIGROUP	499,000	60.63	30,254,370.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	41.60	4,867,200.00	
FIFTH THIRD BANCORP	178,000	41.70	7,422,600.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	1,952.42	5,252,009.80	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	14.65	5,669,550.00	
JPMORGAN CHASE & CO	752,900	217.63	163,853,627.00	
KEYCORP	239,000	16.24	3,881,360.00	

M & T BANK CORP	44,000	168.80	7,427,200.00	
PNC FINANCIAL	105,100	180.95	19,017,845.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	22.61	5,381,180.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	349,000	43.15	15,059,350.00	
US BANCORP	412,000	45.54	18,762,480.00	
WELLS FARGO CO	918,000	56.86	52,197,480.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	104,300	108.85	11,353,055.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	347,200	464.92	161,420,224.00	
BLOCK INC	143,000	64.58	9,234,940.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	27.63	2,099,880.00	
CORPAY INC	18,100	304.79	5,516,699.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	40.53	3,404,520.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	82.47	12,205,560.00	
FISERV INC	153,800	172.51	26,532,038.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	66,000	108.96	7,191,360.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	173.21	3,360,274.00	
MASTERCARD INC	217,700	477.36	103,921,272.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	261,000	72.03	18,799,830.00	
TOAST INC-CLASS A	100,000	24.12	2,412,000.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	412,700	278.62	114,986,474.00	
AFLAC INC	140,200	109.69	15,378,538.00	
ALLSTATE CORP	68,300	185.76	12,687,408.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	133.06	2,328,550.00	
AMERICAN INTL GROUP	173,000	73.84	12,774,320.00	
AON PLC	51,800	348.80	18,067,840.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	99,600	112.19	11,174,124.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	57,700	295.55	17,053,235.00	
ASSURANT INC	12,900	194.86	2,513,694.00	
BROWN & BROWN INC	63,000	104.63	6,591,690.00	
CHUBB LTD	101,600	287.33	29,192,728.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	136.34	5,617,208.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	495.95	3,422,055.00	
EVEREST GROUP LTD	11,400	389.50	4,440,300.00	
FNF GROUP	69,000	58.99	4,070,310.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	77,400	115.08	8,907,192.00	
LOEWS CORP	49,000	80.90	3,964,100.00	

MARKEL GROUP INC	3,310	1,555.52	5,148,771.20	
MARSH & MCLENNAN COS	130,000	228.46	29,699,800.00	
METLIFE INC	158,000	76.58	12,099,640.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	79.70	4,845,760.00	
PROGRESSIVE CO	153,600	249.54	38,329,344.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	95,200	117.78	11,212,656.00	
TRAVELERS COS INC/THE	59,300	231.85	13,748,705.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	26,500	293.67	7,782,255.00	
WR BERKLEY CORP	77,700	59.02	4,585,854.00	
ACCENTURE PLC-CL A	164,200	340.93	55,980,706.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	38,300	99.12	3,796,296.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	77,000	78.40	6,036,800.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	129,000	76.76	9,902,040.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	204.00	3,141,600.00	
GARTNER INC	20,400	483.46	9,862,584.00	
GODADDY INC - CLASS A	37,800	153.00	5,783,400.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	240,800	202.59	48,783,672.00	
MONGODB INC	19,400	289.88	5,623,672.00	
OKTA INC	42,900	74.71	3,205,059.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	78,000	111.75	8,716,500.00	
TWILIO INC - A	46,000	61.35	2,822,100.00	
VERISIGN INC	23,700	183.44	4,347,528.00	
WIX.COM LTD	14,100	159.58	2,250,078.00	
ADOBE INC	116,100	567.93	65,936,673.00	
ANSYS INC	23,000	309.75	7,124,250.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	55,000	88.19	4,850,450.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	228.50	1,645,200.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	40,700	161.90	6,589,330.00	
AUTODESK INC.	57,000	251.77	14,350,890.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	48.64	1,945,600.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	71,900	250.85	18,036,115.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	188.14	4,402,476.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	61,000	256.43	15,642,230.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	269.50	3,180,100.00	
DATADOG INC - CLASS A	74,000	110.09	8,146,660.00	

DOCUSIGN INC	56,000	56.93	3,188,080.00	
DYNATRACE INC	77,000	49.27	3,793,790.00	
FAIR ISAAC CORP	6,510	1,757.14	11,438,981.40	
FORTINET INC	170,000	75.80	12,886,000.00	
GEN DIGITAL INC	154,000	25.94	3,994,760.00	
HUBSPOT INC	13,000	504.17	6,554,210.00	
INTUIT INC	73,300	621.48	45,554,484.00	
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	16,500	252.82	4,171,530.00	
MICROSOFT CORP	1,851,100	408.39	755,970,729.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	41,100	119.57	4,914,327.00	
MONDAY. COM LTD	10,100	249.12	2,516,112.00	
ORACLE CORPORATION	434,000	142.61	61,892,740.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	535,000	30.16	16,135,600.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	85,300	343.74	29,321,022.00	
PTC INC	32,200	168.50	5,425,700.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	28,300	554.91	15,703,953.00	
SALESFORCE INC	254,040	246.12	62,524,324.80	
SAMSARA INC-CL A	55,000	38.75	2,131,250.00	
SERVICENOW INC	53,730	835.40	44,886,042.00	
SYNOPSYS INC	40,400	476.03	19,231,612.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	11,200	583.86	6,539,232.00	
WORKDAY INC-CLASS A	56,100	255.79	14,349,819.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	68,000	67.23	4,571,640.00	
ZSCALER INC	24,500	162.25	3,975,125.00	
ARISTA NETWORKS INC	70,200	328.44	23,056,488.00	
CISCO SYSTEMS	1,055,900	49.13	51,876,367.00	
F5 INC	15,300	200.80	3,072,240.00	
JUNIPER NETWORKS INC	89,000	38.61	3,436,290.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	43,500	437.31	19,022,985.00	
APPLE INC	3,819,200	222.38	849,313,696.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	75,000	107.16	8,037,000.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	333,000	17.64	5,874,120.00	
HP INC	254,000	34.40	8,737,600.00	
NETAPP INC	54,500	116.82	6,366,690.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	46.94	3,849,080.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	51,400	100.81	5,181,634.00	

SUPER MICRO COMPUTER INC	13, 510	414. 60	5, 601, 246. 00	
WESTERN DIGITAL CORP	84, 000	62. 61	5, 259, 240. 00	
AMPHENOL CORP-CL A	317, 000	61. 86	19, 609, 620. 00	
CDW CORPORATION	35, 400	214. 82	7, 604, 628. 00	
CORNING INC	217, 000	41. 37	8, 977, 290. 00	
JABIL INC	31, 000	102. 59	3, 180, 290. 00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46, 200	147. 07	6, 794, 634. 00	
TE CONNECTIVITY LTD	79, 100	147. 07	11, 633, 237. 00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12, 200	430. 47	5, 251, 734. 00	
TRIMBLE INC	63, 000	55. 78	3, 514, 140. 00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13, 600	329. 04	4, 474, 944. 00	
ADVANCED MICRO DEVICES	423, 748	139. 44	59, 087, 421. 12	
ANALOG DEVICES INC	130, 700	219. 06	28, 631, 142. 00	
APPLIED MATERIALS	217, 100	180. 24	39, 130, 104. 00	
BROADCOM INC	1, 159, 370	152. 82	177, 174, 923. 40	
ENPHASE ENERGY INC	35, 100	112. 08	3, 934, 008. 00	
ENTEGRIS INC	37, 900	110. 17	4, 175, 443. 00	
FIRST SOLAR INC	26, 000	214. 76	5, 583, 760. 00	
INTEL CORP	1, 110, 000	19. 40	21, 534, 000. 00	
KLA CORP	35, 200	728. 06	25, 627, 712. 00	
LAM RESEARCH	34, 130	755. 92	25, 799, 549. 60	
MARVELL TECHNOLOGY INC	229, 000	69. 89	16, 004, 810. 00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	142, 000	76. 75	10, 898, 500. 00	
MICRON TECHNOLOGY	292, 100	89. 39	26, 110, 819. 00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12, 910	841. 49	10, 863, 635. 90	
NVIDIA CORP	6, 449, 500	107. 21	691, 450, 895. 00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	66, 900	236. 70	15, 835, 230. 00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115, 000	70. 25	8, 078, 750. 00	
QORVO INC	24, 800	108. 08	2, 680, 384. 00	
QUALCOMM INC	292, 600	163. 70	47, 898, 620. 00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	40, 600	101. 39	4, 116, 434. 00	
TERADYNE INC	41, 900	126. 10	5, 283, 590. 00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	238, 700	201. 55	48, 109, 985. 00	
AT & T INC	1, 880, 000	20. 65	38, 822, 000. 00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1, 104, 000	41. 31	45, 606, 240. 00	
T-MOBILE US INC	139, 100	197. 18	27, 427, 738. 00	

ALLIANT ENERGY CORP	66,000	58.97	3,892,020.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	139,600	103.10	14,392,760.00	
CONSTELLATION ENERGY	82,400	176.07	14,508,168.00	
DUKE ENERGY CORP	201,100	116.85	23,498,535.00	
EDISON INTERNATIONAL	101,300	87.64	8,877,932.00	
ENTERGY CORP	56,400	122.31	6,898,284.00	
EVERGY INC	57,000	60.42	3,443,940.00	
EVERSOURCE ENERGY	93,000	68.05	6,328,650.00	
EXELON CORPORATION	266,000	38.42	10,219,720.00	
FIRSTENERGY CORP	141,000	44.47	6,270,270.00	
NEXTERA ENERGY INC	539,000	80.33	43,297,870.00	
NRG ENERGY INC	55,000	78.53	4,319,150.00	
PG&E CORP	539,000	20.60	11,103,400.00	
PPL CORPORATION	195,000	32.15	6,269,250.00	
SOUTHERN CO.	288,200	89.51	25,796,782.00	
XCEL ENERGY INC	148,000	63.46	9,392,080.00	
ATMOS ENERGY CORP	39,000	131.42	5,125,380.00	
AMEREN CORPORATION	69,000	83.74	5,778,060.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	161,000	27.76	4,469,360.00	
CMS ENERGY CORP	78,000	68.31	5,328,180.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	89,000	103.79	9,237,310.00	
DOMINION ENERGY INC	217,000	57.34	12,442,780.00	
DTE ENERGY COMPANY	54,700	123.66	6,764,202.00	
NISOURCE INC	114,000	33.40	3,807,600.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	131,000	80.90	10,597,900.00	
SEMPRA	165,000	83.09	13,709,850.00	
WEC ENERGY GROUP INC	82,400	94.68	7,801,632.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	50,400	144.51	7,283,304.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	39.23	2,589,180.00	
ALLY FINANCIAL INC	73,000	40.94	2,988,620.00	
AMERICAN EXPRESS CO	150,900	251.84	38,002,656.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	100,000	142.09	14,209,000.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	64,600	132.38	8,551,748.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	48.67	5,110,350.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	26,300	439.55	11,560,165.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	49,700	141.05	7,010,185.00	

BANK OF NEW YORK MELLON CORP	198,000	68.00	13,464,000.00	
BLACKROCK INC	38,960	876.64	34,153,894.40	
BLACKSTONE INC	186,200	138.27	25,745,874.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	38.07	2,246,130.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	210.62	5,792,050.00	
CME GROUP INC	95,000	219.38	20,841,100.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	50,500	159.70	8,064,850.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,700	427.01	4,141,997.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	19.49	1,461,750.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	60.45	785,850.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	84,500	487.88	41,225,860.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	151,200	162.60	24,585,120.00	
KKR & CO INC-A	161,700	118.44	19,151,748.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	215.87	4,360,574.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	258.02	2,528,596.00	
MOODY'S CORP	43,400	483.85	20,999,090.00	
MORGAN STANLEY	319,200	99.56	31,779,552.00	
MSCI INC	20,500	570.66	11,698,530.00	
NASDAQ INC	111,000	73.40	8,147,400.00	
NORTHERN TRUST CORP	51,700	89.66	4,635,422.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	52,000	117.58	6,114,160.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	131,000	19.67	2,576,770.00	
S&P GLOBAL INC	83,895	517.00	43,373,715.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	398,000	63.69	25,348,620.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	27,000	66.34	1,791,180.00	
STATE STREET CORP	78,800	85.19	6,712,972.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	57,800	104.12	6,018,136.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	117.61	3,563,583.00	
AES CORP	177,000	16.94	2,998,380.00	
VISTRA CORP	88,900	75.83	6,741,287.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	39,500	215.31	8,504,745.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	76,900	138.36	10,639,884.00	
AVANTOR INC	172,000	25.64	4,410,080.00	
BIO TECHNE CORP	42,000	72.37	3,039,540.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	333.28	1,699,728.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	191.19	2,408,994.00	

DANAHER CORP	174,800	264.71	46,271,308.00	
ILLUMINA INC	41,800	129.76	5,423,968.00	
IQVIA HOLDINGS INC	47,700	248.14	11,836,278.00	
METTLER-TOLEDO INTL	5,480	1,386.51	7,598,074.80	
REVVITY INC	32,500	117.12	3,806,400.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	100,040	606.88	60,712,275.20	
WATERS CORP	15,700	331.31	5,201,567.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	300.30	5,825,820.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	107,000	270.17	28,908,190.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,000	155.88	5,144,040.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	30,500	210.85	6,430,925.00	
DAYFORCE INC	40,000	54.19	2,167,600.00	
EQUIFAX INC	31,800	296.59	9,431,562.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	143.94	4,821,990.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	155.80	5,375,100.00	
PAYCHEX INC	84,000	130.07	10,925,880.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	156.22	2,187,080.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	72.97	4,305,230.00	
TRUNION	49,800	95.50	4,755,900.00	
VERISK ANALYTICS INC	36,700	273.50	10,037,450.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,200	330.78	8,004,876.00	
COMCAST CORP-CL A	1,027,100	39.80	40,878,580.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	40.42	2,465,620.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	37.37	1,457,430.00	
INTERPUBLIC GROUP	93,000	31.46	2,925,780.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	26.93	2,585,280.00	
OMNICOM GROUP	52,100	99.91	5,205,311.00	
PARAMOUNT GLOBAL	169,000	10.38	1,754,220.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	115,200	103.54	11,927,808.00	
DISNEY (WALT) CO	478,000	88.65	42,374,700.00	
ELECTRONIC ARTS	67,100	145.91	9,790,561.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	76.42	4,279,520.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	40,900	94.20	3,852,780.00	
NETFLIX INC	113,000	683.62	77,249,060.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	126,000	43.71	5,507,460.00	

	ROKU INC	30,500	66.70	2,034,350.00	
	SEA LTD-ADR	95,000	78.72	7,478,400.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	42,900	157.06	6,737,874.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	592,000	7.42	4,392,640.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,540,000	157.24	242,149,600.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,325,400	158.60	210,208,440.00	
	MATCH GROUP INC	68,000	36.51	2,482,680.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	574,500	516.86	296,936,070.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	154,000	30.81	4,744,740.00	
	SNAP INC-A	266,000	8.87	2,359,420.00	
	CBRE GROUP INC	79,600	114.15	9,086,340.00	
	COSTAR GROUP INC	105,000	77.36	8,122,800.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.62	941,200.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	38,000	53.61	2,037,180.00	
	小計銘柄数 : 572			12,318,977,193.19	
				(1,764,570,293,152 )	
	組入時価比率 : 73.3%				75.9%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	22.85	3,701,700.00	
	CAMECO CORP	112,000	51.46	5,763,520.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	562,000	45.64	25,649,680.00	
	CENOVUS ENERGY INC	369,000	23.23	8,571,870.00	
	ENBRIDGE INC	574,000	54.64	31,363,360.00	
	IMPERIAL OIL	48,000	94.31	4,526,880.00	
	KEYERA CORP	57,000	40.42	2,303,940.00	
	MEG ENERGY CORP	67,000	24.86	1,665,620.00	
	PARKLAND CORP	36,000	36.28	1,306,080.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	154,000	54.90	8,454,600.00	
	SUNCOR ENERGY INC	333,000	51.34	17,096,220.00	
	TC ENERGY CORP	272,000	63.23	17,198,560.00	
	TOURMALINE OIL CORP	89,000	59.92	5,332,880.00	
	NUTRIEN LTD	131,000	62.83	8,230,730.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	79.38	2,937,060.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	131,000	106.37	13,934,470.00	
	BARRICK GOLD	453,000	26.30	11,913,900.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	14.00	2,590,000.00	

FRANCO-NEVADA CORP	50,800	161.35	8,196,580.00	
IVANHOE MINES LTD-CL A	166,000	16.36	2,715,760.00	
KINROSS GOLD CORP	332,000	11.74	3,897,680.00	
LUNDIN MINING CORP	169,000	12.01	2,029,690.00	
PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	26.05	2,500,800.00	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	60.41	7,430,430.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	117,000	80.87	9,461,790.00	
WEST FRASER TIMBER	14,200	118.84	1,687,528.00	
CAE INC	76,000	24.08	1,830,080.00	
STANTEC INC	29,100	107.31	3,122,721.00	
WSP GLOBAL INC	33,100	228.62	7,567,322.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	120.48	2,734,896.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	27.57	3,087,840.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	54.92	2,965,680.00	
RB GLOBAL INC	47,000	113.26	5,323,220.00	
AIR CANADA	43,000	15.47	665,210.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	140,500	158.54	22,274,870.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	243,000	112.81	27,412,830.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	191.37	3,999,633.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	54.70	3,774,300.00	
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	89.35	661,190.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	36,000	59.57	2,144,520.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	78,000	91.78	7,158,840.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	156.25	2,218,750.00	
DOLLARAMA INC	75,800	130.62	9,900,996.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	199,000	75.41	15,006,590.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	38.58	1,504,620.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	175.98	7,162,386.00	
METRO INC/CN	58,000	85.00	4,930,000.00	
WESTON(GEORGE) LTD	15,200	222.37	3,380,024.00	
SAPUTO INC	70,000	29.76	2,083,200.00	
BANK OF MONTREAL	193,000	112.10	21,635,300.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	320,000	68.42	21,894,400.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	245,000	80.71	19,773,950.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	88,400	124.12	10,972,208.00	

	ROYAL BANK OF CANADA	371,000	164.10	60,881,100.00	
	TORONTO DOMINION BANK	461,000	81.77	37,695,970.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	1,643.75	9,040,625.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	44.51	3,249,230.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	24,100	104.51	2,518,691.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	47,500	252.50	11,993,750.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	466,000	37.25	17,358,500.00	
	POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	41.24	6,268,480.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	150,000	74.50	11,175,000.00	
	CGI INC	54,100	151.82	8,213,462.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	315,000	94.74	29,843,100.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,260	4,181.45	21,994,427.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	20,800	128.76	2,678,208.00	
	OPEN TEXT CORP	70,000	42.99	3,009,300.00	
	BCE INC	20,000	48.59	971,800.00	
	QUEBECOR INC-CL B	47,000	33.62	1,580,140.00	
	TELUS CORP	118,600	22.71	2,693,406.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	55.66	5,120,720.00	
	EMERA INC	76,000	51.37	3,904,120.00	
	FORTIS INC	132,000	61.13	8,069,160.00	
	HYDRO ONE LTD	88,000	46.29	4,073,520.00	
	ALTAGAS LTD	72,000	34.30	2,469,600.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	34.68	1,352,520.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	94,000	55.68	5,233,920.00	
	BROOKFIELD CORP	360,000	63.72	22,939,200.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	38.75	813,750.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	89.93	1,519,817.00	
	TMX GROUP LTD	76,000	42.81	3,253,560.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	38.49	1,462,620.00	
	THOMSON REUTERS CORP	42,100	226.93	9,553,753.00	
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	241.61	2,416,100.00	
小計 銘柄数：84  組入時価比率：3.2%				728,994,453.00	
				(77,368,181,296)	
				3.3%	
ユーロ	TENARIS SA	115,000	13.06	1,502,475.00	
	ENI SPA	611,000	14.20	8,676,200.00	

GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	17.72	2,144,120.00	
NESTE OYJ	116,000	19.13	2,219,080.00	
OMV AG	38,000	38.82	1,475,160.00	
REPSOL SA	306,000	11.95	3,656,700.00	
TOTALENERGIES SE	566,000	60.56	34,276,960.00	
AIR LIQUIDE SA	152,300	163.10	24,840,130.00	
AKZO NOBEL	43,000	58.32	2,507,760.00	
ARKEMA	16,800	81.55	1,370,040.00	
BASF SE	231,000	44.70	10,326,855.00	
COVESTRO AG	47,000	55.60	2,613,200.00	
DSM-FIRMENICH AG	49,200	118.80	5,844,960.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	19.74	1,184,400.00	
OCI	28,000	28.54	799,120.00	
SYENSQO SA	19,300	72.10	1,391,530.00	
SYMRISE AG	33,500	118.50	3,969,750.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	36,700	91.82	3,369,794.00	
ARCELORMITTAL	128,000	20.17	2,581,760.00	
VOESTALPINE AG	29,000	21.12	612,480.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	11.10	1,809,300.00	
UPM-KYMMENE OYJ	140,000	29.62	4,146,800.00	
AIRBUS SE	156,700	131.74	20,643,658.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	191.30	899,110.00	
LEONARDO SPA	102,000	20.70	2,111,400.00	
MTU AERO ENGINES AG	14,600	265.50	3,876,300.00	
RHEINMETALL AG	11,500	515.20	5,924,800.00	
SAFRAN SA	89,200	192.65	17,184,380.00	
THALES SA	25,000	145.85	3,646,250.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	120,500	77.24	9,307,420.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	75.80	3,032,000.00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	55,337	40.94	2,265,496.78	
BOUYGUES	49,000	32.65	1,599,850.00	
EIFFAGE SA	18,100	96.68	1,749,908.00	
FERROVIAL SE	135,059	37.56	5,072,816.04	
VINCI	131,000	109.85	14,390,350.00	
LEGRAND SA	67,600	97.70	6,604,520.00	
PRYSMIAN SPA	70,000	61.60	4,312,000.00	

SCHNEIDER ELECTRIC SE	143, 400	220. 05	31, 555, 170. 00	
SIEMENS ENERGY AG	172, 000	25. 55	4, 394, 600. 00	
SIEMENS AG	199, 300	165. 22	32, 928, 346. 00	
ALSTOM	85, 200	17. 62	1, 501, 650. 00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133, 000	31. 79	4, 228, 070. 00	
GEA GROUP AG	41, 000	41. 86	1, 716, 260. 00	
KNORR-BREMSE AG	18, 600	73. 05	1, 358, 730. 00	
KONE OYJ	86, 000	48. 62	4, 181, 320. 00	
METSO CORPORATION	163, 000	8. 58	1, 398, 866. 00	
RATIONAL AG	1, 360	865. 50	1, 177, 080. 00	
WARTSILA OYJ	132, 000	18. 57	2, 451, 900. 00	
BRENNNTAG SE	34, 100	65. 26	2, 225, 366. 00	
IMCD NV	14, 600	148. 85	2, 173, 210. 00	
REXEL SA	55, 000	22. 41	1, 232, 550. 00	
DHL GROUP	271, 000	39. 03	10, 577, 130. 00	
INPOST SA	57, 000	16. 02	913, 140. 00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137, 000	5. 91	810, 218. 00	
ADP	9, 000	117. 50	1, 057, 500. 00	
AENA SME SA	18, 600	182. 50	3, 394, 500. 00	
GETLINK	87, 000	16. 19	1, 408, 530. 00	
CONTINENTAL AG	31, 000	60. 60	1, 878, 600. 00	
MICHELIN (CGDE)	179, 000	35. 60	6, 372, 400. 00	
BAYER MOTOREN WERK	81, 500	80. 30	6, 544, 450. 00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15, 000	75. 15	1, 127, 250. 00	
DR ING HC F PORSCHE AG	27, 700	67. 16	1, 860, 332. 00	
FERRARI NV	33, 300	428. 20	14, 259, 060. 00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	198, 000	60. 04	11, 887, 920. 00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41, 000	40. 06	1, 642, 460. 00	
RENAULT SA	52, 000	41. 57	2, 161, 640. 00	
STELLANTIS NV	568, 000	14. 29	8, 118, 992. 00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	53, 400	94. 82	5, 063, 388. 00	
SEB SA	5, 400	92. 05	497, 070. 00	
ADIDAS AG	42, 000	222. 00	9, 324, 000. 00	
HERMES INTERNATIONAL	8, 360	1, 947. 50	16, 281, 100. 00	
KERING SA	19, 700	244. 95	4, 825, 515. 00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	72, 100	619. 20	44, 644, 320. 00	

SE				
MONCLER SPA	57,000	50.90	2,901,300.00	
PUMA SE	30,000	39.29	1,178,700.00	
ACCOR SA	54,000	38.33	2,069,820.00	
AMADEUS IT GROUP SA	117,000	60.80	7,113,600.00	
DELIVERY HERO SE	47,000	28.62	1,345,140.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	38.42	922,080.00	
SODEXO	23,500	79.80	1,875,300.00	
D' IETEREN GROUP	5,400	215.80	1,165,320.00	
PROSUS NV	371,000	33.37	12,382,125.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	285,000	46.93	13,375,050.00	
ZALANDO SE	60,000	22.49	1,349,400.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	14.79	2,114,970.00	
JERONIMO MARTINS	64,000	16.22	1,038,080.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	18.27	1,279,250.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	249,000	31.02	7,723,980.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	232,000	57.26	13,284,320.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	8.00	1,265,264.00	
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	68.65	2,402,750.00	
HEINEKEN NV	75,100	82.34	6,183,734.00	
PERNOD RICARD SA	53,300	124.20	6,619,860.00	
DANONE	167,000	64.42	10,758,140.00	
JDE PEET' S BV	31,000	21.16	655,960.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	91.65	3,840,135.00	
LOTUS BAKERIES	110	11,580.00	1,273,800.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.55	1,968,120.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	82.06	3,635,258.00	
BEIERSDORF AG	26,400	129.15	3,409,560.00	
LOREAL-ORD	63,400	387.55	24,570,670.00	
BIOMERIEUX	11,000	107.30	1,180,300.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	59.20	639,360.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	101.55	609,300.00	
ESSILORLUXOTTICA	78,500	208.20	16,343,700.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	204,352	26.98	5,513,416.96	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	71,000	50.76	3,603,960.00	
AMPLIFON SPA	30,000	28.10	843,000.00	

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	35.80	1,825,800.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	33.80	3,684,200.00	
ARGENX SE	15,500	486.30	7,537,650.00	
GRIFOLS SA	89,000	9.51	846,924.00	
BAYER AG-REG	259,000	28.97	7,504,525.00	
IPSEN	9,000	107.80	970,200.00	
MERCK KGAA	33,200	169.95	5,642,340.00	
ORION OYJ	30,000	48.40	1,452,000.00	
RECORDATI SPA	29,000	51.30	1,487,700.00	
SANOFI	298,800	104.92	31,350,096.00	
UCB SA	33,500	159.60	5,346,600.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.40	1,848,000.00	
AIB GROUP PLC	460,000	5.36	2,467,900.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,526,000	9.10	13,895,756.00	
BANCO BPM SPA	340,000	6.01	2,043,400.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,360,000	1.84	2,509,200.00	
BANCO SANTANDER SA	4,130,000	4.38	18,120,375.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	10.13	2,685,775.00	
BNP PARIBAS	266,000	63.61	16,920,260.00	
CAIXABANK	960,000	5.37	5,159,040.00	
COMMERZBANK AG	276,000	12.87	3,553,500.00	
CREDIT AGRICOLE SA	270,000	14.20	3,835,350.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	48.51	4,365,900.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	15.58	2,446,060.00	
ING GROEP NV	874,000	16.13	14,101,116.00	
INTESA SANPAOLO	3,820,000	3.75	14,328,820.00	
KBC GROEP NV	64,000	67.34	4,309,760.00	
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	15.08	1,869,920.00	
NORDEA BANK ABP	819,000	10.68	8,751,015.00	
SOCIETE GENERALE	183,000	22.00	4,026,000.00	
UNICREDIT SPA	391,000	36.83	14,400,530.00	
ADYEN NV	5,610	1,268.40	7,115,724.00	
EDENRED	68,000	37.57	2,554,760.00	
EURAZEO SE	10,700	69.25	740,975.00	
EXOR NV	24,300	98.20	2,386,260.00	

GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	69.00	1,476,600.00	
NEXI SPA	130,000	6.30	819,000.00	
SOFINA SA	3,700	218.40	808,080.00	
AEGON LTD	340,000	5.45	1,853,000.00	
AGEAS	43,000	46.92	2,017,560.00	
ALLIANZ SE-REG	103,100	283.60	29,239,160.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	44.27	1,903,610.00	
AXA SA	480,000	34.72	16,665,600.00	
GENERALI	272,000	24.97	6,791,840.00	
HANNOVER RUECK SE	16,300	256.90	4,187,470.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	35,600	493.70	17,575,720.00	
NN GROUP NV	73,000	44.65	3,259,450.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	12.35	1,482,000.00	
SAMPO OYJ-A SHS	120,000	40.93	4,911,600.00	
TALANX AG	17,700	77.10	1,364,670.00	
BECHTLE AG	20,000	36.66	733,200.00	
CAPGEMINI SA	40,900	183.65	7,511,285.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	173,000	32.87	5,686,510.00	
NEMETSCHEK SE	14,200	87.50	1,242,500.00	
SAP SE	273,800	191.44	52,416,272.00	
NOKIA OYJ	1,360,000	3.93	5,344,800.00	
ASM INTERNATIONAL NV	12,500	550.80	6,885,000.00	
ASML HOLDING NV	104,760	720.00	75,427,200.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	107.25	2,069,925.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	346,000	30.04	10,395,570.00	
STMICROELECTRONICS NV	179,000	26.63	4,766,770.00	
CELLNEX TELECOM SA	139,000	35.40	4,920,600.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	920,000	26.29	24,186,800.00	
ELISA OYJ	36,000	46.72	1,681,920.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	11.00	1,067,000.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.74	3,822,960.00	
ORANGE SA	484,000	10.76	5,210,260.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.23	644,760.00	
TELEFONICA SA	1,070,000	4.23	4,527,170.00	
ACCIONA S.A.	5,800	127.70	740,660.00	
ELIA GROUP SA/NV	8,726	102.20	891,797.20	

ENDESA S.A.	75,000	19.28	1,446,000.00	
ENEL SPA	2,130,000	6.99	14,899,350.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.98	3,189,600.00	
FORTUM OYJ	119,000	14.15	1,684,445.00	
IBERDROLA SA	1,601,000	13.14	21,045,145.00	
REDEIA CORP SA	107,000	17.50	1,872,500.00	
TERNA SPA	365,000	7.97	2,911,970.00	
VERBUND AG	16,900	75.80	1,281,020.00	
SNAM SPA	510,000	4.55	2,321,520.00	
E.ON SE	591,000	13.16	7,780,515.00	
ENGIE	481,000	16.03	7,710,430.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	181,000	29.86	5,404,660.00	
AMUNDI SA	17,000	66.90	1,137,300.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	493,000	14.94	7,369,364.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	49,300	203.30	10,022,690.00	
EURONEXT NV	21,200	98.70	2,092,440.00	
EDP RENOVAVEIS SA	87,941	15.27	1,342,859.07	
RWE AG	165,000	32.97	5,440,050.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	52.60	1,841,000.00	
QIAGEN N.V.	57,000	40.25	2,294,250.00	
SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	235.50	1,695,600.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	174.25	1,219,750.00	
BUREAU VERITAS SA	82,000	29.40	2,410,800.00	
RANDSTAD NV	25,500	43.56	1,110,780.00	
TELEPERFORMANCE	13,300	100.45	1,335,985.00	
WOLTERS KLUWER	65,200	150.30	9,799,560.00	
PUBLICIS GROUPE	61,200	96.04	5,877,648.00	
VIVENDI SE	193,000	10.20	1,968,600.00	
BOLLORE SE	162,000	5.85	948,510.00	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	86.60	1,350,960.00	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	23.18	5,122,780.00	
SCOUT24 SE	17,900	72.30	1,294,170.00	
LEG IMMOBILIEN SE	20,000	92.90	1,858,000.00	
VONOVIA SE	198,000	32.82	6,498,360.00	
小計銘柄数：214			1,319,736,550.05	
			(210,075,664,036)	

	組入時価比率 : 8.7%			9.0%
英ポンド	BP PLC	4,380,000	4.11	18,032,460.00
	SHELL PLC-NEW	1,660,000	25.74	42,736,700.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	38.58	1,350,300.00
	ANGLO AMERICAN PLC	330,000	21.02	6,936,600.00
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	17.02	1,702,500.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	15.47	819,910.00
	GLENCORE PLC	2,710,000	3.79	10,280,385.00
	RIO TINTO PLC-REG	298,000	45.91	13,681,180.00
	MONDI PLC	115,727	14.42	1,669,361.97
	BAE SYSTEMS PLC	792,000	13.02	10,315,800.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	4.63	1,576,240.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,250,000	4.77	10,752,750.00
	DCC PLC	25,000	52.25	1,306,250.00
	SMITHS GROUP PLC	93,000	17.74	1,649,820.00
	SPIRAX GROUP PLC	18,900	72.95	1,378,755.00
	ASHTON GROUP PLC	115,000	52.66	6,055,900.00
	BUNZLE	91,000	35.86	3,263,260.00
	RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	4.71	3,204,840.00
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	360,000	5.05	1,820,160.00
	PERSIMMON PLC	77,000	16.04	1,235,465.00
	TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.59	1,563,100.00
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	29,000	49.90	1,447,100.00
	COMPASS GROUP PLC	446,000	24.29	10,833,340.00
	ENTAIN PLC	150,000	6.47	970,800.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,000	75.06	3,077,460.00
	WHITBREAD PLC	46,000	30.08	1,383,680.00
	NEXT PLC	31,000	99.74	3,091,940.00
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.34	818,925.00
	KINGFISHER PLC	450,000	2.76	1,245,150.00
	SAINSBURY	400,000	2.97	1,188,800.00
	TESCO PLC	1,830,000	3.66	6,701,460.00
	COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	28.54	1,541,160.00
	DIAGEO PLC	581,000	24.30	14,121,205.00
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	22.89	2,014,320.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	524,000	29.10	15,248,400.00

IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	22.21	4,819,570.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	183,000	45.00	8,235,000.00	
HALEON PLC	1,940,000	3.88	7,529,140.00	
UNILEVER PLC	654,000	49.84	32,595,360.00	
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	11.82	2,564,940.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	406,400	125.40	50,962,560.00	
GSK PLC	1,093,000	16.39	17,914,270.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	19.92	956,160.00	
BARCLAYS PLC	3,890,000	2.28	8,890,595.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,893,000	6.60	32,337,837.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,400,000	0.57	9,443,120.00	
NATWEST GROUP PLC	1,770,000	3.39	6,003,840.00	
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	7.63	4,276,160.00	
M&G PLC	590,000	2.07	1,221,300.00	
WISE PLC - A	159,000	6.57	1,044,630.00	
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	28.14	1,941,660.00	
AVIVA PLC	700,000	4.90	3,435,600.00	
LEGAL & GENERAL	1,510,000	2.26	3,426,190.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.67	964,750.00	
PRUDENTIAL PLC	735,000	6.33	4,655,490.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	9.94	2,555,608.00	
HALMA PLC	100,000	24.88	2,488,000.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.43	2,405,760.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.78	4,722,072.00	
SSE PLC	289,000	19.70	5,693,300.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.23	1,763,190.00	
NATIONAL GRID PLC	1,255,000	10.20	12,807,275.00	
SEVERN TRENT PLC	66,000	26.70	1,762,200.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.56	1,763,520.00	
3I GROUP PLC	258,000	30.76	7,936,080.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	11.05	906,100.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	126,400	100.95	12,760,080.00	
SCHRODERS PLC	189,176	3.39	641,306.64	
PEARSON	164,000	10.74	1,761,360.00	
EXPERIAN PLC	238,000	35.79	8,518,020.00	

	INTERTEK GROUP PLC	43,000	49.60	2,132,800.00	
	RELX PLC	489,000	34.86	17,046,540.00	
	INFORMA PLC	360,000	8.36	3,009,600.00	
	WPP PLC	287,000	7.46	2,142,742.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	8.66	1,931,180.00	
小計	銘柄数：76			502,980,382.61	
	組入時価比率：3.9%			(94,977,785,648)	
				4.1%	
イスラエル	CLARIANT AG-REG	53,000	12.75	675,750.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	692.50	1,364,225.00	
	GIVAUDAN-REG	2,390	4,366.00	10,434,740.00	
	SIKA AG-REG	40,400	262.30	10,596,920.00	
	HOLCIM LTD	138,100	79.56	10,987,236.00	
	SIG GROUP AG	74,000	17.32	1,281,680.00	
	GEBERIT AG-REG	8,800	524.80	4,618,240.00	
	ABB LTD	412,000	46.32	19,083,840.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	227.50	1,342,250.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10,300	234.20	2,412,260.00	
	VAT GROUP AG	7,200	396.30	2,853,360.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	252.10	3,277,300.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	140,200	122.95	17,237,590.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	167.30	1,154,370.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	16,000	32.95	527,200.00	
	AVOLTA AG	22,000	32.14	707,080.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	960	1,451.00	1,392,960.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	248	11,090.00	2,750,320.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	109,000.00	3,052,000.00	

	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	90.25	812,250.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	165.70	1,872,410.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	137.50	1,361,250.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	7,500	694.00	5,205,000.00	
	SWISS RE LTD	79,200	116.95	9,262,440.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	38,200	493.90	18,866,980.00	
	TEMENOS AG-REG	16,400	56.05	919,220.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	72.52	2,937,060.00	
	SWISSCOM AG-REG	7,000	550.00	3,850,000.00	
	BKW AG	6,200	155.60	964,720.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	47.21	2,549,340.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,040	1,100.00	6,644,000.00	
	UBS GROUP AG	857,000	24.86	21,305,020.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	76.00	600,400.00	
	LONZA AG-REG	19,100	533.40	10,187,940.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	46,000	28.56	1,313,760.00	
	SGS SA-REG	41,500	94.60	3,925,900.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	20,000	96.95	1,939,000.00	
	小計 銘柄数：46			378,305,354.00	
				(64,243,815,216)	
	組入時価比率：2.7%			2.8%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	76,000	291.80	22,176,800.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	16,000	413.60	6,617,600.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	138.80	21,652,800.00	
	SAAB AB-B	84,800	224.85	19,067,280.00	
	ASSA ABLOY AB-B	267,000	325.60	86,935,200.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	47.55	17,783,700.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	201.60	18,748,800.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	304.70	13,102,100.00	
	LIFCO AB-B SHS	62,000	315.60	19,567,200.00	
	ALFA LAVAL AB	76,000	434.40	33,014,400.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	704,000	176.05	123,939,200.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	413,000	154.70	63,891,100.00	
	EPIROC AB - A	164,000	188.20	30,864,800.00	
	EPIROC AB - B	103,000	170.20	17,530,600.00	

HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	65.72	6,177,680.00	
INDUTRADE AB	74,000	300.00	22,200,000.00	
SANDVIK AB	279,000	201.30	56,162,700.00	
SKF AB-B SHARES	88,000	182.45	16,055,600.00	
TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	381.20	20,584,800.00	
VOLVO AB-A SHS	50,000	261.00	13,050,000.00	
VOLVO AB-B SHS	417,000	257.40	107,335,800.00	
ADDTECH AB-B SHARES	68,000	304.00	20,672,000.00	
BEIJER REF AB	94,000	163.90	15,406,600.00	
SECURITAS AB-B SHS	138,857	119.95	16,655,897.15	
VOLVO CAR AB-B	210,000	26.60	5,587,050.00	
EVOLUTION AB	47,800	1,015.00	48,517,000.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	160.15	24,823,250.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	318.40	52,217,600.00	
GETINGE AB-B SHS	53,000	219.00	11,607,000.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	307.60	15,423,986.80	
SKANDINAViska ENSKILDA BANKEN AB	408,000	157.10	64,096,800.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	368,000	106.15	39,063,200.00	
SWEDBANK AB	226,000	221.10	49,968,600.00	
INDSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	353.80	10,967,800.00	
INDSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	352.40	14,096,000.00	
INVESTOR AB-B SHS	453,000	293.25	132,842,250.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	548.00	10,960,000.00	
ERICSSON LM-B	710,000	75.80	53,818,000.00	
HEXAGON AB-B SHS	557,000	100.05	55,727,850.00	
TELIA CO AB	580,000	33.34	19,337,200.00	
TELE 2 AB-B SHS	146,000	118.45	17,293,700.00	
EQT AB	101,000	318.30	32,148,300.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	82.68	14,882,400.00	
SAGAX AB-B	62,000	264.80	16,417,600.00	
小計 銘柄数：44			1,478,988,243.95	
			(20,676,255,650)	
			0.9%	
ノルウェークロ 一ネ	AKER BP ASA	82,000	237.10	19,442,200.00
	EQUINOR ASA	225,000	272.20	61,245,000.00

	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	298.20	14,015,400.00	
	NORSK HYDRO	330,000	56.58	18,671,400.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,050.00	25,305,000.00	
	MOWI ASA	124,000	183.60	22,766,400.00	
	ORKLA ASA	180,000	95.90	17,262,000.00	
	SALMAR ASA	16,000	545.50	8,728,000.00	
	DNB BANK ASA	241,000	218.00	52,538,000.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	190.50	9,906,000.00	
	TELENOR ASA	165,000	134.20	22,143,000.00	
小計	銘柄数：11			272,022,400.00	
				(3,666,861,952)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーククロ 一ネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	456.50	42,918,304.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,784.00	7,238,400.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	258,000	153.30	39,551,400.00	
	DSV A/S	44,600	1,225.00	54,635,000.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	9,595.00	6,908,400.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	9,850.00	12,017,000.00	
	PANDORA A/S	22,000	1,157.50	25,465,000.00	
	CARLSBERG B	23,400	792.00	18,532,800.00	
	COLOPLAST-B	31,500	895.60	28,211,400.00	
	DEMANT A/S	25,000	279.00	6,975,000.00	
	GENMAB A/S	16,900	1,865.00	31,518,500.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	16,800	826.50	13,885,200.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	845,800	885.20	748,702,160.00	
	DANSKE BANK AS	176,000	209.70	36,907,200.00	
	TRYG A/S	94,000	153.80	14,457,200.00	
	ORSTED A/S	49,000	423.50	20,751,500.00	
小計	銘柄数：16			1,108,674,464.00	
				(23,659,113,061)	
	組入時価比率：1.0%			1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	28.78	1,698,020.00	
	SANTOS LTD.	820,000	7.02	5,756,400.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	505,000	25.00	12,625,000.00	
	ORICA LTD	127,000	17.76	2,255,520.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	55.00	6,380,000.00	

BHP GROUP LIMITED	1, 330, 000	38. 91	51, 750, 300. 00	
BLUESCOPE STEEL LTD	122, 000	19. 96	2, 435, 120. 00	
FORTESCUE LTD	443, 000	16. 13	7, 145, 590. 00	
MINERAL RESOURCES LTD	42, 000	32. 20	1, 352, 400. 00	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288, 000	14. 52	4, 181, 760. 00	
PILBARA MINERALS LTD	740, 000	2. 58	1, 909, 200. 00	
RIO TINTO LTD	99, 000	107. 09	10, 601, 910. 00	
SOUTH32 LTD	1, 250, 000	3. 04	3, 800, 000. 00	
REECE LTD	65, 000	26. 24	1, 705, 600. 00	
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	55, 000	40. 27	2, 214, 850. 00	
BRAMBLES LTD	374, 000	18. 37	6, 870, 380. 00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220, 000	6. 84	1, 504, 800. 00	
TRANSURBAN GROUP	816, 000	13. 71	11, 187, 360. 00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	152, 000	54. 10	8, 223, 200. 00	
LOTTERY CORP LTD/THE	550, 000	4. 97	2, 733, 500. 00	
WESFARMERS LIMITED	300, 000	69. 21	20, 763, 000. 00	
COLES GROUP LTD	345, 000	18. 40	6, 348, 000. 00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420, 000	4. 99	2, 095, 800. 00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	315, 000	34. 35	10, 820, 250. 00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202, 000	11. 21	2, 264, 420. 00	
COCHLEAR LTD	16, 700	291. 89	4, 874, 563. 00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48, 000	39. 81	1, 910, 880. 00	
SONIC HEALTHCARE LTD	112, 000	27. 14	3, 039, 680. 00	
CSL LIMITED	127, 300	303. 10	38, 584, 630. 00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	796, 000	31. 25	24, 875, 000. 00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	438, 800	141. 35	62, 024, 380. 00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	816, 000	38. 50	31, 416, 000. 00	
WESTPAC BANKING CORP	907, 000	31. 58	28, 643, 060. 00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57, 000	33. 91	1, 932, 870. 00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600, 000	7. 70	4, 620, 000. 00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	690, 000	3. 85	2, 656, 500. 00	
QBE INSURANCE	407, 000	16. 05	6, 532, 350. 00	
SUNCORP GROUP LTD	340, 000	17. 75	6, 035, 000. 00	
WISETECH GLOBAL LTD	43, 000	123. 49	5, 310, 070. 00	
XERO LIMITED	37, 900	144. 06	5, 459, 874. 00	
TELSTRA GROUP LTD	1, 020, 000	3. 91	3, 988, 200. 00	

	ORIGIN ENERGY LTD	450,000	9.53	4,288,500.00	
	APA GROUP	350,000	7.21	2,523,500.00	
	ASX LTD	53,000	62.92	3,334,760.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	95,200	219.96	20,940,192.00	
	PRO MEDICUS LTD	14,300	152.58	2,181,894.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	28.03	3,840,110.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	36.77	3,309,300.00	
	REA GROUP LTD	14,500	205.51	2,979,895.00	
	SEEK LTD	87,000	22.44	1,952,280.00	
	小計 銘柄数：50 組入時価比率：1.9%			465,875,868.00 (44,998,950,090) 1.9%	
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	7.50	2,700,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	37.52	6,003,200.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	3.52	1,513,600.00	
	MERCURY NZ LTD	190,000	6.52	1,238,800.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	6.18	2,224,800.00	
	小計 銘柄数：5 組入時価比率：0.1%			13,680,400.00 (1,219,470,856) 0.1%	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	42.70	31,172,708.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	64.55	6,713,200.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	102.80	37,624,800.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	17.32	6,581,600.00	
	MTR CORP	390,000	26.75	10,432,500.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	29.15	17,198,500.00	
	SANDS CHINA LTD	664,000	13.78	9,149,920.00	
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.71	11,989,892.26	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	24.30	22,599,000.00	
	HANG SENG BANK	191,000	93.25	17,810,750.00	
	AIA GROUP LTD	2,930,000	55.00	161,150,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	10.06	10,760,176.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	57.80	9,826,000.00	
	CLP HLDGS	428,000	69.60	29,788,800.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	53.75	18,812,500.00	

	HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.20	18,168,374.60	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	313,000	230.00	71,990,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	31.40	15,073,256.00	
	HENDERSON LAND	390,443	23.85	9,312,065.55	
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.24	7,333,600.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	367,000	75.15	27,580,050.00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	20.45	5,112,500.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	22.00	10,560,000.00	
	小計銘柄数：23			566,740,192.41 (10,416,684,736)	
	組入時価比率：0.4%			0.4%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.42	1,679,600.00	
	KEPPEL LTD	360,000	6.10	2,196,000.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.30	2,268,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.82	1,156,200.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.11	1,617,200.00	
	DBS GROUP HLDGS	520,000	36.65	19,058,000.00	
	OCBC-ORD	888,000	14.63	12,991,440.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	329,000	31.73	10,439,170.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.14	6,311,400.00	
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	200,000	4.84	968,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	10.95	2,518,500.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.79	2,008,800.00	
	小計銘柄数：12			63,212,310.00 (6,968,525,054)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	15.76	2,994,400.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	749.40	5,470,620.00	
	BANK HAPOALIM BM	320,000	36.42	11,654,400.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	34.94	14,045,880.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	20.45	5,726,000.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	141.80	5,530,200.00	
	NICE LTD	16,000	612.70	9,803,200.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	256.40	3,076,800.00	
	小計銘柄数：8			58,301,500.00	

	組入時価比率 : 0.1%		(2, 255, 113, 680)	0.1%
合計			2, 325, 096, 714, 427 (2, 325, 096, 714, 427 )	

(注 1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4, 480. 00	0. 00	
		銘柄数 : 1	4, 480. 00	0. 00	
		組入時価比率 : 0. 0%		(0)	
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41, 900	4, 918, 222. 00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83, 000	3, 299, 250. 00	
		AMERICAN TOWER CORP	121, 600	28, 410, 624. 00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131, 000	2, 638, 340. 00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	36, 600	8, 290, 632. 00	
		BXP INC	38, 000	2, 837, 080. 00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27, 500	3, 413, 575. 00	
		CROWN CASTLE INC	112, 500	12, 810, 375. 00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	86, 000	12, 892, 260. 00	
		EQUINIX INC	24, 750	20, 338, 065. 00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45, 000	3, 254, 850. 00	
		EQUITY RESIDENTIAL	89, 000	6, 710, 600. 00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16, 500	4, 983, 165. 00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	55, 600	9, 649, 936. 00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73, 000	3, 759, 500. 00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185, 000	4, 086, 650. 00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192, 000	3, 212, 160. 00	
		INVITATION HOMES INC	160, 000	5, 964, 800. 00	
		IRON MOUNTAIN INC	77, 200	8, 420, 976. 00	
		KIMCO REALTY CORP	179, 000	4, 136, 690. 00	

	MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,963,420.00	
	PROLOGIS INC	243,800	31,062,558.00	
	PUBLIC STORAGE	41,900	14,295,023.00	
	REALTY INCOME CORP	230,000	14,335,900.00	
	REGENCY CENTERS CORP	44,000	3,225,200.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	28,300	6,604,371.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	86,300	14,168,734.00	
	SUN COMMUNITIES INC	31,400	4,315,930.00	
	UDR INC	80,000	3,553,600.00	
	VENTAS INC	104,000	6,533,280.00	
	VICI PROPERTIES INC	269,000	9,035,710.00	
	WELLTOWER INC	157,900	19,579,600.00	
	WEYERHAEUSER CO	196,000	5,913,320.00	
	WP CAREY INC	55,000	3,340,150.00	
小計	銘柄数：34  組入時価比率：1.8%	3,373,550	294,954,546.00  (42,249,289,169)  87.3%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,113,210.00	
小計	銘柄数：1  組入時価比率：0.0%	21,000	1,113,210.00  (118,144,977)  0.2%	
ユーロ	COVIVIO	17,000	904,400.00	
	GECINA SA	11,700	1,200,420.00	
	KLEPIERRE	59,000	1,654,360.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,282,148.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,098,000.00	
小計	銘柄数：5  組入時価比率：0.0%	163,300	7,139,328.00  (1,136,438,231)  2.3%	
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,174,500.00	
	SEGRO PLC	321,000	2,792,700.00	
小計	銘柄数：2  組入時価比率：0.0%	501,000	3,967,200.00  (749,126,376)  1.5%	
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,844,640.00	
	GOODMAN GROUP	443,000	14,703,170.00	

	GPT GROUP	530,000	2,676,500.00	
	MIRVAC GROUP	1,090,000	2,310,800.00	
	SCENTRE GROUP	1,350,000	4,684,500.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	3,155,800.00	
	VICINITY CENTRES	980,000	2,234,400.00	
小計	銘柄数：7	5,265,000	31,609,810.00	
			(3,053,191,547)	
	組入時価比率：0.1%			6.3%
香港ドル	LINK REIT	690,000	25,668,000.00	
小計	銘柄数：1	690,000	25,668,000.00	
			(471,777,840)	
	組入時価比率：0.0%			1.0%
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,956,214.80	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,500,021	3,135,043.89	
小計	銘柄数：2	2,530,061	6,091,258.69	
			(671,500,357)	
	組入時価比率：0.0%			1.4%
	合計		48,449,468,497	
			(48,449,468,497)	
	合計		48,449,468,497	
			(48,449,468,497)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	34,328,396,426	—	33,952,223,749	△376,172,677
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	3,579,688,070	—	3,533,373,420	△46,314,650
米ドル	2,803,002,304	—	2,763,318,030	△39,684,274
カナダドル	160,860,900	—	159,138,450	△1,722,450
ユーロ	401,086,250	—	397,831,500	△3,254,750
スイスフラン	136,842,456	—	135,842,080	△1,000,376

豪ドル	77,896,160	-	77,243,360	△652,800
売建	500,762,500	-	501,119,850	△357,350
米ドル	500,762,500	-	501,119,850	△357,350
合計	-	-	-	△422,844,677

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

##### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 新興国株式マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

預金	1,012,369,198
コール・ローン	873,713,691
株式	118,172,225,101
投資信託受益証券	4,087,681,419
投資証券	113,285,696
派生商品評価勘定	13,135,824
未収入金	449,775
未収配当金	160,176,957
未収利息	5,699
差入委託証拠金	4,157,865,600
流動資産合計	128,590,908,960
資産合計	128,590,908,960

#### 負債の部

##### 流動負債

派生商品評価勘定	82,535,587
未払解約金	80,033,490
その他未払費用	5,309,600
流動負債合計	167,878,677

負債合計	167,878,677
純資産の部	
元本等	
元本	67,239,617,685
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	61,183,412,598
元本等合計	128,423,030,283
純資産合計	128,423,030,283
負債純資産合計	128,590,908,960

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9099 円

(10,000 口当たり純資産額)

(19,099 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 9 月 7 日  
至 2024 年 9 月 6 日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

## ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

## ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

## ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 6 日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

## 投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

## 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

## 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 9 月 6 日現在

期首	2023 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	57,651,070,439 円
同期中における追加設定元本額	17,376,108,950 円
同期中における一部解約元本額	7,787,561,704 円
期末元本額	67,239,617,685 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド 2015	14,245,757 円
野村資産設計ファンド 2020	15,978,634 円
野村資産設計ファンド 2025	22,926,072 円
野村資産設計ファンド 2030	40,638,762 円
野村資産設計ファンド 2035	43,249,827 円
野村資産設計ファンド 2040	77,546,687 円

野村資産設計ファンド2045		18,840,150円
野村インデックスファンド・新興国株式		3,642,882,424円
ネクストコア		14,461,965円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		568,525,147円
野村資産設計ファンド2050		20,338,998円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		3,804,951円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		2,979,075円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		2,596,821円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		2,509,778円
インデックス・ブレンド（タイプI）		1,366,784円
インデックス・ブレンド（タイプII）		1,395,630円
インデックス・ブレンド（タイプIII）		13,603,659円
インデックス・ブレンド（タイプIV）		6,251,127円
インデックス・ブレンド（タイプV）		23,032,049円
野村つみたて外国株投信		8,233,089,604円
野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）		696,024,210円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）		2,240,508,123円
世界6資産分散ファンド		150,219,243円
野村資産設計ファンド2060		21,515,154円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）		1,423,915,048円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス		713,476,228円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信		1,204,938,519円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）外国株式		2,755,130,722円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）		2,769,301円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）		2,187,774,320円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）		512,322円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		42,016,106,501円
野村DC運用戦略ファンド		818,218,951円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）		46,236,029円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030		33,162,726円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040		37,373,313円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050		28,442,553円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060		26,663,706円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）		63,649,020円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		2,717,795円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	1.91	297,135.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	

TATNEFT-SPONSORED ADR	19, 100	0. 00	0. 00	
PHOSAGRO PJSC	4, 007	0. 00	0. 00	
PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0. 00	0. 00	
PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0. 00	0. 00	
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16, 280	35. 82	583, 149. 60	
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21, 600	12. 26	264, 816. 00	
NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103, 000	0. 00	0. 00	
PJSC ALROSA	176, 000	0. 00	0. 00	
PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48, 600	0. 00	0. 00	
POLYUS PJSC	2, 355	0. 00	0. 00	
SEVERSTAL-GDR REG S	15, 800	0. 00	0. 00	
SOUTHERN COPPER CORP	9, 324	96. 66	901, 257. 84	
H WORLD GROUP LTD-ADR	23, 300	29. 74	692, 942. 00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	45, 900	34. 21	1, 570, 239. 00	
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5, 300	0. 00	0. 00	
PDD HOLDINGS INC ADR	78, 020	92. 68	7, 230, 893. 60	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	37, 900	12. 40	469, 960. 00	
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11, 500	0. 00	0. 00	
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	7, 400	54. 05	399, 970. 00	
BANCO DE CHILE-ADR	27, 700	25. 00	692, 500. 00	
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19, 600	20. 30	397, 880. 00	
BANCOLOMBIA S. A.-SPONS ADR	10, 030	32. 88	329, 786. 40	
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260, 036	1. 69	439, 460. 84	
CREDICORP LTD	7, 450	172. 22	1, 283, 039. 00	
INTER & CO INC - CL A	27, 100	7. 45	201, 895. 00	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	333, 200	14. 34	4, 778, 088. 00	
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811, 000	0. 00	0. 00	
STATE BANK OF INDIA-GDR	19, 330	96. 50	1, 865, 345. 00	
TCS GROUP HOLDING-REG S	9, 300	0. 00	0. 00	
VTB BANK JSC	35, 156	0. 00	0. 00	
PAGSEGURO DIGITAL LTD-CL A	22, 300	9. 70	216, 310. 00	
STONECO LTD-A	28, 200	11. 80	332, 760. 00	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54, 288	1. 48	80, 346. 24	
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28, 650	0. 00	0. 00	
ENEL CHILE SA-ADR	73, 000	2. 62	191, 260. 00	
INTER RAO UES PJSC	3, 660, 000	0. 00	0. 00	

	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	17, 100	24. 50	418, 950. 00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133, 000	0. 00	0. 00	
	XP INC - CLASS A	41, 700	18. 62	776, 454. 00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	50, 000	8. 02	401, 000. 00	
	IQIYI INC-ADR	41, 500	2. 02	83, 830. 00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	82, 700	10. 32	853, 464. 00	
	AUTOHOME INC-ADR	7, 500	27. 40	205, 500. 00	
	KANZHUN LTD	32, 700	12. 36	404, 172. 00	
	VK CO LTD GDR	7, 000	0. 00	0. 00	
	KE HOLDINGS INC ADR	73, 400	14. 84	1, 089, 256. 00	
	小計銘柄数：52			27, 451, 659. 52	
				(3, 932, 175, 709)	
	組入時価比率：3. 1%				3. 3%
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93, 958	20. 02	1, 881, 039. 16	
	CEMEX SAB - CPO	1, 652, 985	11. 64	19, 240, 745. 40	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	348, 983	100. 37	35, 027, 423. 71	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26, 310	233. 38	6, 140, 227. 80	
	ALFA S. A. B. -A	319, 000	11. 34	3, 617, 460. 00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65, 000	116. 42	7, 567, 300. 00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18, 900	527. 30	9, 965, 970. 00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29, 000	159. 54	4, 626, 660. 00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45, 300	344. 95	15, 626, 235. 00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18, 600	179. 33	3, 335, 538. 00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	22, 600	148. 84	3, 363, 784. 00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	603, 000	59. 94	36, 143, 820. 00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58, 000	180. 48	10, 467, 840. 00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67, 000	172. 42	11, 552, 140. 00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211, 600	202. 80	42, 912, 480. 00	
	GRUMA S. A. B. -B	21, 900	371. 71	8, 140, 449. 00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157, 000	70. 02	10, 993, 140. 00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143, 000	32. 20	4, 604, 600. 00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68, 000	46. 61	3, 169, 480. 00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	298, 000	139. 05	41, 436, 900. 00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209, 000	46. 02	9, 618, 180. 00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111, 000	16. 63	1, 845, 930. 00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2, 066, 000	16. 31	33, 696, 460. 00	

	小計銘柄数 : 23 組入時価比率 : 1.8%			324,973,802.07 (2,341,436,243) 2.0%	
リアル	COSAN SA	136,000	13.42	1,825,120.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	423,000	41.90	17,723,700.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	529,000	38.30	20,260,700.00	
	PRIOR SA	85,700	43.52	3,729,664.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	23.32	2,005,520.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	21.88	1,829,168.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	11.53	933,930.00	
	GERDAU SA PFD NPV	141,120	18.40	2,596,608.00	
	VALE SA	377,852	57.40	21,688,704.80	
	SUZANO SA	87,960	55.28	4,862,428.80	
	EMBRAER SA	79,000	49.79	3,933,410.00	
	WEG SA	191,448	53.99	10,336,277.52	
	LOCALIZA RENT A CAR	106,595	42.49	4,529,221.55	
	RUMO SA	164,000	21.79	3,573,560.00	
	CCR SA	121,000	13.61	1,646,810.00	
	VIBRA ENERGIA SA	138,000	26.50	3,657,000.00	
	ATACADA SA	54,000	9.57	516,780.00	
	RAIA DROGASIL SA	153,980	27.91	4,297,581.80	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	9.59	1,304,240.00	
	AMBEV SA	518,956	12.97	6,730,859.32	
	BRF SA	83,000	25.41	2,109,030.00	
	JBS SA	98,100	34.60	3,394,260.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	13.99	1,294,075.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	4.55	2,347,740.85	
	REDE D' OR SAO LUIZ SA	65,300	33.17	2,166,001.00	
	HYPERA SA	33,000	28.60	943,800.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	209,953	14.38	3,019,124.14	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	588,042	16.01	9,414,552.42	
	BANCO DO BRASIL SA	208,000	29.25	6,084,000.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	537,991	37.48	20,163,902.68	
	ITAUSA SA	583,018	11.23	6,547,292.14	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	36.95	3,214,650.00	

	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	15.85	1,283,850.00	
	TOTVS SA	61,000	29.78	1,816,580.00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	41,005	55.12	2,260,195.60	
	TIM SA	82,952	18.63	1,545,395.76	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	46.85	1,358,650.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	137,400	42.38	5,823,012.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	176,783	11.91	2,105,485.53	
	COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	10.92	1,037,400.00	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	34.74	639,216.00	
	ENERGISA SA-UNITS	35,700	48.30	1,724,310.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	111,000	35.04	3,889,440.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	54,100	95.38	5,160,058.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	12.59	7,516,217.41	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	35.58	4,589,820.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	44.88	745,008.00	
	小計 銘柄数：47			220,174,350.32	
				(5,655,750,641)	
	組入時価比率：4.4%			4.8%	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,530.00	182,070,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	11.59	209,964,440.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	3,181.50	299,061,000.00	
	EMPRESAS COPEC SA	33,400	5,830.00	194,722,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,860.00	234,360,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	27,990.00	227,670,660.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	96.00	223,200,000.00	
	小計 銘柄数：7			1,571,048,100.00	
				(238,727,042)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	37,360.00	1,079,704,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	17,380.00	1,042,800,000.00	
	小計 銘柄数：2			2,122,504,000.00	
	組入時価比率：0.1%			(73,054,465)	
				0.1%	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	34.32	411,840.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	16.00	323,200.00	

	JUMBO SA	15,932	24.30	387,147.60	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	1.57	444,310.00	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.05	606,815.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	94,600	7.69	727,474.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	3.99	483,032.00	
	HELLENIC TELECOM	18,000	15.15	272,700.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	11.63	232,600.00	
	小計銘柄数：10			3,889,118.60	
				(619,069,898)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	162.40	18,952,080.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	4.82	7,391,942.36	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	48.04	5,572,640.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	57.50	7,182,900.00	
	KOC HLDGS	85,000	188.20	15,997,000.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	42.20	6,330,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	228.50	6,700,762.50	
	TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	296.75	18,992,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	947.50	5,874,500.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	228.70	2,744,400.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	547.50	30,386,250.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII	23,300	211.50	4,927,950.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	83,600	65.45	5,471,620.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	60.60	19,695,000.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	93.60	12,355,200.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	13.59	13,046,128.20	
	YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	31.94	13,318,980.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	98.95	11,577,150.00	
チェコクロナ	小計銘柄数：18			206,516,503.06	
	組入時価比率：0.7%			(871,417,036)	
				0.7%	
ユーロ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	777.50	7,036,375.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	110.40	4,636,800.00	
	CEZ AS	15,500	860.50	13,337,750.00	
	小計銘柄数：3			25,010,925.00	

	組入時価比率 : 0.1%			(159,081,988)	
				0.1%	
フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,666.00	99,975,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,610.00	171,882,000.00	
	OTP BANK NYRT	25,700	18,300.00	470,310,000.00	
小計	銘柄数 : 3			742,167,000.00	
				(300,565,760)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.3%	
ズロチ	ORLEN SA	64,387	62.20	4,004,871.40	
	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	134.15	2,428,115.00	
	BUDIMEX	1,800	560.50	1,008,900.00	
	LPP SA	130	14,690.00	1,909,700.00	
	ALLEGRO.EU SA	62,200	36.72	2,283,984.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	308.50	1,514,735.00	
	ALIOR BANK SA	10,300	99.76	1,027,528.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	155.70	3,207,420.00	
	MBANK	2,040	632.20	1,289,688.00	
	PKO BANK POLSKI SA	97,200	57.96	5,633,712.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	4,180	512.40	2,141,832.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	47.28	3,007,008.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	7.36	537,280.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	174.65	1,397,200.00	
小計	銘柄数 : 14			31,391,973.40	
				(1,167,012,307)	
	組入時価比率 : 0.9%			1.0%	
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.76	1,379,040.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	9.03	2,438,100.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,750,900	4.65	12,791,685.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	374,000	31.55	11,799,700.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	8.19	1,031,940.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,340,000	6.32	14,788,800.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	336,700	9.78	3,292,926.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	16.88	2,329,440.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	2.21	868,530.00	

ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.64	2,273,600.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	10.00	3,570,000.00	
CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.81	2,353,050.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	12.36	1,211,280.00	
MMG LTD	464,800	2.08	966,784.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	14.42	865,200.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	11.94	2,017,860.00	
ZIJIN MINING GROUP CO-H	623,000	14.34	8,933,820.00	
AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.24	654,480.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	3.87	674,928.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.24	1,360,800.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	10.84	2,463,390.00	
CITIC LTD	688,000	7.44	5,118,720.00	
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.00	903,760.00	
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.59	2,524,500.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	21.75	1,239,750.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	19.40	1,319,200.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	11.56	2,483,088.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	25.50	1,407,600.00	
BOC AVIATION LTD	28,100	65.50	1,840,550.00	
JD LOGISTICS INC	193,700	9.50	1,840,150.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	45,100	169.00	7,621,900.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD H	368,000	10.12	3,724,160.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	99.00	1,336,500.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	12.28	2,234,960.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	7.57	1,120,360.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	4.82	758,282.40	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	44.90	2,783,800.00	
BYD CO LTD-H	116,000	237.20	27,515,200.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	685,000	8.92	6,110,200.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	11.46	3,128,580.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	2.33	666,123.70	
LI AUTO INC	142,000	73.10	10,380,200.00	
NIO INC.	166,400	34.10	5,674,240.00	
XPENG INC	152,300	33.20	5,056,360.00	

YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	11.34	1,519,560.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	23.55	1,201,050.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	24.40	6,636,800.00	
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	21.25	807,500.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	144,200	75.50	10,887,100.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.75	1,312,500.00	
LI NING CO LTD	276,000	14.22	3,924,720.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	62.35	5,991,835.00	
HAIDLALO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	13.64	2,591,600.00	
MEITUAN-CLASS B	559,940	119.30	66,800,842.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	15.50	1,946,800.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	9.37	1,021,330.00	
TRIP.COM GROUP LTD	61,300	373.60	22,901,680.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,708,680	79.80	136,352,664.00	
JD.COM, INC.	277,617	104.30	28,955,453.10	
MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	32.55	1,197,840.00	
CHOW TAI FOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	6.12	1,075,896.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	48.30	2,154,180.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	2.69	543,380.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	9.26	666,720.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	2.90	1,409,400.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	23.40	2,501,460.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	102.33	1,258,659.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	173,333	23.90	4,142,658.70	
NONGFU SPRING LTD	221,000	26.55	5,867,550.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	43.75	3,412,500.00	
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.26	1,725,300.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	12.92	4,715,800.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	278,000	10.56	2,935,680.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.54	2,510,620.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	8.90	2,367,400.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	39.60	1,584,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	24.10	1,446,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.21	1,044,080.00	

SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	10.52	1,041,480.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	16.82	2,226,968.00	
AKESO INC	66,000	48.20	3,181,200.00	
BEIGENE LTD	82,020	115.10	9,440,502.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	43.15	6,515,650.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.22	936,990.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	4.77	4,996,670.40	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	19.88	2,584,400.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.17	4,268,405.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	3.48	10,370,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,820,000	3.39	29,899,800.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.35	5,033,226.50	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	4.47	4,604,100.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	10,800,000	5.36	57,888,000.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.31	593,670.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	456,192	30.30	13,822,617.60	
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.76	1,627,848.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	7,800,000	4.21	32,838,000.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.04	3,446,120.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.38	828,520.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	836,000	11.50	9,614,000.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	20.75	6,536,250.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	10.36	1,071,969.92	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	16.72	1,203,840.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	3.06	2,601,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	10.66	8,873,597.20	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	739,500	35.60	26,326,200.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	6.22	2,276,520.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	79,000	27.10	2,140,900.00	
ZTE CORP-H	76,052	15.22	1,157,511.44	
LENOVO GROUP LTD	874,000	9.31	8,136,940.00	
XIAOMI CORPORATION	1,700,000	18.54	31,518,000.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	31.45	2,893,400.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	47.90	3,314,680.00	

GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.17	3,164,850.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	16.14	1,129,800.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.10	1,450,800.00	
CHINA TOWER CORP LTD	5,380,000	0.99	5,326,200.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	24.95	1,222,550.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.34	2,016,120.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	29.45	3,651,800.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	48.25	4,419,700.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.57	3,391,360.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.24	907,200.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	4.49	1,517,620.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	4.07	1,872,200.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	8.14	1,403,336.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	11.64	2,212,182.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	3.66	980,880.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	8.40	1,058,400.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	165,000	47.70	7,870,500.00	
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.95	3,805,500.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	5.82	2,130,120.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.45	1,690,500.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	20.60	4,902,800.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.43	1,816,300.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	12.14	1,359,680.00	
WUXI APPTEC CO LTD	36,200	34.60	1,252,520.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	476,500	11.06	5,270,090.00	
CHINA LITERATURE LTD	49,800	25.45	1,267,410.00	
BILIBILI INC	30,120	121.30	3,653,556.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.18	1,691,680.00	
KINGSOFT CORP LTD	91,000	21.50	1,956,500.00	
NETEASE, INC.	214,750	123.10	26,435,725.00	
BAIDU INC-CLASS A	263,360	79.75	21,002,960.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	269,900	40.10	10,822,990.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	735,800	373.40	274,747,720.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	12.02	877,460.00	

	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	11.80	5,321,800.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	364,444	21.00	7,653,324.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	24.45	1,735,950.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	4.07	989,010.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	8.59	2,336,480.00	
小計	銘柄数：153			1,240,389,043.96	
	組入時価比率：17.8%			(22,798,350,627)	
				19.3%	
シンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	20.28	608,400.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	5.60	1,848,000.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.86	1,939,140.00	
	GAMUDA BERHAD	177,000	7.58	1,341,660.00	
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.46	541,200.00	
	SUNWAY BHD	256,000	4.00	1,024,000.00	
	MISC BHD	125,960	8.36	1,053,025.60	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	10.32	1,253,467.20	
	GENTING BHD	187,000	4.27	798,490.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.45	561,050.00	
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	2.04	737,460.00	
	IOI CORP	247,000	3.92	968,240.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	21.32	903,968.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	103.00	751,900.00	
	PPB GROUP BERHAD	90,740	14.34	1,301,211.60	
	QL RESOURCES BHD	119,000	6.65	791,350.00	
	SD GUTHRIE BHD	238,000	4.53	1,078,140.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.44	1,674,400.00	
	AMMB HOLDING	313,000	5.19	1,624,470.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	821,000	8.22	6,748,620.00	
	HONG LEONG BANK	60,960	21.00	1,280,160.00	
	MALAYAN BANKING	627,000	10.80	6,771,600.00	
	PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.75	8,084,500.00	
	RHB BANK BHD	125,023	6.13	766,390.99	
	INARI AMERTRON BHD	271,000	2.96	802,160.00	
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.75	870,750.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.49	861,540.00	
	CELCOMDIGI BHD	429,000	3.72	1,595,880.00	

	MAXIS BHD	265,000	3.85	1,020,250.00	
	TENAGA NASIONAL	302,000	14.82	4,475,640.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	18.02	1,639,820.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.70	1,080,000.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	3.69	1,107,000.00	
小計	銘柄数：33			57,903,883.39	
	組入時価比率：1.5%			(1,914,371,869)	
				1.6%	
バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	140.50	23,042,000.00	
	PTT PCL-NVDR	1,134,000	33.75	38,272,500.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	54.50	8,556,500.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	27.25	6,212,836.50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	239.00	19,406,800.00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	27.00	4,050,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	459,000	62.50	28,687,500.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	7.80	6,318,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	28.00	11,619,384.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	31.00	4,805,775.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	9.75	5,654,970.75	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	16.20	4,179,600.00	
	CP ALL PCL-NVDR	650,000	63.50	41,275,000.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	207,000	32.75	6,779,250.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	25.00	10,650,000.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,214,000	28.50	34,599,000.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	264.00	15,576,000.00	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	83,000	146.50	12,159,500.00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	19.30	9,728,165.00	
	SCB X PCL-NVDR	81,000	107.50	8,707,500.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.87	4,437,510.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	383,000	107.00	40,981,000.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	10.70	12,518,636.20	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	136,000	267.00	36,312,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	89.00	11,125,000.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	44.00	5,896,000.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	288,000	53.50	15,408,000.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	61.25	15,986,250.00	

	小計銘柄数：28 組入時価比率：1.5%			442,944,677.45 (1,886,944,325)	
				1.6%	
フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	613.00	17,349,126.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	23.05	5,877,865.25	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	900.00	19,890,000.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	404.00	48,076,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	260.00	11,180,000.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	89.50	9,576,500.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	126.50	26,190,560.00	
	BDO UNIBANK INC	249,997	154.00	38,499,538.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	74.95	15,371,870.25	
	PLDT INC	7,000	1,486.00	10,402,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	406.00	15,143,800.00	
	AYALA LAND INC	768,000	34.85	26,764,800.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	29.75	31,712,756.25	
	小計銘柄数：13 組入時価比率：0.5%			276,034,815.75 (703,198,693)	
				0.6%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,980,000	3,550.00	7,029,000,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	27,525.00	4,047,551,250.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	1,095.00	3,168,271,905.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	9,450.00	9,298,800,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	651,000	10,675.00	6,949,425,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	2,280.00	2,544,053,640.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	8,300.00	1,992,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	5,075.00	11,977,000,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	52.00	5,466,240,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,890.00	5,693,300,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAK T	309,000	11,650.00	3,599,850,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,975.00	2,929,500,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,850.00	3,395,000,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	2,220.00	1,820,400,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,690.00	3,887,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	6,130,000	10,250.00	62,832,500,000.00	
	BANK MANDIRI	4,340,000	7,175.00	31,139,500,000.00	

	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	5,450.00	8,829,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	7,450,028	5,150.00	38,367,644,200.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	5,480,000	3,020.00	16,549,600,000.00	
小計	銘柄数：20			231,515,635,995.00	
	組入時価比率：1.7%			(2,153,095,414)	
				1.8%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	76,600.00	390,660,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	59,000.00	231,870,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	6,870	107,400.00	737,838,000.00	
	ENCHEM CO LTD	1,220	180,000.00	219,600,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	15,500	23,650.00	366,575,000.00	
	KUM YANG CO LTD	3,190	43,900.00	140,041,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	143,600.00	213,964,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	211,500.00	133,245,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	5,464	321,500.00	1,756,676,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	80,500.00	155,526,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	116,900.00	305,109,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	24,600.00	182,015,400.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	539,000.00	458,150,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	8,080	342,500.00	2,767,400,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	4,410	290,000.00	1,278,900,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	52,100.00	364,700,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	30,500.00	210,450,000.00	
	SAMSUNG E&A CO LTD	21,500	24,000.00	516,000,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	16,620.00	814,380,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	5,590	167,100.00	934,089,000.00	
	ECOPRO CO., LTD.	12,070	83,700.00	1,010,259,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,000	92,600.00	92,600,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	2,360	245,000.00	578,200,000.00	
	L&F CO LTD	3,390	92,400.00	313,236,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	5,110	410,000.00	2,095,100,000.00	
	LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	135,900.00	229,671,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	234,500.00	801,990,000.00	
	GS HOLDINGS CORP	3,600	47,450.00	170,820,000.00	
	LG CORP	11,750	85,800.00	1,008,150,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	9,070	149,900.00	1,359,593,000.00	

SK INC	4, 570	142, 300. 00	650, 311, 000. 00	
SK SQUARE CO LTD	11, 100	72, 800. 00	808, 080, 000. 00	
DOOSAN BOBCAT INC	6, 550	41, 350. 00	270, 842, 500. 00	
HANWHA OCEAN CO LTD	10, 300	32, 100. 00	330, 630, 000. 00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2, 780	178, 900. 00	497, 342, 000. 00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEER	4, 910	168, 000. 00	824, 880, 000. 00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81, 000	9, 820. 00	795, 420, 000. 00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	5, 200	53, 900. 00	280, 280, 000. 00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3, 620	110, 700. 00	400, 734, 000. 00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	17, 500	22, 450. 00	392, 875, 000. 00	
HMM COMPANY LIMITED	27, 100	16, 800. 00	455, 280, 000. 00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9, 300	40, 350. 00	375, 255, 000. 00	
HYUNDAI MOBIS	6, 860	211, 500. 00	1, 450, 890, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	15, 710	229, 000. 00	3, 597, 590, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4, 130	170, 500. 00	704, 165, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2, 900	167, 700. 00	486, 330, 000. 00	
KIA CORP	29, 860	100, 700. 00	3, 006, 902, 000. 00	
COWAY CO LTD	7, 930	65, 700. 00	521, 001, 000. 00	
LG ELECTRONICS INC	12, 030	104, 100. 00	1, 252, 323, 000. 00	
HANJIN KAL CORP	1, 900	68, 200. 00	129, 580, 000. 00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	310, 500. 00	254, 610, 000. 00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2, 890	88, 700. 00	256, 343, 000. 00	
KT & G CORP	11, 170	108, 900. 00	1, 216, 413, 000. 00	
AMOREPACIFIC CORP	3, 730	129, 400. 00	482, 662, 000. 00	
LG H&H	1, 002	344, 000. 00	344, 688, 000. 00	
HLB INC	13, 125	87, 500. 00	1, 148, 437, 500. 00	
ALTEOGEN INC	4, 340	307, 000. 00	1, 332, 380, 000. 00	
CELLTRION INC	17, 030	188, 000. 00	3, 201, 640, 000. 00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	1, 950	52, 100. 00	101, 595, 000. 00	
CELLTRION PHARM INC	3, 091	65, 700. 00	203, 078, 700. 00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	290, 000. 00	150, 220, 000. 00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3, 320	104, 000. 00	345, 280, 000. 00	
YUHAN CORPORATION	7, 100	130, 600. 00	927, 260, 000. 00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	33, 200	62, 900. 00	2, 088, 280, 000. 00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26, 100	13, 900. 00	362, 790, 000. 00	

KAKAOBANK CORP	19,300	20,500.00	395,650,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	42,800	84,600.00	3,620,880,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	56,200.00	2,770,660,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	16,050.00	1,075,350,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10,200	91,100.00	929,220,000.00	
DB INSURANCE CO LTD	5,600	118,100.00	661,360,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	359,000.00	1,306,760,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	98,100.00	804,420,000.00	
POSCO DX CO LTD	5,300	27,850.00	147,605,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	158,300.00	742,427,000.00	
COSMO AM&T CO LTD	2,367	111,800.00	264,630,600.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	536,360	69,000.00	37,008,840,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	91,360	56,000.00	5,116,160,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,970	238,500.00	469,845,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	30,970	10,690.00	331,069,300.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	133,700.00	938,574,000.00	
SAMSUNG SDI CO, LTD	6,497	365,500.00	2,374,653,500.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	99,800.00	538,920,000.00	
SK HYNIX INC	61,320	159,400.00	9,774,408,000.00	
KT CORP	6,400	41,200.00	263,680,000.00	
LG UPLUS CORP	17,400	9,890.00	172,086,000.00	
SK TELECOM CO LTD	5,500	57,200.00	314,600,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	22,300.00	593,180,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	71,600.00	382,344,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	8,450.00	209,027,650.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	13,840.00	258,808,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,963	935,000.00	1,835,405,000.00	
HYBE CO LTD	2,010	171,800.00	345,318,000.00	
KRAFTON INC	2,990	324,000.00	968,760,000.00	
NCSOFT CORPORATION	1,631	183,700.00	299,614,700.00	
NETMARBLE CORP	4,270	58,500.00	249,795,000.00	
KAKAO CORP	34,190	34,450.00	1,177,845,500.00	
NAVER CORP	14,420	159,800.00	2,304,316,000.00	
小計 銘柄数：98			128,129,407,350.00 (13,799,537,171)	
組入時価比率：10.7%				11.7%

新台湾 ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411, 998	38. 70	15, 944, 322. 60	
	FORMOSA PLASTIC	393, 424	46. 20	18, 176, 188. 80	
	NAN YA PLASTICS CORP	633, 726	39. 35	24, 937, 118. 10	
	ASIA CEMENT	314, 980	44. 70	14, 079, 606. 00	
	TCC GROUP HOLDINGS	771, 888	31. 55	24, 353, 066. 40	
	CHINA STEEL	1, 286, 544	21. 10	27, 146, 078. 40	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14, 300	580. 00	8, 294, 000. 00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8, 000	1, 985. 00	15, 880, 000. 00	
	WALSIN LIHWA CORP	268, 429	33. 50	8, 992, 371. 50	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313, 454	35. 70	11, 190, 307. 80	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15, 464	810. 00	12, 525, 840. 00	
	CHINA AIRLINES LTD	375, 000	20. 30	7, 612, 500. 00	
	EVA AIRWAYS CORP	303, 000	35. 15	10, 650, 450. 00	
	EVERGREEN MARINE	122, 950	181. 00	22, 253, 950. 00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86, 335	78. 80	6, 803, 198. 00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191, 000	61. 50	11, 746, 500. 00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247, 000	29. 00	7, 163, 000. 00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222, 036	48. 85	10, 846, 458. 60	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24, 000	466. 00	11, 184, 000. 00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17, 443	522. 00	9, 105, 246. 00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69, 592	135. 50	9, 429, 716. 00	
	POU CHEN CORP	267, 468	34. 15	9, 134, 032. 20	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	33, 580	616. 00	20, 685, 280. 00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64, 816	283. 50	18, 375, 336. 00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	552, 836	82. 10	45, 387, 835. 60	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	24, 000	674. 00	16, 176, 000. 00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	578, 196	17. 50	10, 118, 430. 00	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	1, 763, 212	32. 30	56, 951, 747. 60	
	E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1, 603, 798	27. 30	43, 783, 685. 40	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1, 271, 015	26. 85	34, 126, 752. 75	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1, 036, 977	25. 30	26, 235, 518. 10	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1, 288, 626	38. 55	49, 676, 532. 30	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1, 240, 619	23. 35	28, 968, 453. 65	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1, 217, 154	18. 20	22, 152, 202. 80	
	TAIWAN BUSINESS BANK	741, 002	15. 40	11, 411, 430. 80	

TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1, 101, 442	25. 40	27, 976, 626. 80	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466, 906	38. 25	17, 859, 154. 50	
CHAILEASE HOLDING CO -RIGHTS	2, 384	16. 50	39, 336. 00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	184, 305	141. 50	26, 079, 157. 50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1, 094, 007	30. 50	33, 367, 213. 50	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1, 111, 293	62. 40	69, 344, 683. 20	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1, 757, 789	16. 20	28, 476, 181. 80	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	898, 886	92. 30	82, 967, 177. 80	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1, 435, 656	12. 95	18, 591, 745. 20	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59, 000	514. 00	30, 326, 000. 00	
ACER INC	348, 767	40. 80	14, 229, 693. 60	
ADVANTECH CO. , LTD.	47, 620	323. 50	15, 405, 070. 00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	36, 000	525. 00	18, 900, 000. 00	
ASUSTEK COMPUTER INC	79, 805	521. 00	41, 578, 405. 00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76, 840	236. 50	18, 172, 660. 00	
COMPAL ELECTRONICS	410, 590	32. 00	13, 138, 880. 00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	50, 000	242. 50	12, 125, 000. 00	
INVENTEC CO. , LTD	331, 911	41. 80	13, 873, 879. 80	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	233, 897	101. 50	23, 740, 545. 50	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74, 000	170. 00	12, 580, 000. 00	
PEGATRON CORP	242, 692	99. 90	24, 244, 930. 80	
QUANTA COMPUTER INC	312, 684	247. 00	77, 232, 948. 00	
WISTRON CORP	289, 000	94. 00	27, 166, 000. 00	
WIWYNN CORP	10, 000	1, 660. 00	16, 600, 000. 00	
AUO CORP	802, 606	15. 40	12, 360, 132. 40	
DELTA ELECTRONICS INC	217, 681	369. 00	80, 324, 289. 00	
E INK HOLDINGS INC	96, 000	284. 00	27, 264, 000. 00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1, 400, 649	175. 00	245, 113, 575. 00	
INNOLUX CORP	866, 744	14. 20	12, 307, 764. 80	
LARGAN PRECISION CO LTD	12, 040	2, 925. 00	35, 217, 000. 00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122, 566	71. 00	8, 702, 186. 00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158, 000	142. 00	22, 436, 000. 00	
WPG HOLDINGS CO LTD	170, 387	77. 40	13, 187, 953. 80	
YAGEO CORPORATION	41, 982	606. 00	25, 441, 092. 00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64, 410	124. 50	8, 019, 045. 00	

	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	8,000	2,340.00	18,720,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	372,658	143.50	53,476,423.00	
	EMMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,360.00	18,880,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	985.00	9,850,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	449.00	13,919,000.00	
	MEDIATEK INC	170,538	1,110.00	189,297,180.00	
	NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	46.00	6,946,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	519.00	35,322,102.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	488.50	28,536,704.50	
	SILERGY CORP	35,000	426.50	14,927,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,767,000	902.00	2,495,834,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,266,500	53.90	68,264,350.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	118.50	12,087,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	404,045	21.40	8,646,563.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	404,065	123.00	49,699,995.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	91.30	18,442,600.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	113.00	21,718,600.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	46.75	7,138,771.75	
	小計 銘柄数：88			4,907,592,271.65	
				(21,904,547,345)	
	組入時価比率：17.1%			18.5%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	164,000	360.70	59,154,800.00	
	COAL INDIA LTD	208,000	497.00	103,376,000.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	96,570	448.50	43,311,645.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	181.34	62,199,620.00	
	OIL INDIA LTD	54,800	654.90	35,888,520.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	311.40	106,810,200.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	367.20	28,274,400.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	341,900	2,985.95	1,020,896,305.00	
	ASIAN PAINTS LTD	42,600	3,238.25	137,949,450.00	
	PI INDUSTRIES LTD	10,100	4,509.95	45,550,495.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	3,209.20	49,742,600.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	10,880.35	32,205,836.00	
	SRF LTD	14,200	2,618.50	37,182,700.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	5,230.70	41,322,530.00	
	UPL LTD	43,200	618.70	26,727,840.00	

AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	631.85	36,015,450.00	
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,741.60	82,796,320.00	
SHREE CEMENT LIMITED	1,080	25,662.25	27,715,230.00	
ULTRATECH CEMENT LTD	13,390	11,542.65	154,556,083.50	
APL APOLLO TUBES LTD	16,600	1,440.25	23,908,150.00	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	151,700	669.95	101,631,415.00	
JINDAL STAINLESS LTD	35,920	719.65	25,849,828.00	
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	950.50	43,723,000.00	
JSW STEEL LTD	66,000	925.45	61,079,700.00	
NMDC LTD	125,000	212.70	26,587,500.00	
TATA STEEL LIMITED	865,900	151.72	131,374,348.00	
VEDANTA LTD	169,000	466.70	78,872,300.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	403,000	290.60	117,111,800.00	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22,400	4,792.45	107,350,880.00	
ASTRAL LTD	16,300	1,933.10	31,509,530.00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	74,800	3,624.15	271,086,420.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	581.85	34,096,410.00	
ABB INDIA LTD	6,600	7,650.10	50,490,660.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	273.55	34,740,850.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	687.50	53,625,000.00	
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,879.45	59,390,620.00	
POLY CAB INDIA LTD	6,630	6,648.80	44,081,544.00	
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	76.00	89,224,000.00	
SIEMENS LIMITED	10,200	6,686.20	68,199,240.00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	251.15	46,261,830.00	
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,841.35	61,845,735.00	
THERMAX LTD	4,500	4,279.45	19,257,525.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	3,015.35	49,753,275.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	945.25	20,984,550.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	19,500	4,828.55	94,156,725.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	960.30	21,510,720.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	1,465.55	76,794,820.00	
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE LTD	301,000	95.77	28,826,770.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,957.55	20,702,850.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,608.95	48,912,080.00	

BOSCH LTD	800	33,720.75	26,976,600.00	
MRF LTD	300	136,017.10	40,805,130.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	338,000	193.19	65,298,220.00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40,000	733.85	29,354,000.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	4,072.55	49,685,110.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	10,855.75	86,846,000.00	
EICHER MOTORS LTD	14,300	4,800.10	68,641,430.00	
HERO MOTOCORP LTD	12,400	5,734.20	71,104,080.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	103,500	2,723.10	281,840,850.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	14,120	12,298.60	173,656,232.00	
TATA MOTORS LTD	217,900	1,069.15	232,967,785.00	
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,761.70	75,670,580.00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	3,700	12,412.20	45,925,140.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	840	41,052.20	34,483,848.00	
TITAN CO LTD	40,300	3,722.85	150,030,855.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96,000	670.45	64,363,200.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	645.10	23,223,600.00	
ZOMATO LTD	768,000	254.85	195,724,800.00	
TRENT LTD	20,000	7,167.65	143,353,000.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	18,040	5,308.15	95,759,026.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,485.00	48,559,500.00	
VARUN BEVERAGES LTD	50,700	1,505.45	76,326,315.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	5,850.00	77,220,000.00	
MARICO LIMITED	67,800	643.90	43,656,420.00	
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,504.90	97,465,659.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	65,800	1,188.65	78,213,170.00	
ITC LTD	337,000	511.20	172,274,400.00	
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	3,659.10	58,179,690.00	
DABUR INDIA LTD	59,800	644.80	38,559,040.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,457.70	63,409,950.00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	91,600	2,838.45	260,002,020.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	6,934.30	75,375,841.00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	885.50	81,466,000.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	26,300	1,533.55	40,332,365.00	
CIPLA LIMITED	61,400	1,627.75	99,943,850.00	

DR. REDDYS LABORATORIES	13, 260	6, 695. 75	88, 785, 645. 00	
LUPIN LTD	25, 700	2, 290. 20	58, 858, 140. 00	
MANKIND PHARMA LTD	10, 900	2, 473. 15	26, 957, 335. 00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	105, 300	1, 826. 50	192, 330, 450. 00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11, 540	3, 442. 50	39, 726, 450. 00	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28, 300	1, 115. 15	31, 558, 745. 00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49, 400	702. 90	34, 723, 260. 00	
AXIS BANK LIMITED	256, 500	1, 180. 55	302, 811, 075. 00	
BANK OF BARODA	100, 000	243. 85	24, 385, 000. 00	
CANARA BANK	198, 000	108. 20	21, 423, 600. 00	
HDFC BANK LIMITED	478, 700	1, 645. 45	787, 676, 915. 00	
ICICI BANK LTD	583, 700	1, 235. 95	721, 424, 015. 00	
IDFC FIRST BANK LTD	425, 300	75. 04	31, 914, 512. 00	
INDUSIND BANK LTD	28, 700	1, 422. 90	40, 837, 230. 00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	126, 400	1, 777. 95	224, 732, 880. 00	
PUNJAB NATIONAL BANK	261, 000	113. 40	29, 597, 400. 00	
UNION BANK OF INDIA	184, 000	122. 98	22, 628, 320. 00	
YES BANK LTD	1, 840, 000	23. 39	43, 037, 600. 00	
BAJAJ FINSERV LTD	45, 270	1, 864. 95	84, 426, 286. 50	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2, 350	10, 895. 70	25, 604, 895. 00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303, 500	345. 35	104, 813, 725. 00	
POWER FINANCE CORPORATION	177, 600	558. 25	99, 145, 200. 00	
REC LTD	159, 100	630. 60	100, 328, 460. 00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112, 900	751. 85	84, 883, 865. 00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23, 100	2, 255. 45	52, 100, 895. 00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33, 200	758. 05	25, 167, 260. 00	
PB FINTECH LTD	32, 000	1, 720. 75	55, 064, 000. 00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51, 600	1, 907. 85	98, 445, 060. 00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	104, 400	1, 790. 55	186, 933, 420. 00	
INFOSYS LTD	372, 900	1, 933. 15	720, 871, 635. 00	
LTIMINDTREE LTD	9, 680	6, 149. 30	59, 525, 224. 00	
MPHASIS LTD	10, 500	3, 087. 70	32, 420, 850. 00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	12, 570	5, 264. 65	66, 176, 650. 50	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	100, 400	4, 475. 95	449, 385, 380. 00	
TECH MAHINDRA LTD	57, 400	1, 639. 50	94, 107, 300. 00	

	WIPRO LTD	150,800	524.85	79,147,380.00	
	ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	11,267.10	27,491,724.00	
	TATA ELXSI LTD	4,000	7,727.05	30,908,200.00	
	INDUS TOWERS LTD	148,500	443.10	65,800,350.00	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,977.15	22,539,510.00	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	287,800	1,547.20	445,284,160.00	
	VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	15.09	40,290,300.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	536,000	331.25	177,550,000.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	170,000	420.90	71,553,000.00	
	TORRENT POWER LTD	18,300	1,673.40	30,623,220.00	
	GAIL INDIA LTD	273,000	228.12	62,276,760.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	31,800	7,244.90	230,387,820.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,533.60	76,986,720.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	1,989.25	26,854,875.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	767.70	18,424,800.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	30,700	3,245.50	99,636,850.00	
	SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,901.45	35,780,585.00	
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	4,514.35	46,046,370.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	1,890.30	54,440,640.00	
	ADANI POWER LIMITED	84,000	643.85	54,083,400.00	
	JSW ENERGY LTD	38,100	714.45	27,220,545.00	
	NHPC LTD	328,600	98.21	32,271,806.00	
	NTPC LIMITED	484,000	403.25	195,173,000.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,120.90	71,026,883.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	8,740	7,475.00	65,331,500.00	
	DLF LIMITED	80,000	841.65	67,332,000.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	12,700	2,869.50	36,442,650.00	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,207.70	44,805,670.00	
	PHOENIX MILLS LTD	10,700	3,592.95	38,444,565.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	15,800	1,782.15	28,157,970.00	
	小計 銘柄数：150  組入時価比率：19.7%			14,706,431,736.50 (25,295,062,586) 21.5%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.61	935,040.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.44	1,638,360.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.66	1,173,120.00	

	INDUSTRIES QATAR	192,000	13.03	2,501,760.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	4.27	1,255,380.00	
	DUKHAN BANK	233,000	3.80	886,565.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.36	1,385,865.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.92	939,120.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	192,000	20.00	3,840,000.00	
	QATAR NATIONAL BANK	519,000	15.92	8,262,480.00	
	OOREDOO QSC	100,000	11.20	1,120,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.90	944,460.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.82	550,485.00	
	小計 銘柄数：13			25,432,635.00	
				(1,001,028,513)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	24.50	1,698,242.00	
	T M G HOLDING	101,000	61.20	6,181,200.00	
	小計 銘柄数：2			7,879,442.00	
	組入時価比率：0.0%			(23,288,478)	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	154.00	4,342,800.00	
	SASOL LTD	57,900	129.35	7,489,365.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	9,140	598.88	5,473,763.20	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	46,300	516.45	23,911,635.00	
	GOLD FIELDS LTD	104,100	244.00	25,400,400.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	159.90	10,873,200.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	75.75	8,461,275.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	321.82	2,445,832.00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	44,700	95.00	4,246,500.00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	16.10	4,395,300.00	
	BIDVEST GROUP LTD	35,700	285.63	10,196,991.00	
	NASPERS LTD-N SHS	20,190	3,641.49	73,521,683.10	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	62.98	5,920,120.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	21.35	7,130,900.00	
	BID CORP LTD	39,400	454.04	17,889,176.00	
	CLICKS GROUP LTD	23,700	367.35	8,706,195.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	302.41	17,660,744.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	200.32	8,573,696.00	

	ABSA GROUP LTD	88,700	172.84	15,330,908.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	9,330	2,907.06	27,122,869.80	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	283.47	15,953,408.13	
	STANDARD BANK GROUP LTD	146,700	234.92	34,462,764.00	
	FIRSTRAND LTD	582,000	85.08	49,516,560.00	
	REMGRO LTD	47,300	144.48	6,833,904.00	
	DISCOVERY LTD	68,307	150.53	10,282,252.71	
	OLD MUTUAL LTD	434,000	12.71	5,516,140.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	49.09	3,976,290.00	
	SANLAM LIMITED	190,000	85.44	16,233,600.00	
	MTN GROUP LTD	206,300	91.03	18,779,489.00	
	VODACOM GROUP	68,100	111.10	7,565,910.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	14,200	482.41	6,850,222.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	146.80	10,701,720.00	
	小計 銘柄数：32			475,765,612.94	
				(3,848,943,808)	
	組入時価比率：3.0%			3.3%	
U A E ディルハム	ADNOC DRILLING COMPANY P. J. S. C.	424,000	4.64	1,967,360.00	
	MULTIPLY GROUP	391,000	2.14	836,740.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.76	833,520.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.65	1,087,700.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	8.70	3,130,712.40	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	13.12	2,269,760.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	6.18	1,767,659.22	
	EMIRATES NBD PJSC	227,000	20.25	4,596,750.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	499,925	13.36	6,678,998.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	374,900	18.58	6,965,642.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	7.59	3,240,930.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	734,000	8.78	6,444,520.00	
	小計 銘柄数：12			39,820,291.62	
	組入時価比率：1.2%			(1,555,380,590)	
				1.3%	
クウェートディナール	BOUBYAN BANK K. S. C	143,765	0.58	84,533.82	
	GULF BANK	271,561	0.30	83,097.66	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,150,060	0.72	832,643.44	

	NATIONAL BANK OF KUWAIT	914, 972	0.87	799, 685. 52	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189, 000	0.47	89, 775. 00	
	MABANEE CO SAKC	85, 335	0.84	72, 364. 08	
小計	銘柄数 : 6 組入時価比率 : 0. 7%			1, 962, 099. 52 (922, 088, 669) 0. 8%	
サウジアラビア リヤル	ADES HOLDING CO	33, 800	20. 22	683, 436. 00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	489, 440	27. 55	13, 484, 072. 00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10, 833	37. 25	403, 529. 25	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24, 500	115. 60	2, 832, 200. 00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40, 600	28. 65	1, 163, 190. 00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6, 400	132. 40	847, 360. 00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	101, 800	73. 80	7, 512, 840. 00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52, 168	19. 34	1, 008, 929. 12	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67, 000	8. 06	540, 020. 00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28, 900	39. 85	1, 151, 665. 00	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	149, 600	41. 15	6, 156, 040. 00	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2, 600	291. 00	756, 600. 00	
	JARIR MARKETING CO	61, 000	12. 66	772, 260. 00	
	NAHDI MEDICAL CO	3, 400	130. 00	442, 000. 00	
	ALMARAI CO	26, 300	56. 00	1, 472, 800. 00	
	SAVOLA	27, 400	28. 90	791, 860. 00	
	SAVOLA GROUP/THE-RIGHT	30, 787	18. 24	561, 554. 88	
	DALLAH HEALTHCARE CO	3, 200	162. 40	519, 680. 00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	9, 700	308. 20	2, 989, 540. 00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10, 000	102. 00	1, 020, 000. 00	
	AL RAJHI BANK	221, 000	88. 70	19, 602, 700. 00	
	ALINMA BANK	137, 775	30. 80	4, 243, 470. 00	
	ARAB NATIONAL BANK	104, 533	19. 38	2, 025, 849. 54	
	BANK AL - JAZIRA	72, 625	17. 50	1, 270, 937. 50	
	BANK ALBILAD	66, 582	37. 90	2, 523, 457. 80	
	BANQUE SAUDI FRANSI	62, 600	34. 30	2, 147, 180. 00	
	RIYAD BANK	176, 600	25. 95	4, 582, 770. 00	
	SAUDI AWWAL BANK	108, 400	34. 90	3, 783, 160. 00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86, 250	13. 10	1, 129, 875. 00	

	THE SAUDI NATIONAL BANK	338, 484	35. 40	11, 982, 333. 60	
	AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4, 500	200. 40	901, 800. 00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9, 700	228. 80	2, 219, 360. 00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7, 200	158. 60	1, 141, 920. 00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2, 100	285. 00	598, 500. 00	
	ELM CO	2, 700	1, 024. 00	2, 764, 800. 00	
	SAUDI TELECOM CO	229, 000	42. 65	9, 766, 850. 00	
	ETIHAD ETISALAT CO	44, 900	50. 40	2, 262, 960. 00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57, 000	11. 14	634, 980. 00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	105, 000	17. 16	1, 801, 800. 00	
	POWER&WATER UTILITY CO FOR	5, 100	60. 10	306, 510. 00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5, 500	236. 20	1, 299, 100. 00	
	ACWA POWER CO	16, 521	414. 00	6, 839, 694. 00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5, 000	264. 00	1, 320, 000. 00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53, 000	14. 60	773, 800. 00	
	小計 銘柄数：44			131, 033, 383. 69	
				(5, 008, 095, 924)	
				4. 2%	
	合計			118, 172, 225, 101	
				(118, 172, 225, 101)	

(注 1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7, 272, 500	28, 537, 290. 00	
		銘柄数：1	7, 272, 500	28, 537, 290. 00	
		組入時価比率：3. 2%		(4, 087, 681, 419)	97. 3%
	合計			4, 087, 681, 419	(4, 087, 681, 419)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319, 000	7, 349, 760. 00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131, 990	8, 373, 445. 60	
		銘柄数：2	450, 990	15, 723, 205. 60	
		組入時価比率：0. 1%		(113, 285, 696)	2. 7%

合計		113,285,696 (113,285,696)	
合計		4,200,967,115 (4,200,967,115)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超	
市場取引			
株価指数先物取引			
買建	5,961,331,523	—	5,902,706,972 △58,624,551
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
買建	740,978,422	—	730,203,210 △10,775,212
米ドル	740,978,422	—	730,203,210 △10,775,212
合計	—	—	— △69,399,763

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

#### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 外国債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

## 資産の部

### 流動資産

預金	2, 347, 354, 655
コール・ローン	3, 463, 935, 747
国債証券	926, 087, 421, 709
派生商品評価勘定	161, 388
未収入金	196, 376, 057
未収利息	6, 905, 486, 166
前払費用	1, 107, 494, 762
その他未収収益	22, 555, 232
流動資産合計	940, 130, 785, 716
資産合計	940, 130, 785, 716

## 負債の部

### 流動負債

派生商品評価勘定	26, 061, 239
前受収益	76, 967
未払金	4, 733, 659, 203
未払解約金	863, 086, 844
その他未払費用	11, 345, 391
流動負債合計	5, 634, 229, 644
負債合計	5, 634, 229, 644

## 純資産の部

元本等	
元本	320, 284, 050, 028
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	614, 212, 506, 044
元本等合計	934, 496, 556, 072
純資産合計	934, 496, 556, 072
負債純資産合計	940, 130, 785, 716

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,9177円 (29,177円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	284,611,109,649円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	299,553,411,627円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日  
至 2024年9月6日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在

期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	282,030,878,760円
同期中における追加設定元本額	67,392,328,479円
同期中における一部解約元本額	29,139,157,211円
期末元本額	320,284,050,028円
期末元本額の内訳*	

バランスセレクト 30	69,565,340 円
バランスセレクト 50	70,602,792 円
バランスセレクト 70	80,836,779 円
野村外国債券インデックスファンド	227,258,283 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	3,169,634,361 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	22,983,454,591 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	3,551,858,615 円
野村資産設計ファンド 2015	17,236,493 円
野村資産設計ファンド 2020	19,333,184 円
野村資産設計ファンド 2025	28,005,784 円
野村資産設計ファンド 2030	46,519,450 円
野村資産設計ファンド 2035	38,310,931 円
野村資産設計ファンド 2040	61,383,273 円
野村外国債券インデックス B コース (野村投資一任口座向け)	82,370,198,790 円
のむラップ・ファンド (保守型)	4,824,243,990 円
のむラップ・ファンド (普通型)	40,662,030,179 円
のむラップ・ファンド (積極型)	16,360,396,305 円
野村外国債券インデックス (野村SMA向け)	348,819,530 円
野村資産設計ファンド 2045	13,224,605 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,175,738,033 円
マイ・ロード	5,918,481,550 円
ネクストコア	68,052,808 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	381,086,902 円
野村外国債券インデックス B コース (野村SMA・EW向け)	8,367,524,163 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	898,168,997 円
野村資産設計ファンド 2050	11,874,496 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026-2028年目標型	3,093,378 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029-2031年目標型	2,598,144 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032-2034年目標型	1,971,161 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035-2037年目標型	1,637,700 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	1,451,244,199 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	4,015,969,874 円
インデックス・ブレンド (タイプI)	1,602,201 円
インデックス・ブレンド (タイプII)	1,408,363 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	4,554,600 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	837,165 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	3,558,859 円
野村 6 資産均等バランス	5,177,592,091 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス B コース (野村投資一任口座向け)	9,662,762,091 円
世界 6 資産分散ファンド	100,693,227 円
野村資産設計ファンド 2060	7,461,390 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	14,063,018,164 円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 外国債券	7,810,369,351 円
野村外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	5,337,737 円
グローバル・インデックス・バランス 25VA (適格機関投資家専用)	756,115,531 円
グローバル・インデックス・バランス 50VA (適格機関投資家専用)	155,202,891 円
グローバル・インデックス・バランス 40VA (適格機関投資家専用)	716,930,051 円
グローバル・インデックス・バランス 60VA (適格機関投資家専用)	245,523,708 円
ワールド・インデックス・ファンドVA 安定型 (適格機関投資家専用)	1,402,087 円
ワールド・インデックス・ファンドVA バランス型 (適格機関投資家専用)	6,165,218 円
ワールド・インデックス・ファンドVA 積極型 (適格機関投資家専用)	179,348 円
野村インデックス・バランス 60VA (適格機関投資家専用)	2,213,661,068 円
野村ワールド・インデックス・バランス 50VA (適格機関投資家専用)	6,573,991 円
野村世界インデックス・バランス 40VA (適格機関投資家専用)	5,567,661 円
野村グローバル・インデックス・バランス 25VA (適格機関投資家専用)	150,205,269 円
野村グローバル・インデックス・バランス 50VA (適格機関投資家専用)	117,015,277 円
野村グローバル・インデックス・バランス 75VA (適格機関投資家専用)	1,885,796,308 円

野村世界バランス 25VA (適格機関投資家専用)	44,452,223 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	778,848,685 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	3,379,878,644 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	4,123,613 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,734,280 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,458,028 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	7,637,167 円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	647,845,977 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,307,767,890 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,512,649,207 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	6,916,390,351 円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	28,228,041,320 円
マイバランスDC30	2,377,300,582 円
マイバランスDC50	2,043,587,032 円
マイバランスDC70	1,702,436,652 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,033,459,229 円
野村DC運用戦略ファンド	3,798,566,693 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	440,600,053 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	578,724,623 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,338,339,846 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	570,940,163 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	34,802,658 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	88,179,382 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	49,482,735 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	37,960,921 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	29,582,820 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	16,605,542 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	527,422,225 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	269,790,445 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	183,175,780 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	254,553,108 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	9,249,061 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	107,687,255 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	71,107,790 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	373,158,677 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	166,773,192 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	847,852 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	450,000.00	464,238.27	
		US TREASURY BOND	38,050,000.00	40,963,203.12	
		US TREASURY BOND	13,700,000.00	14,600,666.77	
		US TREASURY BOND	100,000.00	106,214.84	

	US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,938,206.41	
	US TREASURY BOND	10,200,000.00	9,685,617.06	
	US TREASURY BOND	100,000.00	108,671.87	
	US TREASURY N/B	59,550,000.00	57,279,584.79	
	US TREASURY N/B	9,500,000.00	9,569,191.35	
	US TREASURY N/B	46,900,000.00	46,329,170.72	
	US TREASURY N/B	350,000.00	335,802.60	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,126.95	
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,049,390.42	
	US TREASURY N/B	73,800,000.00	70,628,902.56	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,976.56	
	US TREASURY N/B	59,300,000.00	58,042,187.70	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,480.46	
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,576.17	
	US TREASURY N/B	67,200,000.00	64,246,869.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,949.21	
	US TREASURY N/B	170,000.00	167,011.70	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,538,281.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,865.23	
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,193.35	
	US TREASURY N/B	40,230,000.00	38,279,786.38	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,376.95	
	US TREASURY N/B	36,700,000.00	35,516,568.13	
	US TREASURY N/B	200,000.00	200,171.86	
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,150,577.76	
	US TREASURY N/B	41,600,000.00	39,559,000.00	
	US TREASURY N/B	200,000.00	202,113.28	
	US TREASURY N/B	28,100,000.00	27,401,889.22	
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,619,615.16	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,798.82	
	US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,462,196.08	
	US TREASURY N/B	29,980,000.00	28,500,906.72	
	US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,651,087.33	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,619.14	
	US TREASURY N/B	300,000.00	291,480.45	
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,035,874.88	

	US TREASURY N/B	100,000.00	100,515.62	
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,648.43	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,910.15	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,257.81	
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,985,421.72	
	US TREASURY N/B	12,200,000.00	11,501,358.46	
	US TREASURY N/B	44,830,000.00	42,952,743.75	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,144.53	
	US TREASURY N/B	48,400,000.00	46,222,000.00	
	US TREASURY N/B	19,360,000.00	18,258,143.02	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,691.40	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,867.18	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,400.39	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,792.96	
	US TREASURY N/B	6,100,000.00	5,837,175.40	
	US TREASURY N/B	40,700,000.00	38,536,221.13	
	US TREASURY N/B	65,000,000.00	62,679,292.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,900.39	
	US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,407,304.30	
	US TREASURY N/B	36,020,000.00	34,145,832.57	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,482.42	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,761.71	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,687.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,705.07	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,039.06	
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,707.03	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,039.06	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,039.06	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,808.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,462.89	
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,636.71	
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,257.81	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,097.65	
	US TREASURY N/B	42,700,000.00	39,340,709.87	
	US TREASURY N/B	350,000.00	342,193.35	
	US TREASURY N/B	12,800,000.00	12,382,999.04	

	US TREASURY N/B	50,200,000.00	46,140,858.12	
	US TREASURY N/B	500,000.00	486,933.55	
	US TREASURY N/B	300,000.00	275,138.67	
	US TREASURY N/B	300,000.00	297,087.87	
	US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,530,192.68	
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,882,985.93	
	US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,387,812.08	
	US TREASURY N/B	28,550,000.00	26,062,467.05	
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,638.67	
	US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,705,652.20	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,548.82	
	US TREASURY N/B	33,350,000.00	30,288,573.38	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,527.34	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	959,394.50	
	US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,584,610.70	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,833.98	
	US TREASURY N/B	500,000.00	453,906.25	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,914.06	
	US TREASURY N/B	21,200,000.00	19,287,030.72	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,714.84	
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,556,062.40	
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	58,052,000.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,347.65	
	US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,748,339.20	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,169.92	
	US TREASURY N/B	15,850,000.00	14,591,906.25	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,736.32	
	US TREASURY N/B	37,400,000.00	36,483,258.68	
	US TREASURY N/B	46,850,000.00	43,064,482.52	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,148.43	
	US TREASURY N/B	38,950,000.00	35,734,342.53	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,515.62	
	US TREASURY N/B	66,900,000.00	60,663,401.37	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,988.28	
	US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,424,795.52	
	US TREASURY N/B	46,900,000.00	42,662,509.96	

	US TREASURY N/B	100,000.00	102,951.17	
	US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,338,294.81	
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,949.21	
	US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,285,882.51	
	US TREASURY N/B	100,000.00	104,982.42	
	US TREASURY N/B	500,000.00	491,103.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,921.87	
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,142.57	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,304.68	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,732.42	
	US TREASURY N/B	200,000.00	185,222.64	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,771.48	
	US TREASURY N/B	8,350,000.00	8,027,252.46	
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,743,515.40	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,882.81	
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	21,749,632.24	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,355.46	
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,025.39	
	US TREASURY N/B	28,900,000.00	27,419,438.55	
	US TREASURY N/B	10,200,000.00	9,835,827.36	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,885,312.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,763.67	
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,257,968.10	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,386.71	
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	40,159,176.10	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,347.65	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,933.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,472.65	
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,373.04	
	US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,275,633.16	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,027.34	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,558.59	
	US TREASURY N/B	16,750,000.00	15,038,686.00	
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	51,017,575.00	
	US TREASURY N/B	47,400,000.00	47,479,613.04	
	US TREASURY N/B	40,600,000.00	40,406,512.58	

	US TREASURY N/B	45,900,000.00	52,139,531.25	
	US TREASURY N/B	49,150,000.00	41,721,817.96	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,785.15	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,069,257.70	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,093.75	
	US TREASURY N/B	56,330,000.00	47,452,521.55	
	US TREASURY N/B	19,750,000.00	20,295,052.60	
	US TREASURY N/B	6,750,000.00	7,121,644.87	
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,945.31	
	US TREASURY N/B	100,000.00	104,218.75	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,757.81	
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,619,345.60	
	US TREASURY N/B	100,000.00	110,453.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,013.67	
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,630.85	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,937.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,195.31	
	US TREASURY N/B	6,450,000.00	6,831,330.45	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,468.75	
	US TREASURY N/B	20,150,000.00	17,276,263.42	
	US TREASURY N/B	59,300,000.00	52,475,862.74	
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	60,888,029.60	
	US TREASURY N/B	79,800,000.00	74,806,259.64	
	US TREASURY N/B	40,650,000.00	41,960,007.22	
	US TREASURY N/B	48,100,000.00	47,453,656.25	
	US TREASURY N/B	34,500,000.00	33,682,643.25	
	US TREASURY N/B	28,500,000.00	28,855,691.40	
	US TREASURY N/B	30,000,000.00	31,825,194.00	
	US TREASURY N/B	35,150,000.00	35,916,157.52	
	US TREASURY N/B	100,000.00	107,820.31	
	US TREASURY N/B	150,000.00	168,849.60	
	US TREASURY N/B	100,000.00	107,437.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,343.75	
	US TREASURY N/B	100,000.00	104,308.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,996.09	
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,583.98	

	US TREASURY N/B	100,000.00	108,484.37	
	US TREASURY N/B	8,100,000.00	8,556,415.56	
	US TREASURY N/B	200,000.00	133,250.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,462.89	
	US TREASURY N/B	100,000.00	66,029.29	
	US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,611,042.80	
	US TREASURY N/B	21,100,000.00	14,423,415.62	
	US TREASURY N/B	13,100,000.00	14,420,489.17	
	US TREASURY N/B	200,000.00	147,835.92	
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,230.46	
	US TREASURY N/B	20,600,000.00	16,083,691.02	
	US TREASURY N/B	35,800,000.00	34,744,179.24	
	US TREASURY N/B	26,300,000.00	18,801,417.64	
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,023,011.40	
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	5,416,257.63	
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,464.84	
	US TREASURY N/B	600,000.00	470,976.54	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,382.81	
	US TREASURY N/B	500,000.00	446,992.15	
	US TREASURY N/B	200,000.00	165,828.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,828.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,601.56	
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	10,884,628.70	
	US TREASURY N/B	290,000.00	252,821.07	
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,085.93	
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,902.34	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,351.56	
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,593.75	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,152.34	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,102,187.40	
	US TREASURY N/B	8,600,000.00	7,710,772.90	
	US TREASURY N/B	40,450,000.00	34,854,151.04	
	US TREASURY N/B	34,100,000.00	28,753,225.71	
	US TREASURY N/B	34,900,000.00	26,965,701.38	
	US TREASURY N/B	25,400,000.00	21,356,835.62	
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	14,392,381.50	

	US TREASURY N/B	7,200,000.00	6,040,686.96	
	US TREASURY N/B	55,700,000.00	42,649,662.67	
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	20,390,037.06	
	US TREASURY N/B	39,000,000.00	28,319,179.20	
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	9,124,936.80	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,818,202.60	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,659,296.80	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	9,019,358.52	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,975,031.25	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,570.31	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,359.37	
	US TREASURY N/B	500,000.00	411,826.15	
	US TREASURY N/B	200,000.00	175,925.78	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,208.98	
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,289,849.43	
	US TREASURY N/B	14,650,000.00	10,325,387.39	
	US TREASURY N/B	300,000.00	216,972.63	
	US TREASURY N/B	61,100,000.00	40,576,601.65	
	US TREASURY N/B	68,900,000.00	37,672,955.97	
	US TREASURY N/B	70,200,000.00	39,556,050.30	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	19,586,102.82	
	US TREASURY N/B	36,300,000.00	23,229,161.34	
	US TREASURY N/B	150,000.00	107,868.15	
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,759.76	
	US TREASURY N/B	100,000.00	63,662.10	
	US TREASURY N/B	100,000.00	69,703.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,958.98	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,037.10	
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,685,156.25	
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,110,156.10	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,618,750.00	
小計	銘柄数：251  組入時価比率：46.3%	3,334,490,000.00  (432,892,714,919)	3,022,149,643.39  46.7%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,038,285.83	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,392,925.52	

	CANADIAN GOVERNMENT	21,700,000.00	21,950,229.21	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,976,218.52	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	334,828.09	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	647,244.13	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,145.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	291,743.67	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,540,233.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,018,205.39	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	190,358.72	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,100,000.00	6,069,522.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,837,746.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	242,883.02	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,700,032.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,787,433.94	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,886.66	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,103,924.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,632.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	7,975,686.72	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,750,000.00	7,589,644.11	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,466,710.63	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	90,993.68	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,775.53	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,395,709.43	
	CANADIAN GOVERNMENT	21,700,000.00	26,405,150.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,408,890.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	8,115,523.27	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	111,682.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	9,334,864.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,691,287.02	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	11,606,840.86	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	74,013.48	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,322,244.47	
小計	銘柄数：34 組入時価比率：2.0%	174,950,000.00  18,689,651,713 2.0%	176,101,495.46  (18,689,651,713) 2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	136,000,000.00	127,995,665.60	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,654,536.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	70,600,000.00	64,341,507.68	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	97,167,161.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,597,800.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	80,998,044.87	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	130,200,000.00	118,902,142.38	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	60,215,610.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	353,497.16	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	32,630,300.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	52,938,424.53	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	79,600,000.00	71,842,876.52	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	82,700,000.00	67,423,325.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	90,287,513.25	
小計	銘柄数：14  組入時価比率：0.7%	1,016,400,000.00	926,348,404.19  (6,674,340,252)  0.7%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	5,600,000.00	5,766,564.72	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	97,484.70	
	BELGIUM KINGDOM	5,000,000.00	4,789,575.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,417.62	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,202.12	
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,627,560.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,820,000.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	9,952,306.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,310.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	4,030,226.40	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	87,365.50	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	132,900.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,680,795.75	
	BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,336,824.50	
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	4,084,203.37	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,464,067.72	
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,250,915.80	
	BELGIUM KINGDOM	2,700,000.00	2,745,424.80	
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,038,088.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,665,823.50	

BELGIUM KINGDOM GOVT	15, 030, 000. 00	16, 608, 685. 06	
BELGIUM KINGDOM GOVT	13, 200, 000. 00	15, 761, 328. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	99, 323. 27	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 510. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 993. 54	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	29, 450, 000. 00	29, 541, 884. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40, 700, 000. 00	43, 177, 205. 50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 525. 96	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 170. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 480. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 205. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 879. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 150, 000. 00	4, 727, 185. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 255. 35	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 875. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	550, 550. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 270. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50, 600, 000. 00	52, 668, 806. 30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	91, 705. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	89, 122. 50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 420. 06	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9, 000, 000. 00	9, 249, 543. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 060. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	102, 080. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 841. 96	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11, 550, 000. 00	12, 117, 665. 17	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	88, 938. 90	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	75, 036. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	8, 076, 824. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12, 400, 000. 00	14, 673, 688. 80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10, 600, 000. 00	12, 347, 645. 32	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	99, 075. 80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4, 000, 000. 00	4, 946, 780. 00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	90, 449. 77	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	86, 241. 10	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8, 800, 000. 00	5, 013, 430. 40	

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,156,765.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,400,000.00	13,574,517.12	
	BUNDESOBLIGATION	200,000.00	192,800.00	
	BUNDESOBLIGATION	100,000.00	95,490.00	
	BUNDESOBLIGATION	9,900,000.00	10,009,494.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,315.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,820.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,545.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,300,000.00	37,186,110.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,535.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,900,000.00	8,763,549.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,837.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,400,000.00	5,912,460.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,240.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,846.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,453.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,180,000.00	5,177,151.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,100,000.00	25,402,079.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,300,000.00	9,446,475.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,000,000.00	45,422,540.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	24,950,000.00	30,519,363.95	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,292,240.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,400,000.00	23,993,358.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	1,758,603.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,720,000.00	36,398,188.02	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,600,000.00	26,779,664.22	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	101,589.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,925,095.95	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	100,208.82	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	99,988.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	78,071.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,069,180.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,500,000.00	17,095,385.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	86,388.00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	200,000.00	200,740.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	622,200.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	49,000,000.00	49,323,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,670.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,070.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,600,000.00	10,690,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,500,000.00	22,608,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,490.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,870.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,100,000.00	22,457,401.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,350,000.00	3,372,746.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,738,640.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	109,590.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,050.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,500,000.00	15,808,450.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	25,400,000.00	25,554,940.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,135.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,640.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	196,480.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,115.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,830.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	195,320.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	26,150,000.00	26,686,075.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,250,000.00	5,433,750.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,500,000.00	13,396,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,910.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,900,000.00	10,396,980.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	10,175,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,350.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,470.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	45,500,000.00	47,370,050.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,610.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	23,850,000.00	24,591,735.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,800,000.00	8,173,620.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,680.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	21,000,000.00	21,388,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	134,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	84,300.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,120.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	34,850,000.00	40,819,805.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	645,420.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,780.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,885,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,700,000.00	15,530,550.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,075,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,950,000.00	38,119,060.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,970.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	259,650.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,340.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,980.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,040.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,400,000.00	6,066,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	181,240.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	14,359,040.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,892,340.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,307,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,770.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,260.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	891,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	16,616,860.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	7,480,100.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	98,164.80	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,938,836.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,345,985.50	
	FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,431,750.00	
	FINNISH GOVERNMENT	1,600,000.00	1,630,594.72	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,181,422.40	
	FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,054,477.30	

	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,737,138.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,568,566.00	
	FINNISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,900,357.50	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	380,842.80	
	FINNISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,109,130.00	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	984,800.00	
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	758,800.40	
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	193,241.44	
	FRANCE (GOVT OF)	15,250,000.00	15,240,011.25	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,199.82	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	141,132.45	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	144,192.15	
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,999,581.20	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,258.75	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,869.50	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,999.00	
	FRANCE (GOVT OF)	17,910,000.00	18,049,250.25	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,987.30	
	FRANCE (GOVT OF)	5,000,000.00	4,380,000.00	
	FRANCE (GOVT OF)	4,300,000.00	4,328,655.20	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,553.18	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	152,271.30	
	FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,475,237.04	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	86,413.65	
	FRANCE (GOVT OF)	15,100,000.00	12,504,310.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	83,885.90	
	FRANCE (GOVT OF)	5,000,000.00	3,355,508.50	
	FRANCE (GOVT OF)	7,000,000.00	4,217,419.50	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	78,295.40	
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	136,729.74	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	53,595.75	
	FRANCE (GOVT OF)	35,500,000.00	18,530,361.00	
	FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	11,026,950.00	
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	479,825.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	65,054.45	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	27,070,000.00	28,098,660.00	

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	97,990.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	96,780.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	101,404.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	19,850,000.00	19,988,950.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	49,000,000.00	55,166,282.50	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	93,125.55	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,000,000.00	53,460,549.99	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	41,600,000.00	48,444,385.60	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	22,000,000.00	24,198,844.99	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	20,100,000.00	23,428,222.32	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	99,341.30	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	16,945,793.67	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,640,000.00	6,293,845.20	
	IRELAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,702,187.90	
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	190,363.68	
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	568,050.00	
	IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,550,138.00	
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,901.00	
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,168,399.60	
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,754,963.18	
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	97,642.84	
	IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,323,275.69	
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,383,592.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,356,460.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,726.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,050.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	21,117,607.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,460.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	997,150.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,819.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,625,722.10	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,500,000.00	4,697,861.85	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	251,640.75	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,313,200.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,400,000.00	14,204,369.88	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,800,000.00	9,011,520.00	

	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	365,034.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	343,684.80	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,800,000.00	7,909,668.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,943,653.70	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	628,560.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,500,000.00	3,443,300.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,159,120.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,800,000.00	1,738,980.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,800,000.00	6,411,912.18	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	13,600,000.00	12,498,400.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,200,000.00	2,799,680.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,773,200.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,220,520.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	11,054,900.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,450,000.00	5,039,992.12	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,870,564.10	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	6,500,000.00	4,894,500.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,300,000.00	1,371,260.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,150,000.00	3,695,265.00	
	SPANISH GOVERNMENT	9,700,000.00	11,093,994.76	
	SPANISH GOVERNMENT	38,400,000.00	46,375,680.00	
	SPANISH GOVERNMENT	17,050,000.00	18,843,978.83	
小計	銘柄数：258  組入時価比率：29.9%	1,702,060,000.00	1,757,763,438.86 (279,800,784,197) 30.2%	
英ポンド	UK TREASURY	100,000.00	97,805.00	
	UK TREASURY	100,000.00	95,727.40	
	UK TREASURY	100,000.00	93,065.00	
	UK TREASURY	100,000.00	101,517.50	
	UK TREASURY	700,000.00	622,007.61	
	UK TREASURY	200,000.00	184,647.36	
	UK TREASURY	100,000.00	109,060.00	
	UK TREASURY	100,000.00	87,158.64	
	UK TREASURY	200,000.00	174,287.64	
	UK TREASURY	100,000.00	105,713.12	
	UK TREASURY	850,000.00	672,774.32	

	UK TREASURY	160,000.00	165,298.40	
	UK TREASURY	100,000.00	77,778.00	
	UK TREASURY	9,680,000.00	10,143,772.67	
	UK TREASURY	1,080,000.00	1,105,531.20	
	UK TREASURY	100,000.00	76,917.00	
	UK TREASURY	29,050,000.00	28,018,725.00	
	UK TREASURY	20,940,000.00	22,310,870.60	
	UK TREASURY	22,100,000.00	22,220,224.00	
	UK TREASURY	500,000.00	499,650.00	
	UK TREASURY	320,000.00	327,264.00	
	UK TREASURY	14,890,000.00	13,128,992.45	
	UK TREASURY	9,000,000.00	8,800,560.00	
	UK TREASURY	100,000.00	58,570.00	
	UK TREASURY	100,000.00	60,722.20	
	UK TREASURY	100,000.00	97,423.50	
	UK TREASURY	11,550,000.00	5,859,315.00	
	UK TREASURY	100,000.00	89,295.65	
	UK TREASURY	8,600,000.00	4,545,444.00	
	UK TREASURY	1,550,000.00	838,641.60	
	UK TREASURY	100,000.00	54,843.92	
	UK TREASURY	100,000.00	92,960.00	
	UK TREASURY	18,550,000.00	17,190,210.80	
	UK TREASURY	100,000.00	65,186.62	
	UK TREASURY	200,000.00	167,668.20	
	UK TSY 0 1/2% 2061	400,000.00	127,157.20	
	UK TSY 0 5/8% 2050	38,950,000.00	16,499,220.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	85,520.00	
	UNITED KINGDOM GILT	25,720,000.00	25,482,856.45	
	UNITED KINGDOM GILT	26,200,000.00	26,274,146.00	
	UNITED KINGDOM GILT	9,870,000.00	9,814,599.69	
	UNITED KINGDOM GILT	13,000,000.00	13,294,418.80	
	UNITED KINGDOM GILT	16,350,000.00	16,577,919.00	
	UNITED KINGDOM GILT	10,250,000.00	10,374,660.50	
	UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	105,670.00	
	UNITED KINGDOM GILT	10,400,000.00	10,922,934.88	
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	72,584.02	

	UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	164,917.00	
小計	銘柄数：48	303,370,000.00	268,136,231.94 (50,632,164,677)	
	組入時価比率：5.4%		5.5%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,697,485.80	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,687,036.01	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,200,000.00	17,300,192.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,721,356.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,977,160.25	
	SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,909,500.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	17,311,708.00	
小計	銘柄数：7	105,900,000.00	105,604,438.06 (1,476,350,044)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,140,555.30	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	8,404,200.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,048,440.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	26,250,042.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,436,034.70	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,141,200.55	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	36,474,475.41	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,401,565.95	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,236,447.00	
	銘柄数：9	114,400,000.00	107,532,960.91 (1,449,544,313)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,500,000.00	25,288,350.00	
	KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,671,982.42	
	KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,650,155.00	
	KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,788,270.00	
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	55,580,036.28	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,303,050.75	
	銘柄数：6	107,250,000.00	114,281,844.45 (2,438,774,560)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	21,200,000.00	20,369,015.12	

	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,625,274.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,406,830.70	
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,954,044.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	12,022,101.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,700,000.00	5,119,866.54	
	POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,718,862.88	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,696,761.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,168,072.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,468,177.35	
小計	銘柄数：10  組入時価比率：0.5%	139,600,000.00	131,549,007.49  (4,890,400,127)  0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,730,000.00	14,863,306.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,565,920.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,678,208.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,884,150.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,650,000.00	1,600,170.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,566,122.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,921,490.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,899,746.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,750,000.00	4,885,430.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,850,000.00	3,335,486.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	907,390.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	497,682.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,643,525.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	23,423,008.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	279,117.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,605.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,050,000.00	2,935,137.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,859,360.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	10,249,747.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	2,018,700.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	4,130,142.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,504,140.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,605,490.00	
小計	銘柄数：23	135,180,000.00	126,352,072.00	

	組入時価比率 : 1.3%		(12,204,346,634)
			1.3%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,152,390.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,760,000.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,507,340.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,188,660.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	258,420.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,478,848.55
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	2,007,880.80
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,399,940.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,738,620.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	707,500.00
小計	銘柄数 : 10	30,950,000.00	28,199,599.35
	組入時価比率 : 0.3%		(2,513,712,286) 0.3%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	319,452.21
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,430,000.00	4,401,465.92
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	487,285.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,177,337.77
	SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	354,270.10
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	201,140.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,476,100.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,732,298.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	376,120.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,168,944.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	3,999,030.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	852,125.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,004,845.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,252,100.00
小計	銘柄数 : 14	35,290,000.00	34,802,513.00
	組入時価比率 : 0.4%		(3,836,629,033) 0.4%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	1,300,000.00	1,303,236.87
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,759.71
	MALAYSIA GOVERNMENT	4,300,000.00	4,329,844.58
	MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,540,908.96

	MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	8,947,153.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,272.08	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,199,794.17	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,662,759.18	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,842,801.48	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,200,000.00	5,250,913.20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	521,496.55	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,780,000.00	3,846,733.25	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,092,901.44	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,436.08	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,594,763.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,236,153.90	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,735,345.24	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,100,793.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,026,811.85	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,460,759.45	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,931,723.82	
小計	銘柄数：21  組入時価比率：0.5%	137,730,000.00	143,913,362.51  (4,757,948,460)  0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	81,800,000.00	82,444,101.38	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	158,010,538.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	170,100,000.00	171,955,416.78	
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,820,716.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	140,400,000.00	141,611,666.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,414,077.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	78,500,000.00	78,795,780.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,499,671.65	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,234,211.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	180,000,000.00	183,225,366.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,602,075.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,107,364.46	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,734,737.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	360,200,000.00	362,931,540.68	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,384,727.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,881,737.40	

	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,797,716.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	64,971,370.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,151,115.45	
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,178,294.71	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,195,640.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,142,169.29	
	CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	113,988,606.88	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,584,875.88	
	CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	136,641,276.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,240,711.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	188,500,000.00	189,771,244.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,007,034.24	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,535,022.16	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	76,477,011.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	161,905,177.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	148,507,319.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	146,246,361.45	
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,413,256.82	
	CHINA GOVERNMENT BOND	94,500,000.00	95,247,126.45	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,182,548.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,989,528.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,100,338.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	66,182,960.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	52,151,728.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	74,861,795.12	
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	79,458,266.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	109,545,795.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	95,502,520.74	
	CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	150,424,379.25	
	CHINA GOVERNMENT BOND	219,100,000.00	221,654,311.62	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	19,130,697.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	44,656,182.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	105,346,046.84	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	76,863,836.37	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	81,116,761.76	
	CHINA GOVERNMENT BOND	115,000,000.00	131,462,871.00	

	小計	銘柄数：52 組入時価比率：10.8%	4,823,400,000.00 (100,925,469,271)	4,996,285,625.87 10.9%	
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	11,000,000.00	10,751,008.40		
	ISRAEL FIXED BOND	6,100,000.00	5,783,393.53		
	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,761,602.90		
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,723,438.50		
	ISRAEL FIXED BOND	7,600,000.00	7,004,587.12		
	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,458,569.25		
	ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,728,707.34		
	ISRAEL FIXED BOND	10,400,000.00	8,197,337.20		
	ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,121,250.36		
	ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,088,544.50		
	ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	11,842,400.00		
	ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,631,617.08		
小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	83,100,000.00	75,092,456.18 (2,904,591,223)	0.3%	
	合計			926,087,421,709 (926,087,421,709)	

(注 1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### (3)貸付有価証券の明細(2024年 9月 6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	22,170,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	

	US TREASURY N/B	9,000,000	
	US TREASURY N/B	19,400,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	33,500,000	
	US TREASURY N/B	29,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	11,000,000	
	US TREASURY BOND	10,000,000	
	US TREASURY BOND	2,000,000	
	US TREASURY BOND	19,000,000	
	US TREASURY BOND	11,000,000	
	US TREASURY N/B	297,000	
	US TREASURY N/B	2,500,000	
	US TREASURY N/B	45,000,000	
	US TREASURY N/B	25,000,000	
	US TREASURY N/B	17,000,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	34,000,000	
	US TREASURY N/B	10,000,000	
	US TREASURY N/B	13,000,000	
	US TREASURY N/B	28,000,000	
	US TREASURY N/B	3,000,000	
	US TREASURY N/B	24,500,000	
	US TREASURY N/B	40,000	
	US TREASURY N/B	10,837,000	
	US TREASURY N/B	33,000,000	
	US TREASURY N/B	255,000	
	US TREASURY N/B	24,267,000	
	US TREASURY N/B	40,000,000	
	US TREASURY N/B	42,000,000	
	US TREASURY N/B	30,000,000	
	US TREASURY N/B	35,000,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	26,000,000	
	US TREASURY N/B	27,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	13,900,000	
	US TREASURY N/B	13,000,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	4,700,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	39,000,000	
	US TREASURY N/B	17,000,000	
	US TREASURY N/B	40,000,000	
	US TREASURY N/B	1,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	

	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	50,000,000	
	US TREASURY N/B	3,000,000	
	US TREASURY N/B	510,000	
	US TREASURY N/B	38,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	850,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	19,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	425,000	
	US TREASURY N/B	19,330,000	
	US TREASURY N/B	2,500,000	
	US TREASURY N/B	22,000,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	14,700,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	29,000,000	
	US TREASURY N/B	39,200,000	
	US TREASURY N/B	34,000,000	
	US TREASURY N/B	2,400,000	
	US TREASURY N/B	25,000,000	
	US TREASURY N/B	36,635,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	9,000,000	
	US TREASURY N/B	25,000,000	
	US TREASURY N/B	28,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	5,000,000	
	US TREASURY N/B	13,600,000	
	US TREASURY N/B	14,500,000	
	US TREASURY N/B	11,000,000	
	US TREASURY N/B	31,000,000	
	US TREASURY N/B	18,800,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	8,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	9,000,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,300,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	

	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	19,000,000	
ニュージーランド ル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,900,000	
スウェーデン ナ	SWEDISH GOVERNMENT	14,150,000	
	SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	SWEDISH GOVERNMENT	12,500,000	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	220,000	
ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,524,164	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17,000,000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	35,300,000	
	SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
	SPANISH GOVERNMENT	5,500,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,000,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000	
	FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
	FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,600,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,000,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,000,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24,800,000	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,112,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超		
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
買建	2,939,384,303	—	△25,637,625
米ドル	1,361,010,960	—	△15,146,220
カナダドル	104,390,617	—	△844,533
ユーロ	880,262,570	—	△5,033,270
英ポンド	162,278,110	—	△895,492
豪ドル	78,783,865	—	△478,409
人民元	352,658,181	—	△3,239,701
売建	437,454,350	—	△262,226
米ドル	230,523,039	—	151,086
ユーロ	133,197,123	—	△315,128
英ポンド	39,529,350	—	△108,486
人民元	34,204,838	—	10,302
合計	—	—	△25,899,851

(注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

預金	149,798,899
コール・ローン	22,946,831
国債証券	10,589,901,003
未収入金	61,948,207
未収利息	134,094,111
前払費用	26,649,238
流動資産合計	10,985,338,289
資産合計	10,985,338,289

#### 負債の部

##### 流動負債

派生商品評価勘定	157,970
未払金	75,978,323
未払解約金	1,178,127
その他未払費用	860,500
流動負債合計	78,174,920
負債合計	78,174,920

#### 純資産の部

##### 元本等

元本	6,188,030,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,719,132,813
元本等合計	10,907,163,369
純資産合計	10,907,163,369
負債純資産合計	10,985,338,289

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,7626円 (17,626円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,499,890,927円
同期中における追加設定元本額	2,846,378,972円
同期中における一部解約元本額	2,158,239,343円
期末元本額	6,188,030,556円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	9,982,655円
野村資産設計ファンド2020	11,196,913円
野村資産設計ファンド2025	15,763,102円
野村資産設計ファンド2030	26,946,341円
野村資産設計ファンド2035	22,188,627円
野村資産設計ファンド2040	35,552,044円
野村資産設計ファンド2045	7,660,229円
野村インデックスファンド・新興国債券	635,883,644円
ネクストコア	13,183,553円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	628,268,568円
野村資産設計ファンド2050	6,707,040円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,792,815円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,488,755円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,142,426円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	949,164円
インデックス・ブレンド(タイプV)	3,912,520円
世界6資産分散ファンド	166,005,168円
野村資産設計ファンド2060	4,323,865円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	3,165,687,612円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	566,189円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	579,973,535円
野村DC運用戦略ファンド	742,112,779円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	52,881,410円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	21,988,963円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	17,136,161円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	9,379,002円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	5,357,476円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,300,000.00	14,399,512.38	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,900,000.00	11,287,864.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,700,000.00	10,662,827.76	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,150,000.00	11,551,673.25	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,800,000.00	15,184,590.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,800,000.00	6,533,650.12	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000.00	10,319,463.97	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	17,757,012.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,711,720.18	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,291,400.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,786,232.87	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,100,000.00	10,920,839.27	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,700,000.00	8,723,453.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	8,740,161.10	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,400,000.00	6,693,120.00	
小計	銘柄数：15  組入時価比率：9.5%	159,850,000.00  	144,563,520.10  (1,041,580,162)  9.8%	
リアル	LETRA TESOURO NACIONAL  LETRA TESOURO NACIONAL  LETRA TESOURO NACIONAL  LETRA TESOURO NACIONAL  LETRA TESOURO NACIONAL  LETRA TESOURO NACIONAL  NOTA DO TESOURO NACIONAL	4,300,000.00  6,000,000.00  8,000,000.00  4,700,000.00  5,300,000.00  1,800,000.00  280,000.00  410,000.00  210,000.00  250,000.00  40,000.00	3,941,859.88  5,190,040.80  6,551,932.80  3,447,531.78  3,667,741.51  991,107.90  2,761,948.00  3,940,570.68  1,975,237.32  2,322,448.75  366,475.68	
小計	銘柄数：11  組入時価比率：8.3%	31,290,000.00  	35,156,895.10  (903,096,258)  8.5%	
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS  BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00  60,000,000.00  150,000,000.00  85,000,000.00  70,000,000.00  165,000,000.00  160,000,000.00	158,824,000.00  60,467,058.00  145,072,500.00  90,112,614.00  80,445,358.00  160,723,546.50  179,390,944.00	

	BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	126,057,250.00	
小計	銘柄数：8	965,000,000.00	1,001,093,270.50 (152,120,126)	
	組入時価比率：1.4%			1.4%
コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	883,925,038.00	
	TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	568,481,490.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,686,172,510.00	
	TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	613,730,940.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,220,479,155.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,196,391,545.00	
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	837,236,268.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,220,462,776.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,060,000,000.00	867,672,434.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	648,069,300.00	
小計	TITULOS DE TESORERIA	2,830,000,000.00	2,483,564,418.00	
	TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	383,968,480.00	
ソル	銘柄数：12	14,080,000,000.00	12,610,154,354.00 (434,028,902)	
	組入時価比率：4.0%			4.1%
小計	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	806,249.73	
	BONOS DE TESORERIA	1,500,000.00	1,501,772.55	
	BONOS DE TESORERIA	1,200,000.00	1,102,842.24	
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	596,371.93	
	PERU BONO SOBERANO	300,000.00	319,491.69	
	PERU BONO SOBERANO	900,000.00	955,655.28	
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	321,742.94	
小計	銘柄数：7	5,700,000.00	5,604,126.36 (211,666,171)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,923,503.60	
	小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,923,503.60 (13,921,375)
	組入時価比率：0.1%			0.1%
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,650,560.00	
	小計	銘柄数：1	8,000,000.00	8,650,560.00 (20,682,623)

	組入時価比率 : 0. 2%		0. 2%
セルビアディナール 小計	SERBIA TREASURY BONDS	9, 000, 000. 00	10, 021, 611. 60
	SERBIA TREASURY BONDS	22, 000, 000. 00	21, 185, 991. 20
	銘柄数 : 2	31, 000, 000. 00	31, 207, 602. 80 (42, 442, 308)
	組入時価比率 : 0. 4%		0. 4%
トルコリラ 小計	TURKEY GOVERNMENT BOND	4, 800, 000. 00	3, 720, 000. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1, 600, 000. 00	1, 147, 200. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2, 300, 000. 00	1, 715, 800. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	335, 470. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	700, 000. 00	440, 300. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3, 700, 000. 00	2, 412, 400. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	6, 500, 000. 00	4, 680, 000. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	6, 200, 000. 00	6, 252, 700. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1, 800, 000. 00	1, 056, 600. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3, 700, 000. 00	2, 582, 600. 00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	11, 500, 000. 00	11, 212, 500. 00
	銘柄数 : 11	43, 300, 000. 00	35, 555, 570. 00 (150, 030, 283)
	組入時価比率 : 1. 4%		1. 4%
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	4, 200, 000. 00	4, 156, 630. 80
	CZECH REPUBLIC	2, 200, 000. 00	2, 281, 870. 80
	CZECH REPUBLIC	6, 400, 000. 00	6, 126, 416. 00
	CZECH REPUBLIC	2, 500, 000. 00	2, 273, 000. 00
	CZECH REPUBLIC	7, 800, 000. 00	7, 523, 295. 00
	CZECH REPUBLIC	6, 600, 000. 00	7, 134, 418. 50
	CZECH REPUBLIC	2, 000, 000. 00	2, 191, 512. 00
	CZECH REPUBLIC	3, 400, 000. 00	3, 291, 290. 10
	CZECH REPUBLIC	8, 600, 000. 00	7, 474, 432. 00
	CZECH REPUBLIC	11, 900, 000. 00	12, 854, 861. 95
	CZECH REPUBLIC	5, 800, 000. 00	5, 015, 252. 46
	CZECH REPUBLIC	5, 800, 000. 00	6, 723, 998. 00
	CZECH REPUBLIC	4, 500, 000. 00	4, 764, 937. 50
	CZECH REPUBLIC	7, 400, 000. 00	6, 439, 724. 20
	CZECH REPUBLIC	4, 400, 000. 00	4, 808, 320. 00
	CZECH REPUBLIC	4, 400, 000. 00	4, 288, 020. 00

	CZECH REPUBLIC	8,000,000.00	8,282,965.60	
小計	銘柄数：17  組入時価比率：5.6%	95,900,000.00	95,630,944.91 (608,260,625)  5.7%	
フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	69,086,820.40	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	56,052,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	42,407,004.40	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	59,000,000.00	63,164,562.20	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	49,507,300.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	38,721,858.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,315,580.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,141,307.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	55,000,000.00	47,394,435.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	77,952,998.40	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	104,000,000.00	95,035,200.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	71,000,000.00	75,082,500.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	61,028,000.00	
小計	銘柄数：13  組入時価比率：2.8%	823,000,000.00	756,889,565.40 (306,528,163)  2.9%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,061,473.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,692,122.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,345,123.64	
	POLAND GOVERNMENT BOND	300,000.00	273,314.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	3,305,901.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	751,057.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	743,636.56	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,368,365.45	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,480,041.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,065,911.06	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,359,894.94	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,359,635.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,790,535.20	
小計	銘柄数：13  組入時価比率：7.7%	23,800,000.00	22,597,011.95 (840,055,217)  7.9%	

	ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
小計		銘柄数：15	382,400,000.00	0.00 (0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	レイ	ROMANIA	500,000.00	491,517.50	
		ROMANIA	700,000.00	668,430.00	
		ROMANIA	760,000.00	753,050.40	
		ROMANIA	230,000.00	206,494.00	
		ROMANIA	900,000.00	855,669.33	
		ROMANIA	1,050,000.00	1,116,780.00	
		ROMANIA	700,000.00	586,695.90	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	535,810.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,024,185.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	794,155.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,084,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	375,575.04	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,400,980.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,096,500.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	800,000.00	827,920.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	804,500.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	329,580.00	
小計		銘柄数：17	13,140,000.00	12,952,742.17	

	組入時価比率：3.8%		(414,551,217)
			3.9%
リンク	MALAYSIA GOVERNMENT	2,100,000.00	2,132,951.94
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,700,000.00	1,711,799.02
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,517,871.88
	MALAYSIA GOVERNMENT	500,000.00	508,361.00
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,100,000.00	1,194,047.47
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,209,761.76
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,900,000.00	1,912,614.86
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,900,000.00	1,950,527.27
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,800,000.00	1,780,189.38
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,645,273.60
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900,000.00	968,349.15
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,100,291.11
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,300,000.00	1,336,329.41
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,314,940.51
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,621,745.28
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,716,644.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,773,088.27
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	610,592.58
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	563,154.12
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	395,398.40
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,245,115.08
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,100,793.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	750,000.00	730,647.52
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,420,000.00	1,399,403.89
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	626,780.22
小計	銘柄数：25 組入時価比率：9.7%	31,320,000.00	32,066,672.02 (1,060,162,656) 10.1%
バーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,882,055.60
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,546,309.96
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,326,877.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,491,408.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,314,196.45
	THAILAND GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	15,486,404.80

	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	10,348,115.22	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,632,594.54	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,056,441.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,392,428.96	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,859,678.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	14,300,000.00	15,411,144.32	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,503,662.90	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,366,186.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,980,517.50	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,358,769.36	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	8,707,086.72	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	6,867,721.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	14,073,247.47	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	18,198,156.60	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,937,491.64	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,646,239.10	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,164,682.52	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,452,306.10	
小計	銘柄数：24  組入時価比率：9.5%	239,500,000.00	243,003,721.96  (1,035,195,855)  9.8%	
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,301,815,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,650,673,400.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	6,000,000,000.00	5,915,880,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,200,000,000.00	2,280,300,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	300,000,000.00	291,051,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,510,965,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,757,516,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,599,344,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,536,107,100.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,637,674,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	7,500,000,000.00	8,002,950,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,313,707,200.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,696,692,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,555,903,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	6,800,000,000.00	7,841,080,000.00	

	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,628,795,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,748,768,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,984,186,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,143,743,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,192,544,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,100,000,000.00	4,101,004,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,180,000,000.00	4,673,407,200.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,900,000,000.00	5,187,385,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,501,257,200.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,898,750,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,750,032,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,891,272,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,400,000,000.00	3,884,466,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,533,580,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,881,620,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,031,500,000.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	974,008,800.00	
小計	銘柄数：32  組入時価比率：9.7%	108,580,000,000.00	113,897,976,400.00  (1,059,251,180)  10.1%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	906,220.53	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,615,443.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	810,258.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,360,867.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,823,385.06	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,137,629.27	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	806,066.72	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	410,257.24	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,577,149.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,856,324.88	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,536,316.65	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	941,086.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,031,010.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,947,647.06	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,252,801.68	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,012,157.60	

	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,037,853.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,802,024.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,235,872.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,900,000.00	4,938,739.89	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	525,402.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,794,695.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,277,868.48	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,273,591.98	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,359,838.74	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	815,861.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	2,168,145.66	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	480,483.68	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	1,046,557.53	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	589,511.35	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,052,279.20	
小計	銘柄数：31  組入時価比率：9.7%	50,400,000.00	52,423,348.54  (1,058,956,882)  10.0%	
インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,204,741.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	30,372,690.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,338,648.40	
	INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,695,000.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,323,400.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,366,828.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,158,715.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,396,476.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,544,822.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,375,000.00	
	INDIA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,924,798.00	
小計	銘柄数：11  組入時価比率：2.9%	184,000,000.00	186,701,118.40  (321,125,923)  3.0%	
ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	13,667,110.60	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,500,000.00	14,857,757.50	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,360,000.00	8,274,240.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,200,000.00	13,109,688.50	

	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,500,000.00	13,971,438.05	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,300,000.00	2,358,482.61	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	9,079,560.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,100,000.00	10,291,909.10	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,800,000.00	9,620,170.66	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	14,453,082.02	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	3,573,060.00	
小計	銘柄数：11 組入時価比率：8.4%	126,760,000.00	113,256,499.04 (916,245,077) 8.7%	
合計			10,589,901,003 (10,589,901,003)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年超			
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	14,475,680	—	14,317,710	△157,970
米ドル	14,475,680	—	14,317,710	△157,970
合計	14,475,680	—	14,317,710	△157,970

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 海外R E I T インデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

## 資産の部

## 流動資産

預金	119,782,810
コール・ローン	273,532,724
投資証券	80,508,748,285
派生商品評価勘定	15,376,814
未収入金	5,926,488
未収配当金	140,640,334
未収利息	1,784
差入委託証拠金	437,126,130
流動資産合計	81,501,135,369
資産合計	81,501,135,369

## 負債の部

## 流動負債

派生商品評価勘定	30,080
未払解約金	247,828,041
その他未払費用	526,700
流動負債合計	248,384,821
負債合計	248,384,821

## 純資産の部

## 元本等

元本	20,522,480,940
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	60,730,269,608
元本等合計	81,252,750,548
純資産合計	81,252,750,548
負債純資産合計	81,501,135,369

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	3,9592円 (39,592円)

(金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日  
至 2024年9月6日

##### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

##### 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。

##### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

###### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

###### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

###### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在

##### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

##### 2. 時価の算定方法

###### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

###### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

###### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在

期首

2023年9月7日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額

19,961,841,507円

同期中における追加設定元本額	5, 520, 412, 091 円
同期中における一部解約元本額	4, 959, 772, 658 円
期末元本額	20, 522, 480, 940 円
期末元本額の内訳*	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1, 169, 625, 145 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	1, 696, 237, 147 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1, 310, 647, 855 円
野村資産設計ファンド 2015	8, 594, 770 円
野村資産設計ファンド 2020	9, 640, 258 円
野村資産設計ファンド 2025	12, 602, 132 円
野村資産設計ファンド 2030	15, 465, 140 円
野村資産設計ファンド 2035	14, 010, 819 円
野村資産設計ファンド 2040	30, 611, 009 円
野村資産設計ファンド 2045	6, 154, 931 円
野村インデックスファンド・外国REIT	1, 442, 525, 466 円
ネクストコア	5, 040, 512 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	562, 503, 828 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	590, 979, 373 円
野村資産設計ファンド 2050	4, 057, 420 円
インデックス・ブレンド (タイプ I)	505, 796 円
インデックス・ブレンド (タイプ II)	577, 487 円
インデックス・ブレンド (タイプ III)	7, 552, 107 円
インデックス・ブレンド (タイプ IV)	3, 084, 772 円
インデックス・ブレンド (タイプ V)	10, 491, 414 円
野村 6 資産均等バランス	3, 821, 105, 673 円
野村資産設計ファンド 2060	3, 722, 481 円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	5, 705, 212, 298 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	2, 511, 189, 638 円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	1, 110, 870, 382 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT (適格機関投資家専用)	73, 963, 906 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8 資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	253, 624 円
野村DC運用戦略ファンド	283, 156, 443 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	15, 840, 772 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 安定コース	12, 842, 508 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) インカムコース	6, 507, 808 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 成長コース	18, 259, 064 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	12, 619, 820 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	14, 751, 700 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	5, 673, 664 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	4, 612, 124 円
多資産分散投資ファンド (バランス 10) (確定拠出年金向け)	20, 991, 654 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	38, 000	859, 180. 00	

	AGREE REALTY CORP	37,130	2,781,037.00	
	ALEXANDER & BALDWIN INC	27,100	524,385.00	
	ALEXANDERS INC	800	183,872.00	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	58,420	6,857,339.60	
	ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	91,680.00	
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,400	477,480.00	
	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	24,500	541,205.00	
	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	119,500	4,750,125.00	
	AMERICOLD REALTY TRUST INC	98,700	2,878,092.00	
	APARTMENT INV&MGMT CO-A	48,800	436,272.00	
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	83,200	1,158,976.00	
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	24,200	289,916.00	
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	10,664.40	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	52,690	11,935,338.80	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	58,000.00	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	65,000	332,800.00	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	111,400	3,040,106.00	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	69,600	1,268,112.00	
	BRT APARTMENTS CORP	4,200	77,574.00	
	BXP INC	53,670	4,007,002.20	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	39,560	4,910,582.80	
	CARETRUST REIT INC	52,500	1,571,325.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	9,200	238,280.00	
	CENTERSPACE	5,390	405,867.00	
	CHATHAM LODGING TRUST	17,300	140,822.00	
	CITY OFFICE REIT INC	14,500	82,505.00	
	CLIPPER REALTY INC	4,000	19,560.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	8,800	143,440.00	
	COPT DEFENSE PROPERTIES	41,500	1,218,855.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	56,400	1,595,556.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	7,200	138,528.00	
	CUBESMART	83,600	4,270,288.00	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	77,300	642,363.00	
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	350,000	206,500.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	120,390	18,047,664.90	
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	267,320.00	

	DOUGLAS EMMETT INC	61,700	973,626.00	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	37,800	507,276.00	
	EASTGROUP PROPERTIES	17,860	3,328,211.00	
	ELME COMMUNITIES	32,000	565,440.00	
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	49,700	522,844.00	
	EPR PROPERTIES	28,000	1,336,160.00	
	EQUINIX INC	35,210	28,933,465.40	
	EQUITY COMMONWEALTH	39,500	798,295.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	69,250	5,008,852.50	
	EQUITY RESIDENTIAL	127,980	9,649,692.00	
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	64,900	2,083,939.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	23,830	7,196,898.30	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	78,560	13,634,873.60	
	FARMLAND PARTNERS INC	16,500	167,640.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	27,740	3,216,175.60	
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	48,950	2,762,738.00	
	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	33,900	976,320.00	
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	38,000	63,080.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	100,800	5,191,200.00	
	GETTY REALTY CORP	18,300	580,110.00	
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	15,200	231,040.00	
	GLADSTONE LAND CORP	11,900	160,412.00	
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	23,500	215,495.00	
	GLOBAL NET LEASE INC	72,900	634,230.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	140,000	2,521,400.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	261,300	5,772,117.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	39,100	1,243,380.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	261,800	4,379,914.00	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	48,000	239,520.00	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	83,400	1,673,004.00	
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	117,840.00	
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,470	1,274,931.90	
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	25,000	734,250.00	
	INVITATION HOMES INC	213,700	7,966,736.00	

	IRON MOUNTAIN INC	108, 770	11, 864, 631. 60	
	JBG SMITH PROPERTIES	30, 700	534, 180. 00	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250, 000	65, 000. 00	
	KILROY REALTY CORP	39, 700	1, 396, 249. 00	
	KIMCO REALTY CORP	247, 800	5, 726, 658. 00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	81, 300	2, 104, 044. 00	
	LINEAGE INC	21, 210	1, 763, 187. 30	
	LTC PROPERTIES INC	16, 000	587, 680. 00	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	108, 700	1, 108, 740. 00	
	MACERICH CO /THE	79, 700	1, 227, 380. 00	
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590, 515	59, 642. 01	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	222, 000	1, 085, 580. 00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	43, 370	6, 989, 075. 50	
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	25, 700	1, 182, 971. 00	
	NATL HEALTH INVESTORS INC	16, 130	1, 330, 886. 30	
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	5, 700	167, 922. 00	
	NETSTREIT CORP	27, 500	461, 450. 00	
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12, 808	72, 877. 52	
	NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8, 300	381, 053. 00	
	NNN REIT INC	67, 800	3, 248, 298. 00	
	OFFICE PROPERTIES INCOME	17, 800	37, 914. 00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	91, 800	3, 671, 082. 00	
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	6, 300	167, 643. 00	
	ORION OFFICE REIT INC	20, 800	81, 536. 00	
	PARAMOUNT GROUP INC	63, 100	307, 297. 00	
	PARK HOTELS & RESORTS INC	77, 800	1, 110, 206. 00	
	PEAKSTONE REALTY TRUST	13, 800	175, 260. 00	
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	44, 300	558, 180. 00	
	PHILLIPS EDISON & CO INC	45, 200	1, 680, 084. 00	
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	46, 500	442, 215. 00	
	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13, 900	321, 646. 00	
	POSTAL REALTY TRUST INC-A	7, 900	113, 760. 00	
	PRIME US REIT	233, 200	44, 074. 80	
	PROLOGIS INC	343, 430	43, 756, 416. 30	
	PUBLIC STORAGE	58, 670	20, 016, 443. 90	

	REALTY INCOME CORP	323,050	20,135,706.50	
	REGENCY CENTERS CORP	61,070	4,476,431.00	
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	46,900	711,942.00	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	80,700	4,048,719.00	
	RLJ LODGING TRUST	56,300	512,893.00	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	22,160	2,192,288.80	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	85,500	1,491,120.00	
	SAFEHOLD INC	17,000	422,450.00	
	SAUL CENTERS INC	4,800	195,792.00	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	59,900	275,540.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	120,920	19,852,645.60	
	SITE CENTERS CORP	16,625	960,592.50	
	SL GREEN REALTY CORP	24,050	1,532,225.50	
	STAG INDUSTRIAL INC	67,300	2,685,943.00	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	266,976.00	
	SUN COMMUNITIES INC	46,270	6,359,811.50	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	75,000	744,000.00	
	TANGER INC	40,400	1,256,440.00	
	TERRENO REALTY CORP	35,770	2,448,814.20	
	UDR INC	112,500	4,997,250.00	
	UMH PROPERTIES INC	24,200	475,772.00	
	UNITI GROUP INC	87,000	459,360.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,700	210,748.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	43,800	904,470.00	
	VENTAS INC	150,220	9,436,820.40	
	VERIS RESIDENTIAL INC	29,500	513,595.00	
	VICI PROPERTIES INC	387,100	13,002,689.00	
	VORNADO REALTY TRUST	59,300	1,994,259.00	
	WELLTOWER INC	221,810	27,504,440.00	
	WHITESTONE REIT	17,000	222,700.00	
	WP CAREY INC	81,250	4,934,312.50	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,200	509,970.00	
小計	銘柄数：139	9,792,198	440,697,699.73	
			(63,125,538,509)	
	組入時価比率：77.7%		78.4%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,700	392,029.00	

	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	141,939.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,100	788,970.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,900	124,545.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	50,550.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	29,900	1,584,999.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	58,000	866,520.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	297,470.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	20,900	323,950.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	48,300	662,193.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	57,930.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	37,200	662,904.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,440	874,130.40	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	45,600	487,920.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	27,700	353,175.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	22,400	459,648.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	134,972.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	134,904.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	106,092.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTY	48,000	242,880.00	
	PRIMARIS REIT	17,600	266,288.00	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	59,400.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	55,300	1,068,949.00	
	SLATE GROCERY REIT	10,800	137,592.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	25,400	659,384.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2,435	27,198.95	
小計	銘柄数：26	595,375	10,966,532.35 (1,163,878,078)	
	組入時価比率：1.4%			1.4%
ユーロ	AEDIFICA	17,390	1,085,136.00	
	ALTAREA	1,700	181,560.00	
	CARE PROPERTY INVEST	13,800	196,788.00	
	CARMILA	21,200	362,944.00	
	COFINIMMO	13,820	894,845.00	
	COVIVIO	18,770	998,564.00	
	CROMWELL REIT EUR	127,000	187,960.00	

	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,400	374,990.00	
	GECINA SA	18,890	1,938,114.00	
	HAMBORNER REIT AG	26,400	173,184.00	
	ICADE	10,900	238,492.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	45,270.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	103,000	604,095.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	164,000	144,320.00	
	KLEPIERRE	72,700	2,038,508.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,300	163,821.00	
	MERCIALYS	35,600	428,980.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	145,000	1,664,600.00	
	MONTEA	6,460	501,942.00	
	NSI NV	6,400	128,320.00	
	RETAIL ESTATES	4,560	301,872.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,700	474,435.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	37,610	2,804,953.80	
	VASTNED RETAIL NV	7,200	174,960.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	65,000	1,586,000.00	
	WERELDHAVE NV	14,200	202,208.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	12,800	440,960.00	
小計	銘柄数：27  組入時価比率：3.6%	1,009,800	18,337,821.80  (2,919,014,474)  3.6%	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	78,820.00	
	AEW UK REIT PLC	64,000	60,352.00	
	ASSURA PLC	1,080,000	436,968.00	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	248,000	235,600.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	73,100	945,914.00	
	BRITISH LAND	350,000	1,519,700.00	
	CLS HOLDINGS PLC	46,000	40,572.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	129,600.00	
	DERWENT LONDON PLC	41,800	1,003,200.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	224,000	215,040.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	153,000	532,440.00	
	HAMMERSOHN PLC	1,450,000	417,310.00	

	HELICAL PLC	38,000	87,210.00	
	HOME REIT PLC	267,000	50,796.75	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	160,000	140,480.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	276,900	1,806,772.50	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	40,796.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	751,000	1,512,514.00	
	NEWRIVER REIT PLC	119,000	94,367.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	150,288.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	502,000	502,000.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	182,405.00	
	REGIONAL REIT LTD	30,700	38,221.50	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	81,800	715,750.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	96,000.00	
	SEGRO PLC	497,300	4,326,510.00	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	716,000	1,081,160.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	471,000	357,018.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	204,248.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	77,760.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	839,000	1,353,307.00	
	UNITE GROUP PLC	166,700	1,591,151.50	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	166,000	198,868.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	133,610.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	51,800	330,484.00	
小計	銘柄数：36  組入時価比率：4.8%	10,582,100	20,687,233.25  (3,906,370,254)  4.9%	
豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	218,370.00	
	ABACUS STORAGE KING	190,000	238,450.00	
	ARENA REIT	136,000	546,720.00	
	BWP TRUST	205,000	742,100.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	296,000	509,120.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	193,000	609,880.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	161,000	187,565.00	
	CHARTER HALL GROUP	174,100	2,651,543.00	

	CHARTER HALL LONG WALE REIT	250,000	972,500.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	196,000	707,560.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124,000	337,280.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	210,600.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	222,400.00	
	DEXUS/AU	397,000	2,906,040.00	
	GDI PROPERTY GROUP	210,000	140,700.00	
	GOODMAN GROUP	641,500	21,291,385.00	
	GPT GROUP	707,000	3,570,350.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES ASTR	103,000	257,500.00	
	HEALTHCO REIT	176,000	209,440.00	
	HMC CAPITAL LTD	92,000	764,520.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	664,000	846,600.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	78,000	270,660.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	136,000	712,640.00	
	MIRVAC GROUP	1,456,000	3,086,720.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	466,000	1,137,040.00	
	REGION RE LTD	436,000	972,280.00	
	RURAL FUNDS GROUP	140,000	285,600.00	
	SCENTRE GROUP	1,922,000	6,669,340.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	885,000	4,504,650.00	
	VICINITY CENTRES	1,442,000	3,287,760.00	
	WAYPOINT REIT	256,000	680,960.00	
小計	銘柄数：31 組入時価比率：7.1%	12,906,600	59,748,273.00 (5,771,085,689) 7.2%	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD GOODMAN PROPERTY TRUST KIWI PROPERTY GROUP LTD PRECINCT PROPERTIES GROUP	330,000 379,000 570,000 591,000	386,100.00 803,480.00 552,900.00 768,300.00	
小計	銘柄数：4 組入時価比率：0.3%	1,870,000	2,510,780.00 (223,810,929) 0.3%	
香港ドル	CHAMPION REIT FORTUNE REIT LINK REIT	700,000 580,000 945,000	1,274,000.00 2,389,600.00 35,154,000.00	

	PROSPERITY REIT	550,000	753,500.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	579,700.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	788,310.00	
小計	銘柄数：6	3,914,800	40,939,110.00	
			(752,460,841)	
			0.9%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	265,650	345,345.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,324,762	3,802,066.94	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	932,956	853,654.74	
	CAPITALAND CHINA TRUST	410,279	295,400.88	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,894,694	3,959,910.46	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	229,000	211,825.00	
	EC WORLD REIT	60,000	8,400.00	
	ESR-LOGOS REIT	2,280,272	627,074.80	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	370,000	236,800.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	426,838	1,011,606.06	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,098,746	1,230,595.52	
	KEPPEL DC REIT	505,211	1,091,255.76	
	KEPPEL REIT	837,000	753,300.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	620,000	368,900.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	759,000	1,867,140.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,226,980	1,668,692.80	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	864,716	1,193,308.08	
	PARAGON REIT	478,000	418,250.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	147,000	567,420.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	190,000	127,300.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	520,000	265,200.00	
	SUNTEC REIT	842,000	1,052,500.00	
小計	銘柄数：22	16,283,104	21,955,946.04	
			(2,420,423,491)	
			3.0%	
ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	82,170,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	305,400,000.00	
	JR REIT XXVII	60,000	215,400,000.00	

	KORAMCO LIFE INFRA RE-RIGHTS	1,888	141,600.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	19,000	88,540,000.00	
	LOTTE REIT CO LTD	45,000	169,650,000.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	52,220,000.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	28,000	173,040,000.00	
	SK REITS CO LTD	44,000	232,320,000.00	
小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	293,888	1,318,881,600.00 (142,043,548) 0.2%	
新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	260,000	460,460.00	
	REIT 1 LTD	74,000	1,123,320.00	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	591,040.00	
小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	414,000	2,174,820.00 (84,122,472) 0.1%	
合計			80,508,748,285 (80,508,748,285)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	660,665,851	—	676,012,585	15,346,734
合計	660,665,851	—	676,012,585	15,346,734

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

#### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間(2024年9月7日から2025年3月6日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年5月9日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2024年9月7日から2025年3月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月7日から2025年3月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村インデックスファンド・海外5資産バランス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2024年9月6日現在)	第12期中間計算期間末 (2025年3月6日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	51,170,928	34,492,315
親投資信託受益証券	6,616,281,133	6,963,574,398
未収利息	333	461
<b>流動資産合計</b>	<b>6,667,452,394</b>	<b>6,998,067,174</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,667,452,394</b>	<b>6,998,067,174</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	22,556,152	4,459,218
未払受託者報酬	1,451,852	1,531,571
未払委託者報酬	20,325,900	21,441,911
その他未払費用	108,824	114,812
<b>流動負債合計</b>	<b>44,442,728</b>	<b>27,547,512</b>
<b>負債合計</b>	<b>44,442,728</b>	<b>27,547,512</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	2,930,729,982	2,936,938,062
<b>剩余金</b>		
中間剩余金又は中間欠損金（△）	3,692,279,684	4,033,581,600
（分配準備積立金）	1,442,893,517	1,312,803,559
<b>元本等合計</b>	<b>6,623,009,666</b>	<b>6,970,519,662</b>
<b>純資産合計</b>	<b>6,623,009,666</b>	<b>6,970,519,662</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,667,452,394</b>	<b>6,998,067,174</b>

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 自 2023年9月7日 至 2024年3月6日	第12期中間計算期間 自 2024年9月7日 至 2025年3月6日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	55,679
有価証券売買等損益	498,351,972	357,328,788
<b>営業収益合計</b>	<b>498,351,972</b>	<b>357,384,467</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,466	-
受託者報酬	1,297,673	1,531,571
委託者報酬	18,167,388	21,441,911
その他費用	97,267	114,812
<b>営業費用合計</b>	<b>19,565,794</b>	<b>23,088,294</b>

営業利益又は営業損失 (△)	478,786,178	334,296,173
経常利益又は経常損失 (△)	478,786,178	334,296,173
中間純利益又は中間純損失 (△)	478,786,178	334,296,173
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	23,392,742	38,955,397
期首剰余金又は期首次損金 (△)	2,959,365,768	3,692,279,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	407,074,600	397,611,735
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	407,074,600	397,611,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	448,239,637	351,650,595
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	448,239,637	351,650,595
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3,373,594,167	4,033,581,600

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年9月7日から2025年3月6日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第11期 2024年9月6日現在	第12期中間計算期間末 2025年3月6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数  2,930,729,982口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数  2,936,938,062口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 2,2598円 (10,000口当たり純資産額) (22,598円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 2,3734円 (10,000口当たり純資産額) (23,734円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期 2024年9月6日現在	第12期中間計算期間末 2025年3月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額  中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法  親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法  親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日		第12期中間計算期間 自 2024年9月7日 至 2025年3月6日	
期首元本額	2,908,870,023円	期首元本額	2,930,729,982円
期中追加設定元本額	730,495,494円	期中追加設定元本額	284,872,183円
期中一部解約元本額	708,635,535円	期中一部解約元本額	278,664,103円

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」および「海外R E I Tインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国株式M S C I - KOKUSAIマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2025年3月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	7,825,486,682
コール・ローン	8,486,920,241
株式	2,718,029,741,606
投資証券	52,145,049,266
派生商品評価勘定	121,443,087
未収入金	1,419,380
未収配当金	2,684,114,342
未収利息	113,455
差入委託証拠金	26,199,259,601
流動資産合計	2,815,493,547,660
資産合計	2,815,493,547,660
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	988,313,848
未払金	177,902,027
未払解約金	917,160,714
その他未払費用	9,737,700
流動負債合計	2,093,114,289
負債合計	2,093,114,289
純資産の部	
元本等	
元本	376,407,675,722
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,436,992,757,649
元本等合計	2,813,400,433,371
純資産合計	2,813,400,433,371
負債純資産合計	2,815,493,547,660

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	新株予約権証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
	為替予約取引
	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
	3. 費用・収益の計上基準
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	配当株式
	配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
(貸借対照表に関する注記)	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (貸借対照表に関する注記)

2025年3月6日現在		
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	7,4743 円
	(10,000口当たり純資産額)	(74,743円)

### (金融商品に関する注記)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月6日現在		
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額		
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。		
2. 時価の算定方法		
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
先物取引		

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

##### 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

##### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月6日現在	
期首	2024年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	358,788,995,487円
同期中における追加設定元本額	30,595,436,151円
同期中における一部解約元本額	12,976,755,916円
期末元本額	376,407,675,722円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	17,059,859円
バランスセレクト50	54,601,793円
バランスセレクト70	78,651,305円
野村外国株式インデックスファンド	437,348,869円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,810,985,010円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,726,646,810円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,380,035,960円
野村資産設計ファンド2015	5,165,334円
野村資産設計ファンド2020	5,700,410円
野村資産設計ファンド2025	8,321,548円
野村資産設計ファンド2030	15,198,183円
野村資産設計ファンド2035	16,053,131円
野村資産設計ファンド2040	28,834,128円
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	32,788,614,892円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,320,797,395円
のむラップ・ファンド(普通型)	19,652,461,690円
のむラップ・ファンド(積極型)	26,059,447,054円
野村資産設計ファンド2045	6,883,428円
野村インデックスファンド・外国株式	10,046,024,315円
マイ・ロード	1,362,491,138円
ネクストコア	8,325,713円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	154,828,568円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,338,370,809円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	262,824,221円
野村資産設計ファンド2050	7,473,997円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,326,550円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,016,395円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	983,795円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	972,395円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	528,182,416円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,627,281,247円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,928,581円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,384,328円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	25,866,975円

インデックス・ブレンド（タイプIV）	14,227,103 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	47,316,421 円
野村6資産均等バランス	2,328,809,950 円
野村つみたて外国株投信	20,668,460,598 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,115,488,824 円
世界6資産分散ファンド	41,899,340 円
野村資産設計ファンド2060	7,827,184 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,534,260,036 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	6,129,791,185 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,667,734,072 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,316,288,959 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	54,446,303 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,400,438 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	218,679,564 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	171,167,372 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	403,471 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,606,130 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	402,870 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,325,326 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	236,556,833 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,175,677 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,891,808 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	42,170,352 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,457,954,914 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6,420,610 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	953,268,574 円
野村FoFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,841,253,693 円
野村FoFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	457,588 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	720,012,032 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	981,713 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6,688,875 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,094,330 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	120,742,426,170 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,402,526,089 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,045,785,788 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,090,170,214 円
マイバランスDC30	650,304,517 円
マイバランスDC50	1,657,991,166 円
マイバランスDC70	1,764,204,572 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	53,642,756,634 円
野村DC運用戦略ファンド	542,066,126 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	8,998,495 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	586,739,622 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	438,520,960 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	557,914,211 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	22,955,832 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,865,346 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	80,576,973 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	14,984,072 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	16,888,230 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	13,102,625 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	327,410,000 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	277,503,043 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	202,142,140 円

マイターゲット 2060 (確定拠出年金向け)	283,896,023 円
野村資産設計ファンド (D C・つみたてN I S A) 2060	13,031,085 円
マイターゲット 2065 (確定拠出年金向け)	113,831,718 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	94,833,013 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金D C向け)	62,355,907 円
野村D Cバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	92,648,891 円
マイターゲット 2070 (確定拠出年金向け)	3,715,050 円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	211,980,823 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 新興国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位 : 円)

(2025年3月6日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

預金	3,833,687,977
コール・ローン	691,733,927
株式	138,116,192,733
投資信託受益証券	5,387,704,975
投資証券	115,503,859
派生商品評価勘定	179,722,558
未収入金	1,892,560
未取配当金	231,249,214
未収利息	9,247
差入委託証拠金	4,713,260,089
流動資産合計	153,270,957,139
資産合計	153,270,957,139

#### 負債の部

##### 流動負債

派生商品評価勘定	28,430,749
未払金	38,722,492
未払解約金	9,937,777
その他未払費用	6,276,500
流動負債合計	83,367,518
負債合計	83,367,518

#### 純資産の部

##### 元本等

元本	73,707,727,179
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	79,479,862,442
元本等合計	153,187,589,621
純資産合計	153,187,589,621
負債純資産合計	153,270,957,139

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引
3. 費用・収益の計上基準	計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
	為替予約取引
	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
(貸借対照表に関する注記)	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
金融商品の時価等に関する事項	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2025年3月6日現在		
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2,0783 円
	(10,000口当たり純資産額)	(20,783円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2025年3月6日現在		
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	派生商品評価勘定	
	先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	派生商品評価勘定	
	為替予約取引	1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月6日現在		
期首		2024年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	67,239,617,685円	
同期中における追加設定元本額	11,524,769,541円	
同期中における一部解約元本額	5,056,660,047円	
期末元本額	73,707,727,179円	
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015	12,872,666円	
野村資産設計ファンド2020	14,142,282円	
野村資産設計ファンド2025	20,570,742円	
野村資産設計ファンド2030	37,118,563円	
野村資産設計ファンド2035	39,781,999円	
野村資産設計ファンド2040	71,165,145円	
野村資産設計ファンド2045	16,917,288円	
野村インデックスファンド・新興国株式	3,613,561,360円	
ネクストコア	11,788,639円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	552,837,505円	
野村資産設計ファンド2050	18,283,661円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,245,477円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,492,143円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,409,263円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,384,743円	
インデックス・ブレンド（タイプI）	1,540,583円	
インデックス・ブレンド（タイプII）	1,664,947円	
インデックス・ブレンド（タイプIII）	15,129,652円	
インデックス・ブレンド（タイプIV）	8,843,478円	
インデックス・ブレンド（タイプV）	28,914,188円	
野村つみたて外国株投信	8,832,350,622円	
野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	643,666,538円	
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	2,181,691,136円	
世界6資産分散ファンド	149,614,715円	
野村資産設計ファンド2060	19,307,540円	
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,619,945,660円	
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	1,339,273,357円	
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,315,312,186円	
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）外国株式	4,863,592,827円	
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,590,745円	
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,014,919,515円	
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	408,620円	
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221円	
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	44,778,392,158円	
野村DC運用戦略ファンド	770,092,355円	
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	12,129,217円	
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	36,594,589円	

野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）	2 0 4 0	41,675,607 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）	2 0 5 0	32,052,992 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）	2 0 6 0	32,143,504 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）		67,726,204 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）		90,602,547 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 外国債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2025年3月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	6,234,290,548
コール・ローン	636,460,347
国債証券	977,890,135,704
派生商品評価勘定	2,409,635
未収利息	7,889,297,819
前払費用	1,508,186,999
その他未収収益	15,002,980
流動資産合計	994,175,784,032
資産合計	994,175,784,032
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	285,120
未払金	6,256,043,567
未払解約金	293,445,582
その他未払費用	9,524,561
流動負債合計	6,559,298,830
負債合計	6,559,298,830
純資産の部	
元本等	
元本	331,754,507,529
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	655,861,977,673
元本等合計	987,616,485,202
純資産合計	987,616,485,202
負債純資産合計	994,175,784,032

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算

算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2025年3月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,9769円 (29,769円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	227,458,903,747円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。  有価証券 なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	239,337,726,129円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2025年3月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月6日現在	
期首	2024年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	320,284,050,028円
同期中における追加設定元本額	29,011,024,186円
同期中における一部解約元本額	17,540,566,685円
期末元本額	331,754,507,529円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	66,183,946円
バランスセレクト50	71,024,106円
バランスセレクト70	81,984,854円
野村外国債券インデックスファンド	217,886,077円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,041,675,950円

野村世界6資産分散投信（分配コース）	22,901,074,818円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	3,872,454,375円
野村資産設計ファンド2015	16,336,312円
野村資産設計ファンド2020	18,012,259円
野村資産設計ファンド2025	26,451,976円
野村資産設計ファンド2030	44,738,297円
野村資産設計ファンド2035	37,108,392円
野村資産設計ファンド2040	59,288,533円
野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	81,290,722,694円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,298,960,455円
のむラップ・ファンド（普通型）	45,851,350,381円
のむラップ・ファンド（積極型）	19,466,983,380円
野村外国債券インデックス（野村SMA向け）	306,316,601円
野村資産設計ファンド2045	12,500,415円
野村インデックスファンド・外国債券	1,169,454,980円
マイ・ロード	5,651,281,734円
ネクストコア	44,401,645円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	390,103,897円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	9,521,977,108円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,113,465,819円
野村資産設計ファンド2050	11,234,850円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,779,252円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,250,319円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,008,500円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,668,592円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,495,992,553円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,222,729,982円
インデックス・ブレンド（タイプI）	1,265,644円
インデックス・ブレンド（タイプII）	1,140,711円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	3,130,371円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	933,472円
インデックス・ブレンド（タイプV）	1,524,061円
野村6資産均等バランス	5,868,152,182円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	9,839,131,464円
世界6資産分散ファンド	105,554,401円
野村資産設計ファンド2060	7,050,058円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,248,555,018円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	5,496,643,620円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,275,354円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	658,384,695円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	150,753,122円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	647,044,357円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	217,055,116円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,016,584円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	4,414,066円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	184,630円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,090,783,518円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	5,008,223円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,481,834円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	149,024,270円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	106,236,807円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,836,467,494円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	32,358,292円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	809,831,330円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,484,721,790円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,459,471円

野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,763,400 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,510,923 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,127,779 円
野村外国債券パッジファンド（確定拠出年金向け）	653,267,376 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,299,960,821 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,615,408,368 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,144,747,194 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,792,369,887 円
マイバランスDC30	2,457,059,677 円
マイバランスDC50	2,088,444,371 円
マイバランスDC70	1,776,930,570 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,296,640,779 円
野村DC運用戦略ファンド	2,894,871,505 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	375,583,279 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	624,385,289 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,433,174,351 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	629,831,420 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	38,554,132 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	99,642,008 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	57,997,875 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	44,107,926 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	34,724,906 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	19,695,756 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	581,351,604 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	302,311,837 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	208,327,125 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	286,080,640 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	11,737,787 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	114,707,659 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	79,635,636 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	392,779,239 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	233,404,571 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	3,743,639 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

(2025年3月6日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

預金	187,167,259
コール・ローン	94,875,841
国債証券	15,670,959,937
派生商品評価勘定	522,259
未収入金	120,297,022
未収利息	216,938,421
前払費用	35,645,455
流動資産合計	16,326,406,194
資産合計	16,326,406,194

## 負債の部

### 流動負債

派生商品評価勘定	708,491
未払金	275,046,426
未払解約金	22,551
その他未払費用	1,190,900
流動負債合計	276,968,368
負債合計	276,968,368

## 純資産の部

### 元本等

元本	8,758,600,477
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	7,290,837,349
元本等合計	16,049,437,826
純資産合計	16,049,437,826
負債純資産合計	16,326,406,194

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### （貸借対照表に関する注記）

2025年3月6日現在

#### 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8324円 (18,324円)
-------------------------------	----------------------

### （金融商品に関する注記）

#### 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月6日現在

#### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

#### 2. 時価の算定方法

##### 国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

##### 派生商品評価勘定

##### 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の

仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月6日現在		
期首		2024年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,188,030,556円	
同期中における追加設定元本額	3,663,572,294円	
同期中における一部解約元本額	1,093,002,373円	
期末元本額	8,758,600,477円	
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015	9,331,134円	
野村資産設計ファンド2020	10,358,430円	
野村資産設計ファンド2025	14,765,198円	
野村資産設計ファンド2030	25,700,022円	
野村資産設計ファンド2035	21,310,544円	
野村資産設計ファンド2040	34,035,486円	
野村資産設計ファンド2045	7,182,667円	
野村インデックスファンド・新興国債券	615,308,207円	
ネクストコア	12,140,248円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	637,901,630円	
野村資産設計ファンド2050	6,294,995円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,597,858円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,270,038円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,154,525円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	958,251円	
世界6資産分散ファンド	172,634,049円	
野村資産設計ファンド2060	4,050,595円	
ノムラF O F s用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	5,730,005,438円	
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	470,968円	
野村D C新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	589,361,791円	
野村D C運用戦略ファンド	780,628,899円	
野村D C運用戦略ファンド(マイルド)	19,070,516円	
野村資産設計ファンド(DC・つみたてN I S A)2030	25,336,687円	
野村資産設計ファンド(DC・つみたてN I S A)2040	19,953,057円	
野村資産設計ファンド(DC・つみたてN I S A)2050	11,035,724円	
野村資産設計ファンド(DC・つみたてN I S A)2060	6,743,520円	

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 海外R E I T インデックス マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

(2025年3月6日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

預金

271,873,274

コール・ローン	144, 153, 207
投資証券	89, 639, 876, 207
派生商品評価勘定	14, 014, 576
未収入金	7, 298, 304
未収配当金	174, 553, 005
未収利息	1, 927
差入委託証拠金	137, 169, 746
流動資産合計	90, 388, 940, 246
資産合計	90, 388, 940, 246
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	666, 803
未払解約金	4, 048, 995
その他未払費用	529, 700
流動負債合計	5, 245, 498
負債合計	5, 245, 498
純資産の部	
元本等	
元本	22, 219, 808, 712
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	68, 163, 886, 036
元本等合計	90, 383, 694, 748
純資産合計	90, 383, 694, 748
負債純資産合計	90, 388, 940, 246

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

## 足説明

提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

2025年3月6日現在

## 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	4,0677円 (40,677円)
-------------------------------	----------------------

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月6日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 派生商品評価勘定

## 先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 派生商品評価勘定

## 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月6日現在

期首	2024年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,522,480,940円
同期中における追加設定元本額	3,042,509,200円
同期中における一部解約元本額	1,345,181,428円
期末元本額	22,219,808,712円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,115,383,515円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,679,328,750円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,419,989,238円
野村資産設計ファンド2015	8,125,313円
野村資産設計ファンド2020	8,925,890円
野村資産設計ファンド2025	11,830,881円
野村資産設計ファンド2030	14,778,883円
野村資産設計ファンド2035	13,482,471円
野村資産設計ファンド2040	29,379,171円
野村資産設計ファンド2045	5,781,356円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,418,027,289円
ネクストコア	6,214,101円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	572,113,433円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	563,553,016円
野村資産設計ファンド2050	3,814,542円
インデックス・ブレンド(タイプI)	308,983円

インデックス・ブレンド（タイプII）	417,294 円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	4,596,763 円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	2,405,793 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	7,886,739 円
野村6資産均等バランス	4,302,863,324 円
野村資産設計ファンド2060	3,493,051 円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,616,864,994 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	2,656,535,072 円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	1,158,772,060 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT（適格機関投資家専用）	73,974,951 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	211,428 円
野村DC運用戦略ファンド	404,019,310 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	6,377,505 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	14,137,405 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	7,307,334 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	21,267,225 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	14,570,686 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	17,207,013 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	6,687,252 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,815,423 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	23,361,258 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2025年3月31日現在

I 資産総額	6,873,325,871円
II 負債総額	12,719,436円
III 純資産総額（I - II）	6,860,606,435円
IV 発行済口数	2,940,190,496口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.3334円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIMザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	2,743,386,087,292円
II 負債総額	9,020,973,304円
III 純資産総額（I - II）	2,734,365,113,988円
IV 発行済口数	380,027,645,142口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.1952円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	157,057,200,605円
--------	------------------

II 負債総額	633, 119, 719円
III 純資産総額 (I - II)	156, 424, 080, 886円
IV 発行済口数	74, 887, 047, 647口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2. 0888円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	997, 182, 092, 844円
II 負債総額	1, 485, 790, 556円
III 純資産総額 (I - II)	995, 696, 302, 288円
IV 発行済口数	332, 639, 250, 214口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2. 9933円

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	16, 122, 707, 058円
II 負債総額	170, 337, 823円
III 純資産総額 (I - II)	15, 952, 369, 235円
IV 発行済口数	8, 716, 202, 279口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 8302円

(参考) 海外R E I T インデックス マザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	87, 400, 928, 082円
II 負債総額	453, 416, 306円
III 純資産総額 (I - II)	86, 947, 511, 776円
IV 発行済口数	22, 157, 522, 454口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3. 9241円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2025年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

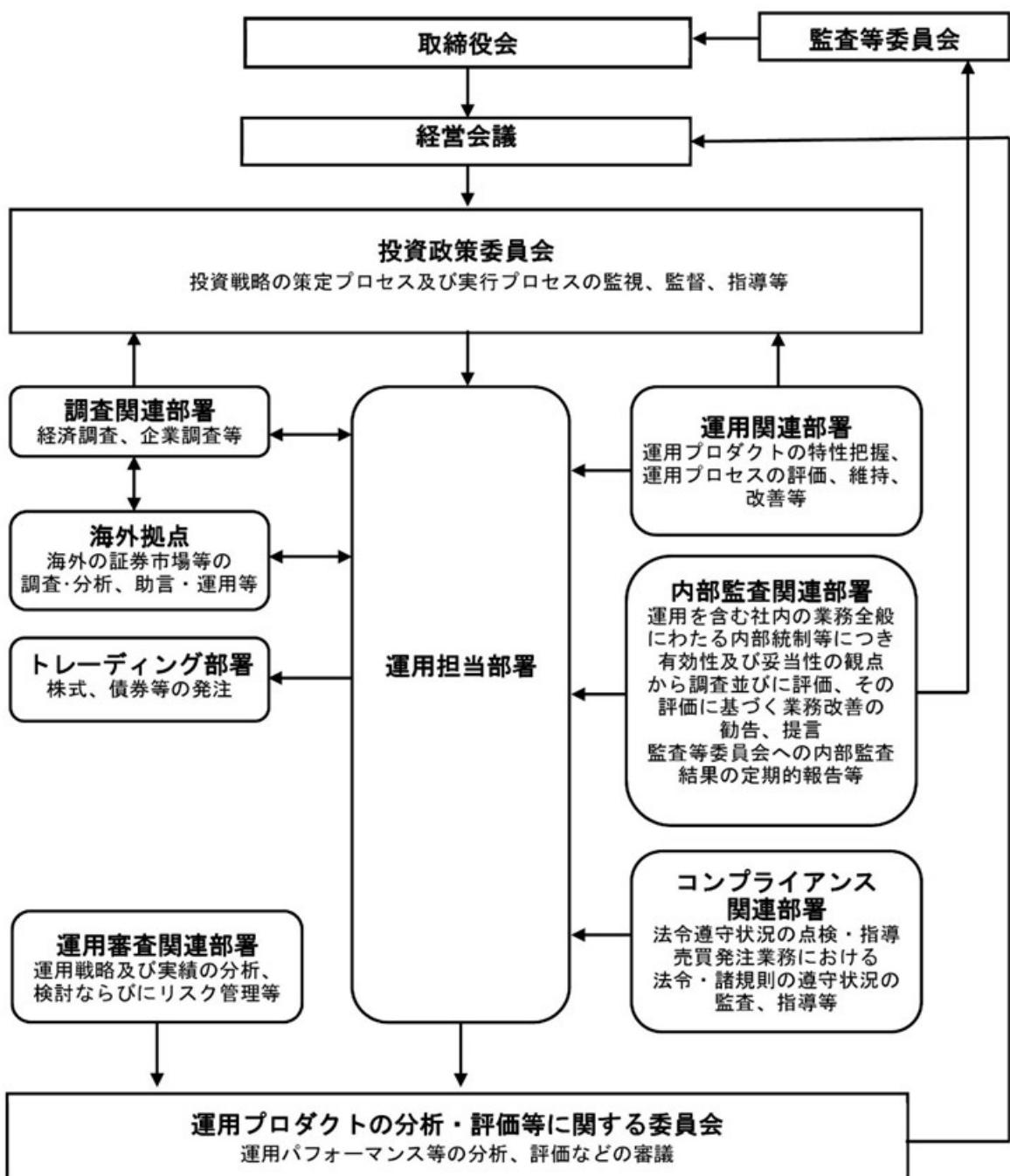
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 3 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	54, 261, 776
単位型株式投資信託	147	611, 138
追加型公社債投資信託	14	6, 561, 750
単位型公社債投資信託	399	683, 150
合計	1, 475	62, 117, 814

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		1,865		7,405	
金銭の信託		42,108		44,745	
有価証券		21,900		-	
前払金		11		7	
前払費用		775		852	
未収入金		1,775		1,023	
未収委託者報酬		26,116		31,788	
未収運用受託報酬		3,780		5,989	
短期貸付金		1,001		757	
未収還付法人税等		2,083		-	
その他		84		169	
貸倒引当金		△15		△18	
流動資産計		101,486		92,719	
固定資産					
有形固定資産			1,335	945	
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563	5,658	
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336	17,314	
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計		23,235		23,918	
資産合計		124,722		116,638	

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債			-		
関係会社短期借入金			124		13,700
預り金			17,378		123
未払金					11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		113,491		124,722	
運用受託報酬		18,198		21,188	
その他営業収益		331		291	
営業収益計		132,021		146,202	
営業費用					
支払手数料		38,684		43,258	
広告宣伝費		1,187		1,054	
公告費		0		0	
調査費		29,050		33,107	
調査費		6,045	6,797		
委託調査費		23,004	26,310		
委託計算費		1,363		1,377	
営業雑経費		3,302		3,670	
通信費		89	92		
印刷費		903	820		
協会費		83	85		
諸経費		2,225	2,671		
営業費用計		73,587		82,468	
一般管理費					
給料		11,316		13,068	
役員報酬		226	259		
給料・手当		7,752	7,985		
賞与		3,337	4,822		
交際費		78		87	
寄付金		115		117	
旅費交通費		283		323	
租税公課		963		990	
不動産賃借料		1,232		1,235	
退職給付費用		829		893	
固定資産減価償却費		2,409		2,292	
諸経費		12,439		12,483	
一般管理費計		29,669		31,491	
営業利益		28,763		32,242	

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232	
当期変動額										
剩余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877	
当期純利益							26,064	26,064	26,064	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剩余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資 本 準 備 金	資本剰余金			利益剰余金					
		資 本 資 本 剰 余 金	その 他	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	
当期変動額										
剩余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782	
当期純利益							28,183	28,183	28,183	
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剩余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="663 927 992 1017"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6~15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6~15年	器具備品	4~15年
建物	6年						
附属設備	6~15年						
器具備品	4~15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

該当事項はありません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の  株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの  譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 4%
退職一時金制度の割引率	1. 1%
長期期待運用収益率	2. 35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20, 314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1, 024
退職給付の支払額	△1, 150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19, 205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19, 378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1, 415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21, 247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16, 431 百万円
年金資産	△21, 247
	△4, 815
非積立型制度の退職給付債務	2, 774
未積立退職給付債務	△2, 041
未認識数理計算上の差異	2, 923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

退職給付引当金	2, 759
前払年金費用	△1, 875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 8%
退職一時金制度の割引率	1. 3%
長期期待運用収益率	2. 35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138
退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	227
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348
未払社会保険料	85
その他	44
繰延税金資産小計	<u>4,878</u>
評価性引当額	<u>△1,696</u>
繰延税金資産合計	<u>3,181</u>
<b>繰延税金負債</b>	
資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	<u>△840</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,340</u>
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.3%</u>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.0%</u>

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行手数料の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 17,016 円 74 銭	1株当たり純資産額 11,677 円 62 銭
1株当たり当期純利益 5,060 円 34 銭	1株当たり当期純利益 5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等		1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							株 主 資 本 合 計	
	資本剩余金			利益剰余金					
	資 本 準備金	その他 資 本 剩余金	資 本 剩余金 合 計	利 益 準 備 金	その他 利 益 剰余金	利 益 剝 越 利 益 剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820	
当中間期変動額									
剩余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174	
中間純利益						20,713	20,713	20,713	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460	
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剩余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

## 7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133 百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇ 中間損益計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23 百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13 百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
1 発行済株式に関する事項	
株式の種類	当事業年度期首
普通株式	5,150,693 株
増加	—
減少	—
当中間会計期間末	5,150,693 株
2 配当に関する事項	
配当金支払額	2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項	
(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024年3月31日
(4) 効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2024年4月1日
至 2024年9月30日
1株当たり純資産額 10,222円13銭
1株当たり中間純利益 4,021円58銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
中間純利益 20,713百万円
普通株主に帰属しない金額 一
普通株式に係る中間純利益 20,713百万円
期中平均株式数 5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券および海外REIT インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指標に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券 : 1/6

新興国株式マザーファンド受益証券 : 1/6

外国債券マザーファンド受益証券 : 1/6

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券 : 1/6

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券 : 1/3

（※）各マザーファンドの対象指標

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド : MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）

新興国株式マザーファンド : MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）

外国債券マザーファンド : FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド : JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

海外 REIT インデックス マザーファンド : S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

② 前号に規定する合成指標の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
野村インデックスファンド・海外5資産バランス  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的と金額)**

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利

- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

### ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、および海外 REIT インデックス マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券

13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザー

ファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月8日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最

初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬等の総額）

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第48条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### （信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する THERE があります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させること THERE あります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

#### (公告)

第57条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。  
**(付則)**

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をい。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をい。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## 1. 別に定めるいづれかの条件

約款第12条第3項および第48条第1項の「別に定めるいづれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

### 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

#### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

#### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混藏寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーナー、債券等エクスポートジャーナーおよびデリバティブ等エクスポートジャーナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### 新興国株式マザーファンド

#### 約款

##### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

##### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

##### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

##### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

##### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

##### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なものの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### （先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

#### (公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### （運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### （先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### （外国為替予約の指図）

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### （保管業務の委任）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

#### (利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

#### (公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド 約款

#### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

#### （信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### （信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

#### （受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

#### （受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### （受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### （追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 投資法人債券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。) 、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### （信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### （信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

#### （利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### （追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### （償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### （償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### （信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらのこと項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (海外 REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。  
※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### 海外 REIT インデックス マザーファンド

#### 約款

##### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

##### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

##### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

##### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

##### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

##### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

##### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 價格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### （運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### （同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

#### （先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。) ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

#### (公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混藏寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社